

2026 年 10 月 6 日

各 位

会 社 名 フ リ ー ビ ッ ト 株 式 会 社
 (コード番号 3843: 東証プライム市場)
本社所在地 東 京 都 渋 谷 区 円 山 町 3 番 6 号
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 巧
問 合 せ 先 取締役執行役員グループ経営企画本部長 和 田 育 子
電 話 番 号 0 3 - 5 4 5 9 - 0 5 2 2 (代 表)
(URL <https://freebit.com/>)

特別調査委員会の調査報告書の公表及び再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 1 日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、特別調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）より調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を受領いたしました。

当社は、本調査報告書において認定された事実、原因分析及び提言を厳粛かつ真摯に受け止め、本日開催の取締役会において、下記の再発防止策を決議しましたので、お知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。経営陣が率先して再発防止策を実行し、当社グループ全体の管理体制及びその運用を見直すことで、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 調査報告書の公表について

本調査報告書については、別添のとおり公表いたします。なお、個人情報及び機密情報の保護の観点から、必要な範囲に限り一部に非開示措置を施しております。本件の事実関係や原因、再発防止に向けた提言を理解するために必要な情報は開示しております。

2. 本調査委員会による原因分析

本調査報告書における原因分析の概要は、以下のとおりです。詳細については、別添の本調査報告書をご参照ください。

1) 職務発明に関する理解・管理不足

当社では、法改正を踏まえた職務発明規程の見直しや発明の届出、特許出願の判断及び報奨金の支払等の各種手続について役職員への周知が十分に行われず、職務発明に関する適切な管理体制が構築・運用されていなかったことが指摘されております。

また、代表取締役CEO兼CTOであった石田宏樹氏（以下「石田氏」といいます。）自身も職務発明に関する理解が不十分であり、株式会社CountUp（以下「CU社」といいます。）が保有する特許 2 件（以下「本件各特許権」といいます。）の帰属について、専門家に研究開発の経緯等を正確に伝えた上で慎重に検討すべきであったと指摘されております。

2) 利益相反・公私混同に関する規範意識・規律の弱さ

石田氏自身の利益相反・公私混同に関する規範意識の弱さが、本件を招いた最大の要因であったと指摘されております。

また、当社グループにおいても、競業取引・利益相反取引の承認手続、承認後の取引条件の変更手続が適切かつ十分に実施されていなかったこと、石田氏の個人的な活動と当社グループの事業との関連や業務上の必要性を確認しないまま、取引が行われていたことにより、利益相反・公私混同

に関する管理体制が脆弱となり、牽制機能を十分に果たすことができなかったと指摘されております。

3) 創業社長に対する付度とそれによる牽制機能の形骸化

当社グループでは、創業社長である石田氏に対する付度により、社内取締役・管理部門が石田氏の関与する案件について、取引の必要性や合理性を十分に検証せず、適切な牽制機能を発揮できていなかったことが指摘されております。

また、社外役員は適切に牽制機能を果たすべく努力していたものの、当社側から正しい情報を提供せず、社外役員の意見を踏まえた取締役会決議の条件を長期間放置するなどにより、社外役員による牽制機能が十分に発揮されていなかったことが指摘されております。

3. 再発防止策

当社は、本調査報告書における原因分析及び再発防止策に向けた施策の提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を実施します。

1) 職務発明に関する管理体制の整備と周知徹底

① 職務発明規程の改訂とそれに基づく管理体制の整備

特許法改正を踏まえて職務発明に関する規程を改訂するとともに、職務発明に関する適切な管理体制の構築・運用を徹底します。職務発明に関する規程を改訂するにあたっては、各部門が連携し、社員の発明考案に関する特許出願に至るまでの判断基準・プロセスも明確化します。

また、就業規則及び従業員の副業に関する運用細則等の規程に基づく運用・管理についても徹底します。

② 役職員に対する教育・研修

職務発明に関する規程に従った運用・管理体制を構築・整備するだけでなく、研究・開発から特許出願の可能性のある発明に至った場合に取りべきべき手続や当社における職務発明制度の内容などに関して正しい理解・知識を得られるよう役職員に対する教育・研修を実施します。

また、役職員に対する教育・研修にあたっては、全般的な社内ルールについても正しく履践することの重要性を周知します。

2) 利益相反・公私混同に関する管理体制の強化

① 競業取引・利益相反取引に係る承認プロセスの厳格な運用

取締役による競業取引・利益相反取引について、役員・近親者・支配会社との取引は事前にと取締役会での承認を求める等、今後はより厳格な運用を徹底します。また、取締役会決議を形骸化させないよう業務執行取締役委任する「軽微な変更」の範囲を取締役会決議で特定し限定的に運用するとともに、委任の範囲内であっても変更内容について取締役会において報告することとします。

② 業務上の必要性の検証強化

取締役の個人的な活動と当社グループの事業を区別し、業務上の必要性について確認した上で取引を承認するというプロセスを確立します。

特に、業務委託契約やスポンサー契約等については、業務上の必要性について確認するための稟議プロセスを明確化します。また、定期的に業務上の必要性を確認して見直しを行います。

3) 創業社長に対する牽制機能の強化

① 取締役会事務局の役割・職責の明確化

取締役への牽制を強化するため、社外役員による牽制機能の重要性を改めて認識し、取締役会等において社外役員にどのような情報を提供すべきか、説明内容が正確かどうか、必要な情報が網羅されているかについて検証した上で、社外役員への適切なタイミングでの説明を行います。

特に、競業取引・利益相反取引に係る議案を上程する場合には、当該取引に関する重要な事実の網羅及び適切かつ十分な説明がされているかどうかに留意します。

また、社外役員への適切かつ十分な説明が担保されるように、取締役会事務局機能を強化します。そのために、取締役会事務局の役割・職責を明確にし、取締役会等における各議案の説明内容の正確性と十分性を確保します。

② 監査役会による牽制の強化

常勤監査役による取締役の経費・交際費の使途や関連当事者取引の確認、社外監査役との情報共有等を通じて、監査役会による牽制機能を強化します。

4) 利益相反・公私混同に関する規範意識の醸成

取締役は、企業価値の最大化に努めることが最も重要な規範であることを心に刻み、その視点を常に意識することを心がけます。

また、取締役は自らの影響力の大きさ、周囲の社員が自分に対して付度してしまう可能性を自覚した上で、自らの行動を規律し、利益相反・公私混同の疑いを持たれかねない取引については自粛・自重することを心がけます。こうした意識を徹底するため、当社グループの取締役を対象に、取締役の忠実義務、利益相反・公私混同及び競業取引についての研修を実施します。

そして、当社グループの管理部門においても、利益相反・公私混同に関する規範意識・取締役に意見具申する意識を強く持ち、利益相反・公私混同に関する管理体制を構築・運用します。

4. 本件に係る個別対応に関して

本件に関する関係役員の処遇については、本日別途公表いたしました「代表取締役の異動及び役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

また、このような事態を招いたことについて、当社として重く受け止めており、経営陣の一員として再発防止及び信頼回復に取り組む決意を示すため、役員報酬の一部を自主返納いたします。

氏名	役職（2026年10月5日時点）	自主返納額
清水 高	取締役副社長 CFO	役員報酬 50%(3 か月分)
柴田 巧	取締役副社長	役員報酬 10%(3 か月分)
和田 育子	取締役 CSO	役員報酬 10%(3 か月分)
米谷 信彦	社外取締役	役員報酬 5%(3 か月分)
竹田 青滋	社外取締役	役員報酬 5%(3 か月分)
土岐 英秋	社外取締役	役員報酬 5%(3 か月分)

なお、石田氏については、別途当社が取得したCU社の株式価格の見直し及び本調査によって当社に生じた損害等を分担するべく協議中です。

5. 今後の対応について

当社は、各施策の担当及び実施時期を明確にし、必要な規程の整備と運用の見直しを順次進めます。実施状況及び実効性を継続的に検証し、必要な改善を行うことで、健全かつ透明性の高い経営体制の再構築に取り組んでまいります。

また、延期しております有価証券報告書の提出日及び決算短信の発表の開示日時につきましては、決まり次第速やかにお知らせいたします。

- 1) 過年度の有価証券報告書、半期報告書及び決算短信等について
当社は、特別調査委員会の調査結果を受け、引き続き過年度の有価証券報告書等及び決算短信の訂正の要否を検討しております。
- 2) 第26期（2026年4月期）有価証券報告書及び2026年4月期通期の決算短信について
当社は、2026年7月31日付で公表した「2026年4月期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」のとおり、当該有価証券報告書の提出期限を2026年10月30日とする旨の承認を受けており、同日までに当該有価証券報告書の提出及び2026年4月期通期の決算短信の発表を行う予定です。

以上

調 査 報 告 書

公表版

2026 年 10 月 6 日

フリービット株式会社 特別調査委員会

2026 年 10 月 6 日

フリービット株式会社 御中

特別調査委員会

委員長 松山 遙

委 員 小佐々 奨

委 員 垂水 敬

目 次

第 1	調査の概要.....	1
1	特別調査委員会設置の経緯.....	1
2	調査の目的.....	1
3	当委員会の調査体制.....	1
(1)	当委員会の構成.....	1
(2)	当委員会の調査補助者.....	2
(3)	調査事務局.....	2
4	調査実施期間.....	3
5	調査手法.....	3
(1)	調査対象期間.....	3
(2)	関連資料の収集・分析.....	3
(3)	ヒアリングの実施.....	3
(4)	デジタル・フォレンジック調査.....	3
(5)	アンケートの実施・情報提供窓口の設置について.....	4
6	本調査の前提・限界.....	5
第 2	当社の概要.....	6
1	会社概要等.....	6
(1)	会社概要.....	6
(2)	当社グループの概要.....	6
(3)	株主構成.....	7
2	組織体制等.....	8
3	コーポレートガバナンスの状況.....	9
(1)	企業統治の体制.....	9
(2)	取締役会・執行役員会・経営会議.....	9
(3)	監査役会.....	9
4	石田氏・a 氏・b 氏の経歴等.....	10
(1)	石田氏.....	10
(2)	a 氏.....	10
(3)	b 氏.....	11
5	就業規則（副業ルール）.....	11
6	職務発明に関するルール・運用.....	12
(1)	職務発明規程の概要.....	12
(2)	職務発明に係る運用.....	12

第 3	本件各特許権の発生・本件株式取得に関する事実経緯	14
1	概要	14
2	本件各特許権の発生に至る事実経緯	14
(1)	石田氏の当社に対する当初提案（2018 年 1 月）	14
(2)	経営体制の変更と新中期経営計画の検討（2020 年 5 月）	18
(3)	本件各発明に至る研究・開発（2021 年 1 月頃～2022 年 3 月頃）	19
(4)	石田氏と a 氏・b 氏との間の業務委託契約の締結（2022 年 3 月頃）	23
(5)	石田氏と当社の間の基本合意（2022 年 5 月）	25
(6)	本件各発明の特許出願（2022 年 6～7 月）	27
(7)	新中期経営計画を踏まえた定款変更（2021 年 7 月、2022 年 7 月）	29
(8)	本件各特許権の発生（2024 年 10 月）	29
3	CU 社に対する業務委託	30
(1)	当社と CU 社の間の業務委託契約等の締結（2023 年 11～12 月）	30
(2)	追加の開発委託（2024 年 1 月）	34
(3)	業務委託費用の増額（2024 年 6 月）	36
4	本件株式取得に至る事実経緯	38
(1)	A 社との資本業務提携契約の締結（2025 年 1 月）	38
(2)	本件株式取得に向けた検討（2025 年 3～9 月）	40
(3)	当社取締役会における決議（2025 年 9 月）	51
(4)	本件株式取得の実行（2025 年 9 月）	51
5	株主からの要望書の受領とその後の対応	51
(1)	株主からの要望書（2026 年 4 月）	51
(2)	本件要望書を受けた後の検討状況（2026 年 4 月）	52
(3)	当委員会の設置（2026 年 5 月）	54
第 4	本件各特許権の帰属等に関する分析	55
1	はじめに	55
2	本件各発明は「職務発明」に該当するか	55
(1)	はじめに	55
(2)	従業者等がした発明であること	55
(3)	その性質上使用者等の業務範囲に属する発明であること（業務範囲要件）	56
(4)	発明をするに至った行為がその従業者等の現在又は過去の職務に属すること （職務該当性要件）	60
(5)	小括	61
3	本件特許を受ける権利の当社に対する承継について	61
(1)	はじめに（前提としての法的枠組みについて）	61
(2)	本規程の解釈	62

(3)	特許を受ける権利の対抗関係について	63
第 5	類似事案の有無の調査.....	72
1	はじめに.....	72
2	当社と CU 社の間の本件各業務委託契約に関する調査結果.....	73
(1)	本件各業務委託契約の概要・経緯	73
(2)	本件各業務委託契約の承認プロセス	74
(3)	本件各業務委託契約に基づく委託業務の実施状況（成果物の有無等）	77
(4)	小括（CU 社との取引に対する評価）	80
3	会計監査人からの情報提供に関する調査結果.....	80
(1)	当社グループと M 社の間の取引について.....	80
(2)	当社と O 社の間の取引について	85
(3)	i 氏の副業について	90
4	会社からの情報提供（補充メモ）に関する調査結果.....	91
(1)	当社による自主点検の概要	91
(2)	当委員会による当社自主点検の検証	92
(3)	当委員会による当社選定取引についての検討	93
5	アンケート・情報提供窓口に寄せられた情報に関する調査結果	94
(1)	アンケートに寄せられた情報に関する調査結果	94
(2)	情報提供窓口に寄せられた情報に関する調査結果	96
6	その他（石田氏による関連当事者取引の申告漏れ）	97
第 6	原因分析.....	98
1	はじめに.....	98
2	職務発明に関する理解・管理不足	98
(1)	当社における職務発明に関する管理体制の不備	98
(2)	石田氏自身の職務発明に関する理解不足	99
3	利益相反・公私混同に関する規範意識・規律の弱さ	100
(1)	石田氏の規範意識の弱さ	100
(2)	当社グループにおける利益相反・公私混同に関する管理体制の不備	102
4	創業社長（石田氏）に対する付度とそれによる牽制機能の形骸化	103
(1)	社内管理部門等における石田氏への付度	103
(2)	社外役員による牽制機能の不全	105
第 7	再発防止に向けた提言	107
1	職務発明に関する管理体制の整備と周知徹底	107
(1)	職務発明規程の改訂とそれに基づく管理体制の整備	107
(2)	役職員に対する教育・研修	108
2	利益相反・公私混同に関する管理体制の強化	108

(1)	競業取引・利益相反取引に係る承認プロセスの厳格な運用	108
(2)	業務上の必要性の検証強化	109
3	創業社長に対する牽制機能の強化	109
(1)	取締役会事務局の役割・職責の明確化	109
(2)	監査役会による牽制の強化	110
4	利益相反・公私混同に関する規範意識の醸成	111

第1 調査の概要

1 特別調査委員会設置の経緯

フリービット株式会社（以下「当社」という。）は、2025 年 9 月 29 日開催の取締役会において、株式会社 CountUp（以下「CU 社」という。）の全株式を取得し、子会社化すること（以下「本件株式取得」という。）を決議し、同月 30 日、CU 社の全株式を取得した。

しかし、2026 年 4 月、当社株主より、本件株式取得の妥当性及びその前提となる CU 社が保有する 2 つの特許権（①特許第 7575833 号、②特許第 7575834 号。以下、これらを総称して「本件各特許権」という。）の帰属の妥当性等に疑義がある旨の指摘を受け、社内で調査・検討を行うとともに会計監査人とも協議した結果、事案の性質にかんがみ、独立性及び客観性を確保した体制の下で十分な調査・検証を実施することが適切であると判断し、同年 5 月 21 日開催の取締役会において、本件株式取得に係る事実関係及び類似事案の有無を調査・分析し、当社への提言を行うこと（以下「本調査」という。）を目的として、特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置することを決議した。

2 調査の目的

本調査の目的は、以下のとおりである。

- ① 本件各特許権の成立及び本件株式取得等に関する事実関係の調査
- ② 上記①で確認された事実関係を踏まえた本件各特許権の帰属等に関する分析
- ③ 類似事案（当社取締役と当社との利益相反取引・競業取引等）の有無の調査
- ④ 上記①及び③の調査により問題があると判断された事象に対する原因の分析及び再発防止策の検討・提言
- ⑤ その他、当委員会が必要と認めた事項

3 当委員会の調査体制

(1) 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。委員の選定は、日本弁護士連合会が定める「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下「日弁連ガイドライン」という。）に基づいて行われた。各委員とも当社との間に利害関係はなく、中立・独立の立場にあることが 3 名の委員により確認されている。

委員長：松 山 遙（弁護士 日比谷パーク法律事務所）
委 員：小佐々 奨（弁護士 三村小松法律事務所）
委 員：垂 水 敬（公認会計士・公認不正検査士 太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社）

(2) 当委員会の調査補助者

当委員会は、以下の日比谷パーク法律事務所及び三村小松法律事務所の所属弁護士並びに太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社所属のスタッフを調査補助者に起用し、本調査に従事させた。いずれの調査補助者も当社及び当社の役員と特段の利害関係を有しておらず、中立・独立の立場にあることが3名の委員により確認されている。

日比谷パーク法律事務所	小川 尚史（弁護士）
	井上 拓（弁護士）
三村小松法律事務所	密 綸志（弁護士）
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社	石崎 圭介（会計士）
	片山 裕介（会計士）
	芝 啓真
	大園 和登
	福迫 智也（会計士）

(3) 調査事務局

当委員会は、以下の者を当委員会の調査事務局として指定し、当委員会からの資料提出依頼への対応や関係者へのヒアリングのスケジュール調整等を担わせた。なお、調査事務局は、当委員会における協議・議論には何ら関与していないが、当委員会に対して、その事務の過程で知り得た情報についての秘密保持等に関する誓約書を提出している。

■■■■■	(■■■■■)
■■■■■	(■■■■■■■■)
■■■■■	(■■■■■■■■)
■■■■■	(■■■■■)

4 調査実施期間

当委員会は、2026 年 5 月 21 日から同年 9 月 30 日まで、上記 2 の事項に関して本調査を実施した。同期間中に、合計 16 回の委員会を開催した。

5 調査手法

(1) 調査対象期間

当社においてブロックチェーンに係る発明を用いた事業を新規事業として取り組むことの是非について協議が行われたとされる 2018 年 1 月¹から当委員会を設置した 2026 年 5 月 21 日までを主たる調査対象期間とし、調査の状況を踏まえ、必要に応じて、一部の事項について、調査期間を遡ることとした。

(2) 関連資料の収集・分析

当委員会は、本件各特許権に係る資料、本件株式取得に係る資料等のほか、当社の社内規程、関連する会議の議事録など、当委員会が必要と認める範囲で関連する資料を収集し、分析した。

(3) ヒアリングの実施

当委員会は、当社役職員及び元役職員に対し、計 24 名（のべ 36 回）のヒアリングを実施した。具体的な対象者は、別紙 1 のとおりである。

(4) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、当社の役職員 7 名について、メール・チャットデータ等を保全し、当委員会が適切と認めるキーワード等を利用してデータを抽出の上、レビューした。

なお、デジタル・フォレンジック調査の概要及び具体的な対象については別紙 2 のとおりである。

¹ 当社の代表取締役社長であり、CU 社の 100%株主かつ代表取締役でもあった石田宏樹氏は、2018 年 1 月、当社代表取締役社長（当時）であった田中伸明氏及び当社取締役副社長であった清水高氏に対し、ブロックチェーン事業に係る発明を当社の新規事業として進めることを提案したが、採用されなかったと主張している。

(5) アンケートの実施・情報提供窓口の設置について

当委員会は、本調査の対象となる事案の性質にかんがみ、調査開始当初には、①当社グループの役職員に対するアンケート、②専用のメールアドレスを用いた情報提供窓口の設置については、いずれも行わない方針としていた。

しかし、本調査の結果、本件各特許権に係る発明については職務発明に該当し（第4・2）、かつ、CU社（石田氏）が「背信的悪意者」に該当する可能性も否定できないという見解に至った（第4・3）ことを受けて、当委員会では、アンケートの実施及び情報提供窓口の設置について改めて検討し、以下のとおりに進めることを決定した。

(i) アンケートの実施

当委員会は、役員と当社グループの間の利益相反その他の観点から問題となり得る事象の有無を確認するために、①本件株式取得及びその他当社グループとCU社との取引、②役員が関与する会社又は個人との取引、③当社グループの資産、費用及び人的資源の利用、④その他上記以外の取引、という観点からアンケート調査（以下「本アンケート調査」という。）を実施した。

本アンケート調査は、当社及び当社の子会社（孫会社を除く。）11社の役員（石田氏及び社外役員を除き、執行役員を含む。）及び管理部門の従業員138名を対象者とした。本アンケート調査の期間は2026年9月11日から同月18日までであり、最終的に137名（回答率99.3%）からの回答を回収した。

本アンケート調査は、対象者が専用のウェブサイトアクセスして回答する方法により実施し、電子メールで配信されたリンクからアクセスする方法を採用した。ただし、当社の子会社である無錫自由位科技有限公司の役職員は日本語を使用しないため、アンケート項目と同様の内容を当委員会がインタビューで直接確認した。本アンケート調査は、当委員会に対する顕名的方式を採用したが、回答者個人を特定する情報を当社グループに提供しないことを明示した。また、当委員会は、対象者による率直な申告及びその後の調査への協力を確保するため、当社との協議の上、当社グループは、アンケートへ協力・回答したこと（当委員会からの追加のご協力の依頼に応じたことを含む。）を理由として、回答者が不利益な取扱いを受けることは一切ない旨を約束することを明記した。

(ii) 情報提供窓口の設置

当委員会は、本アンケート調査と同様の目的のため、当社が従前より設置・運営している内部通報規程に基づく内部通報制度とは別に、当委員会を宛先とする情報提

供窓口を2026年9月11日から同月18日まで設置して、全職員へのメール及び社内イントラネットによって、当社及び当社の国内子会社（孫会社を含む。）に所属する全役職員に周知し、広く情報提供を募った。

6 本調査の前提・限界

本調査は法令上の権限に基づくものではなく、あくまで関係者の任意の協力に基づくものであるところ、上記5・(2)で提供された関連資料や上記5・(3)のヒアリング結果等については、客観資料から認定される動かし難い事実との矛盾がない場合には、その内容が正確であることを前提としている。

当委員会は、あくまでも関係者から任意の協力を得て調査を行ったものであるほか、調査期間も限られていたことなどの事情から、本報告書における事実認定には限界があり、新たな証拠や供述が得られた場合には本報告書における事実認定とは異なる結論となり得ることに留意されたい。

当委員会は、本調査に基づき認定した事実を前提として、本件各特許権の帰属について法的に検討し、一定の見解を示している。しかし、本報告書の文中にも述べたとおり、本件各特許権の帰属に関して検討しなければならない法的論点は多岐にわたり、かつ判例・裁判例が確立していないものを含んでおり、最終的には司法手続を通じて裁判所の判断に委ねられるべきものである。したがって、本調査において当委員会が示した見解は、あくまでも当委員会における検討結果にすぎず、将来実際に裁判その他司法手続で争われた場合、当事者が選択する主張立証の展開によっては、当委員会が示した見解と異なる結論となる可能性があることに留意されたい。

第2 当社の概要

1 会社概要等

(1) 会社概要

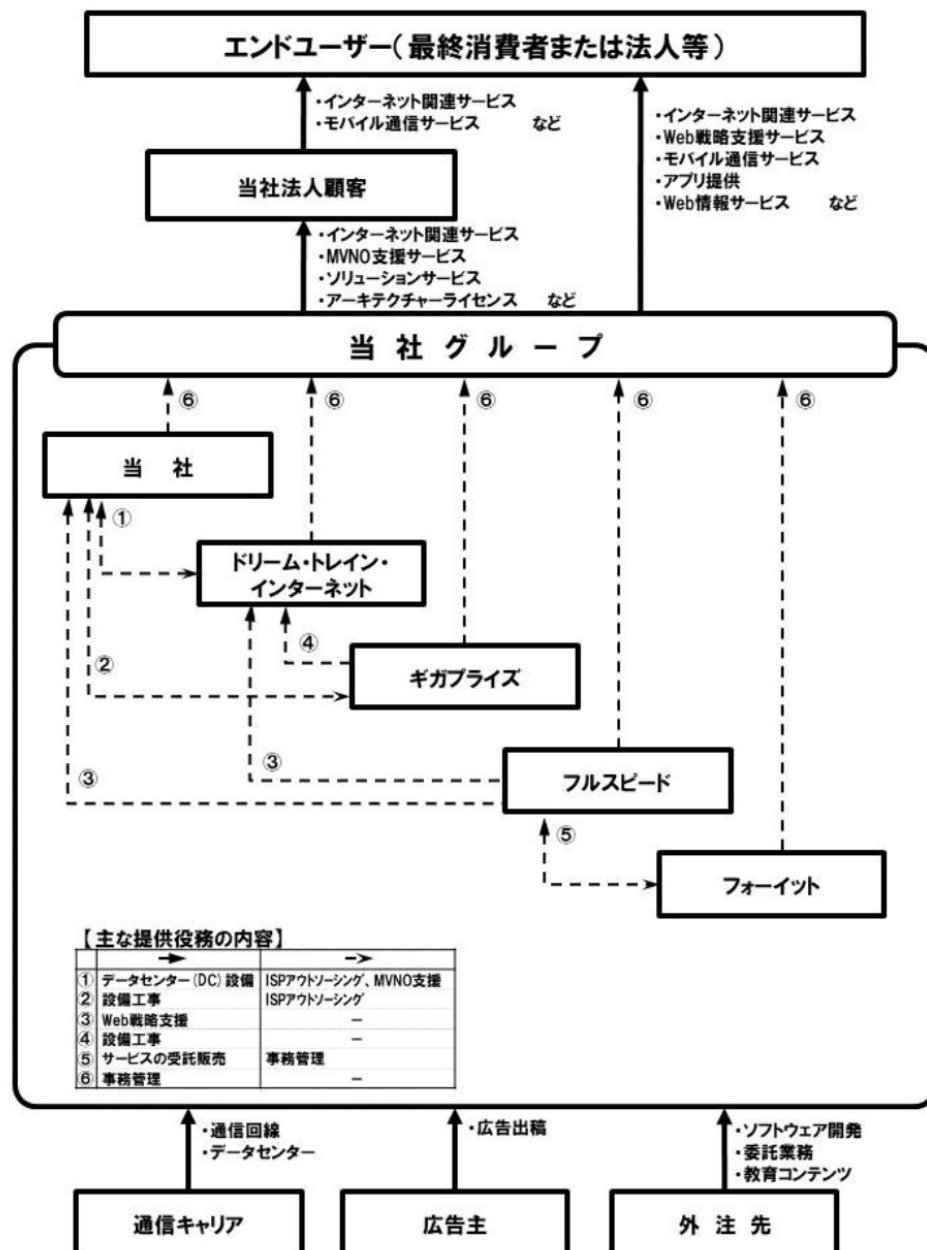
当社は、2000年5月にインターネットビジネス支援等を事業目的として設立された会社（当時の商号は「株式会社フリービット・ドットコム」であり、2002年に「フリービット株式会社」へ商号変更した。）であり、2007年3月に東京証券取引所マザーズ市場へ上場し、2016年7月に同証券所第一部へ市場変更し、2022年4月の同証券所の市場区分変更に伴い、同証券所プライム市場へ変更した。

当社の概要をまとめると、以下のとおりである。

社名	フリービット株式会社
本社	東京都渋谷区円山町 3-6 E・スペースタワー
設立	2000年5月1日
資本金	4,514,000,000 円（2025年4月30日時点）
事業内容	インターネット接続事業者へのインフラ等提供事業 MVNE 事業、MVNO 事業及びクラウド事業 インターネットビジネスに関するコンサルティング事業
代表取締役	石田宏樹
機関構成	監査役会設置会社
従業員数	単体 255 名 連結 873 名（2025年4月30日時点）
事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日
上場市場	東京証券取引所プライム市場

(2) 当社グループの概要

当社は、設立以降、合併・新規設立や組織再編等を行っており、2026年4月30日時点における当社グループの概要（事業系統図）は、以下のとおりである。



(3) 株主構成

2026 年 4 月 30 日時点における当社の株主構成は、以下のとおりである。

2026年 4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
石田 宏樹	東京都世田谷区	3,644,600	16.70
アルプスアルパイン(株)	東京都大田区雪谷大塚町1-7	3,510,600	16.09
UHPartners2投資事業有限 責任組合	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	1,778,800	8.15
ソフトバンク(株)	東京都港区海岸1丁目7-1	1,600,000	7.33
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	1,207,600	5.53
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂 インターシティAIR	985,600	4.52
UHPartners3投資事業有限 責任組合	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	608,700	2.79
(株)オービックビジネスコンサルタン ト	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー32F	450,000	2.06
村井 純	東京都世田谷区	288,000	1.32
南角 光彦	福岡県福岡市早良区	250,000	1.15
計	-	14,324,000	65.64

なお、当社は、[REDACTED]との間で、2019年7月に業務提携契約を、2023年3月に資本業務提携契約を締結した。

また、当社は [REDACTED] 以下「A社」という。)との間で、2025年1月に資本業務提携契約を締結した。

2 組織体制等

2026年4月30日時点の当社の組織体制の概要は別紙3のとおりである。

業務分掌規程によれば、R&D部は、新技術・新製品の研究開発業務、新技術・新製品の検証業務、知的財産権取得に関する業務等を行う部である。

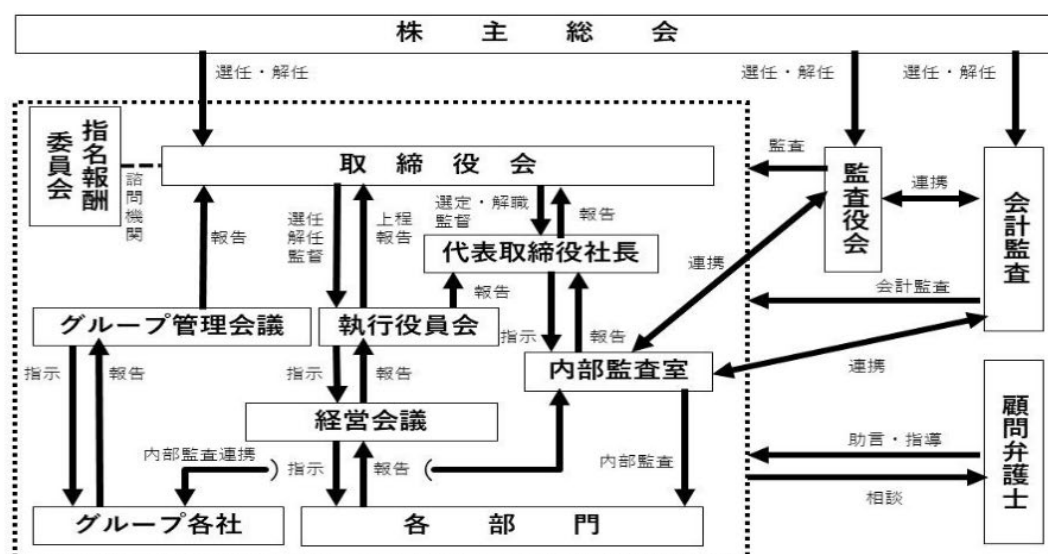
業務分掌規程によれば、CEO室は、CEOの業務支援、秘書業務、CEO案件の企画・技術支援業務等を行う室である²。ヒアリングによれば、担当部署では経済合理性を説明しにくい案件について、CEO室が稟議を起案することが多いとのことである。

² 「部」と「室」の定義は存在しないが、下位レイヤーに「課」をもつような規模のものを「部」、それよりも小規模なものを「室」と称しているとのことである。

3 コーポレートガバナンスの状況

(1) 企業統治の体制

当社の企業統治の体制の概要は下図のとおりである。



(2) 取締役会・執行役員会・経営会議

当社の取締役会は、常勤取締役4名（石田氏、清水氏、柴田氏、和田氏）と非常勤取締役3名（米谷氏、竹田氏、土岐氏）の計7名で構成されており、そのうちの3名（米谷氏、竹田氏、土岐氏）が社外取締役である。取締役会は月に1回の開催を定例としつつ必要に応じ随時開催され、監査役4名も出席している。

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員をメンバーとする執行役員会を月に2回開催している。執行役員会は常勤取締役4名のほか2名で構成され、常勤監査役2名も出席している。

さらに、当社は、執行役員から構成される経営会議を月に1回開催している。経営会議は執行役員会のメンバーのほか、本部長3名で構成され、常勤監査役2名も出席している。

(3) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役2名（篠氏、松岡氏）と非常勤監査役2名（山口氏、

野崎氏)の計4名で構成されており、そのうちの3名(松岡氏、山口氏、野崎氏)が社外監査役である。監査役会は月に1回開催されている。

4 石田氏・a氏・b氏の経歴等

(1) 石田氏

石田宏樹氏(以下「石田氏」という。)の経歴は以下のとおりである。

- 2000年5月 当社設立、代表取締役社長 CEO 就任
- 2004年7月 当社代表取締役会長 CEO 就任
- 2005年7月 当社代表取締役会長就任
- 2015年1月 フリービットモバイル株式会社代表取締役社長 CEO 就任
- 2015年2月 当社代表取締役会長就任
- 2015年4月 [REDACTED] (以下「B社」という。)取締役就任
- 2020年5月 当社執行役員就任(現任)
当社代表取締役社長 CEO 兼 CTO 就任(現任)
- 2020年10月 株式会社ドリーム・トレイン・インターネット(以下「DTI社」という。)代表取締役会長兼 CEO 就任
- 2021年6月 [REDACTED] 以下「C社」という。)社外取締役就任
- 2021年10月 DTI社取締役会長就任
トーンライフスタイル株式会社代表取締役社長就任
- 2022年6月 CU社代表取締役社長就任(現任)

(2) a氏

[REDACTED]氏(以下「a氏」という。)の経歴は以下のとおりである。

- 2000年5月 テクニカル&クリエイティブ部
デベロップメントグループ チーフプログラマー
- 2002年3月 技術本部 コアテクノロジーグループリーダー就任
- 2003年11月 CEO室 R&D グループ
- 2005年8月 CEO室 R&D グループ マネージャー就任
- 2006年5月 技術開発部 R&D グループ マネージャー就任
- 2007年5月 R&D部 ジェネラルマネージャー就任

- 2015 年 3 月 R&D 部、トーンモバイル株式会社出向
- 2015 年 11 月 R&D 部、トーンモバイル株式会社出向終了
- 2019 年 12 月 R&D 部、DTI 社出向
- 2020 年 7 月 NN 技術本部副本部長 兼 R&D 部部長就任
- 2023 年 4 月 R&D 部、DTI 社出向終了
- 2023 年 12 月 R&D 部 R&D1 課 課長就任

a 氏は、管理監督者であるため、勤怠は自己管理となっており、深夜残業のみ申請が必要だが、それ以外の勤怠管理は行われていない（就業規則 34 条）。

(3) b 氏

[REDACTED] 氏（以下「b 氏」という。）の経歴は以下のとおりである。

- 2009 年 10 月 グループ総務人事部（入社／内定者インターン扱い）
- 2010 年 4 月 プロダクト開発部
- 2011 年 6 月 R&D 部
- 2015 年 12 月 R&D 部、トーンモバイル株式会社出向
- 2019 年 11 月 R&D 部、トーンモバイル株式会社出向終了、DTI 社出向
- 2022 年 4 月 R&D 部、DTI 社出向終了
- 2023 年 12 月 R&D 部 R&D1 課
- 2025 年 6 月 R&D 部 R&D1 課 シニアリーダー就任

b 氏の始業時間は午前 10 時、終業時間は午後 7 時、休憩時間は午後 1 時から 60 分間とされている。ただし、休憩時間については業務の都合により開始時刻を適宜変更できる（就業規則 30 条 1 項）。

5 就業規則（副業ルール）

当社では、2021 年当時、就業規則 25 条（二重就業の禁止）により³、当社の承認を得ることなく「就業に支障があると認められる他の職務」に従事することは禁じられていた。

加えて、従業員の副業に関する運用細則 2 条 1 項により「当社以外の企業・組織・団体

³ 就業規則 25 条は 2024 年 7 月 1 日に改訂されており、同改訂以降は原則として勤務時間外であれば副業可とされている。ただし、その場合も従業員は副業に関する届出を要し、①労務提供上の支障がある場合、②企業秘密が漏洩する場合、③会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合、④競業により、企業の利益を害する場合については、会社より禁止又は制限をすることができると定めている。

加えて、従業員の副業に関する運用細則 2 条 1 項により「当社以外の企業・組織・団体等から課税収入を伴う副業」を行う場合、事前に副業申請を行い、所属部門長及び人事部門長の許可を得ることとされていた。なお、同条 2 項により、当該申請に係る申請書には、①副業として従事する業務の雇用形態、②従事する業務の内容、③従事先名称及び代表者の氏名及び④副業として従事する勤務地を明記するものとされている。また、同細則 3 条では、副業従事先不許可の判断基準として、例えば「(1) 第 2 条で申請する企業・組織・団体等または従業員の営む個人事業（以下、「副業先」とする）が会社の競業事業を営んでおり、会社の情報が漏洩するおそれのある場合」や「(3) 暦日において、副業の開始時間が会社の始業時間より前で、かつ、副業と会社業務の従事時間の合計が 1 日に 8 時間を超える場合」、「(5) 副業先が会社の取引先であり、従業員が相互の業務に関わる可能性がある場合」に該当するときは、従業員の副業を認めないこととされている。

6 職務発明に関するルール・運用

(1) 職務発明規程の概要

当社では、「職務発明規程」（平成 19 年 5 月 1 日最終改訂。以下「本規程」という。）が定められている。

具体的には、「社員が職務発明をしたときは、その工業所有権の登録を受ける権利…または工業所有権を当社に譲渡しなければならない。」（3 条 1 項）とされており、そこでいう「社員とは、役員、従業員及び当社と雇用関係にある者をいう。」（2 条 2 項）と定められている。

そのほか、「この規程の手続については別に定める」（15 条）と定められており、別途、「職務発明に関する取扱規程」（平成 19 年 5 月 1 日改訂）において、社員の発明考案に関する各種手続が定められている。

(2) 職務発明に係る運用

前記のとおり、当社では、「職務発明規程」及び「職務発明に関する取扱規程」（以下、併せて「本各規程」という。）に基づき、社員の発明考案に関する各種手続が定められている。

しかし、ヒアリングの結果によれば、本各規程は当社役員及び従業員が閲覧し得る状態に置かれていたものの、当社が当社役員及び従業員に対してその内容を具体的に説明する機会は設けられていない。

また、本件各発明（第 3・1 で定義する）以前にも、開発部（R&D 部）に所属する従業員（a 氏及び b 氏を含む。）又は石田氏による発明について、職務発明として複数

件の特許出願がなされているが、これらの出願に際して本各規程所定の手続が履践された事実は認められず、報奨金の支払も一切行われていない。

本件各発明当時の出願に係る運用は、次のとおりであったと認められる。すなわち、当社内において特許性を有すると思われる発明が生じた場合、a氏が、当社の特許出願を担当する外部の弁理士に対して特許取得の可能性を相談し（なお、当該相談は、同弁理士との顧問契約の範囲内の業務として処理されている。）、特許取得の見込みがあるとの回答を得た段階で法務部を関与させて手続を進め、出願費用については最終的に法務部において支払決裁を行っていた。もっとも、その過程において、発明者からa氏に対し、又はa氏から当社内の上長に対し、何ら発明届に相当する書面が提出されることはなく、「特許になりそうである」あるいは「特許にしておいた方がよい」とと思われる発明が生じた際に、a氏が自らの判断で、又は石田氏らの指示を受けて同弁理士に相談していたにとどまるものと認められる。

第3 本件各特許権の発生・本件株式取得に関する事実経緯

1 概要

当社の代表取締役社長である石田氏は、2017 年頃より「モバイルブロックチェーン」の構想を持って個人的に研究を開始し、2021 年 1 月頃より、当社従業員である a 氏及び b 氏と 3 名で「モバイルブロックチェーン」の開発に係るプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を進めていた。そして、2022 年 3 月頃、以下の 2 つの発明（以下「本件各発明」と総称する。）に至り、石田氏が個人で設立した会社（CU 社）の名義で 2 件の特許出願を行い、いずれも特許査定され、本件各特許権が発生した。

特許番号	発明の内容
特許第 7575833 号	Voter Ring に関する発明 より詳しくは、ブロックチェーンの合意形成において、一定数のノードが切断された際に、より安定した環境で動作する Voter ノードのみが参加可能な Voter Ring (仮想ネットワーク) を形成し、安定的に合意形成を実行する技術に関する発明。この発明を以下「本件発明 1」という。
特許第 7575834 号	オフラインペナルティに関する発明 より詳しくは、一定期間署名に関与しなかった Signer ノード (Voter 以外のノード) を判定し、チェーンから除外することで、ブロックチェーン自体の安定的な合意形成能力を担保し続ける技術に関する発明。この発明を以下「本件発明 2」という。

その後、当社は、2025 年 1 月に A 社との間で資本業務提携契約を締結したが [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]ため、2025 年 9 月 30 日、石田氏から CU 社の全株式を譲り受け（譲渡対価：4 億 9300 万円及び 2030 年 9 月期までの業績等に応じたアーンアウト価額）、同社を子会社化した。

2 本件各特許権の発生に至る事実経緯

(1) 石田氏の当社に対する当初提案（2018 年 1 月）

石田氏が「モバイルブロックチェーン」に関する研究を開始し、当社に新規事業として提案した経緯は、大要以下のとおりである。

(i) B 社との合併事業としての TONE mobile の開始（2015 年 5 月）

2015 年 1 月、当社の連結子会社である DTI 社は、フリービットモバイル株式会社を設立し、石田氏が代表取締役社長 CEO に就任した。

同年 2 月、当社は、B 社と業務提携契約を締結した。石田氏は、当社の代表取締役社長を退き、代表取締役会長に就任した。当社の代表取締役社長には、当時副社長であった田中伸明氏（以下「田中氏」という。）が就任した。

同年 3 月、フリービットモバイル株式会社は、商号を「トーンモバイル株式会社」へと変更するとともに、DTI 社から同社が 2013 年から提供していたスマートフォンキャリアサービスである「freebit mobile」に係る事業を承継した。同月、トーンモバイル株式会社（以下「TONE 社」という。）は、B 社を引受先とする第三者割当増資を実施した。かくして、TONE 社は、当社と B 社の合併会社となった。当社は TONE 社に対して（モバイル事業として）MVNO 支援サービスを提供するという関係にあった。

同年 4 月、石田氏は、B 社の取締役 CIO 兼 CSO に就任した。

同年 5 月、TONE 社は、スマートフォン端末である「TONE」及びスマートフォンサービスである「TONE mobile」の提供を開始した。

(ii) 「モバイルブロックチェーン」に係る研究の開始（2017 年 5 月頃）

石田氏のヒアリング及び石田氏代理人作成の 2026 年 7 月 7 日付「要望書の記載に対する見解」（以下「石田氏見解書」という。）によると、石田氏は、TONE 社の代表取締役や B 社の取締役としての経験から、セキュリティを高めてもシステム管理者が権限を使って情報を改ざんできてしまうという既存の中央集権型 Web2（プラットフォーム型システム）の脆弱性に危機感を覚えていた。そして、暗号資産取引所への出資案件を担当した際にブロックチェーンを深く学んだことを契機として、この非中央集権型の分散型台帳システム（ブロックチェーン）が当該脆弱性に対する解決策であると考えた。

しかし、当時のブロックチェーンには、膨大な電力と計算力が必要であること、参加者が匿名のため多数派を形成するなりすまし（シビル攻撃）が可能であること、クラウドに依存するため永続的なインフラとしては不確実であることという 3 つの大きな問題があった。

そこで、石田氏はこれらの課題を解決するため、2017 年 5 月頃、参加者を本人確認（eKYC）済みの者に限定して計算競争をなくし、個人が保有するスマートフォンの上でブロックチェーンインフラを動かすという「モバイルブロックチェーン」の構想

に至り、その研究を開始した。石田氏は、この研究に当たり、様々なアイデアを時系列順にメモとしてまとめていた。

(iii) 当社社長（当時）らに対する提案（2018 年 1 月）

石田氏のヒアリング及び石田氏見解書によると、石田氏は、2018 年 1 月⁴、当時の当社業務執行取締役であった田中氏（代表取締役社長）及び清水高氏（取締役副社長。以下「清水氏」という。）⁵に対し、「freebit ICO ホワイトペーパー（draft1）」と題する 2018 年 1 月 9 日付書面（以下「本件ホワイトペーパー」という。）をメールで送付し、ブロックチェーンに係る新規事業を行うことを提案した。本件ホワイトペーパーでは、「ビットコインと Block Chain」や「Dapps / スマートコントラクト」について述べた上で、当社も分散型かつ高信頼なインターネットインフラプラットフォームを立ち上げ「FBC」（Freebit Coin）なるトークンを発行することや、それを前提とした複数のサービスのアイデアが記載されている。しかし、田中氏は、ブロックチェーンや仮想通貨（暗号資産）について「世間を騒がせているもの」という印象を持っており、上場企業が全社戦略として扱うことはできないとの判断から、これらのアイデアは採用されなかったとのことである。

これに対し、田中氏は、当委員会のヒアリングにおいて、石田氏から本件ホワイトペーパーに基づきブロックチェーンに係る新規事業の提案を受け、それを採用しなかったという経緯があったかどうかに関して明確な記憶はなく、明確に記憶しているのは、石田氏から、B 社が出資している [redacted]（[redacted]）を運営している⁶。以下「D 社」という。）への出資を打診されたものの、清水氏が同社について調査した結果、当社では出資を見送ったため、石田氏が不満を述べていたという経緯のみであると述べている。そのほか、田中氏としては、モバイル事業を黒字化しないと、石田氏が B 社及び TONE 社から戻ってくることができないので、そちらをなんとかしないといけないという意識があったとのことである。

また、清水氏は、当委員会のヒアリングにおいて、2018 年 1 月初め頃に石田氏から田中氏及び清水氏に対し、20 分ほどのブロックチェーンに係る新規事業の説明がなされた記憶があるため、本件ホワイトペーパーは、当該面談後にメールで送付され

⁴ 石田氏見解書では、2018 年 1 月 14 日に本件ホワイトペーパーを提出してブロックチェーンに係る新規事業を行うことを提案したと記載されているが、デジタル・フォレンジック調査で発見されたメールによると、2018 年 1 月 14 日に予定されていたミーティングは石田氏のインフルエンザ罹患により中止されている。当委員会のヒアリングにおいて石田氏に対し当該メールを示したところ、石田氏は、本件ホワイトペーパーは面談にて提出・提案したものではなく、メールで提出して田中氏とやりとりしたと述べた。

⁵ 当時の当社の取締役は石田氏、田中氏、清水氏、c 氏及び d 氏の 5 名であり、このうちの c 氏及び d 氏は社外取締役である。

⁶ [redacted]

てきたのではないかと述べている。また、2015 年 12 月～2016 年 2 月頃、石田氏から D 社に対する出資の提案があったため、清水氏が D 社の担当者と面談したが、
ため出資しなかったという経緯があったとのことである。

以上の経緯に関し、デジタル・フォレンジック調査で発見されたメールによると、石田氏は、2018 年 1 月 14 日、田中氏及び清水氏に対してメールを発出し、ミーティングを中止したことを詫びるとともに、①事前送付した「ICO ホワイトペーパー」（本件ホワイトペーパーを指すと思われる。）の方向性について意見があれば修正をかけていくこと、②技術面に関しては、a 氏・e 氏を D 社へ派遣して CTO と直接 wallet 実装などに関してやりとりを開始しており、当社への技術蓄積も進めていくことなどを伝えている。また、石田氏は、同月 22 日、上記メールに返信する形で、田中氏及び清水氏に対し、本件ホワイトペーパーの詳細部分をアップデートしたので送付する旨を連絡している。

石田氏からの上記メールを受けて、田中氏は、2018 年 1 月 23 日、「少しずつ理解は進んでいます」としつつ、①収益がイメージできるのはで、それ以外はうまくいって 2～3 年後になると考えられること、②インフラレイヤーはデファクトスタンダードにならないと儲からないので、果たしてデファクトを狙えるようなものなのかが気になること、③順番的にはトーンに行く末をどうするかというのが先であること、④石田氏はに期待するかもしれないけれど、現場は当社のことは必然性を理解せず、石田氏が現場とうまくいかないという構図は崩せないように思うため、難しい案件になると思われること、などを返信した。これに対し、石田氏は、同日、田中氏に対し、「田中氏の理解と僕の認識はほぼ同じです」としつつ、ICO とトークンに関しては大きなムーブメントになると感じているので、しっかり準備を進めていくことがよい旨返信した。

その後、田中氏は、2018 年 3 月 5 日、石田氏に対し、「今回の計画は必ず実現させて黒字化と資金調達を実現させましょう。ブロックチェーンの計画とかよりも、将来に向けて一番大切なのはまずはここだと思います。」というメールを送信した。

以上のヒアリング及びデジタル・フォレンジック調査で発見されたメールに照らすならば、2018 年 1 月当時、石田氏が田中氏及び清水氏に対してブロックチェーンに係る新規事業の提案を行ったことは事実であるものの、具体的な事業内容の提案に対して当社として「行わない」という明確な回答があったとまでは認められず、少なくとも当時の環境に照らして見送ったという経緯であった可能性が高い（また、田中氏や清水氏の当時の技術的な理解や「ICO」と付された本件ホワイトペーパーのタイトルから考えると、具体的にいかなる事業を見送ったのか判然としていなかった可能性が高い。）。2018 年 3 月 5 日のメールの内容も、石田氏の提案する新規事業（ブロックチェーン）よりも、当時赤字であったモバイル事業の黒字化を優先すべきだという趣旨であると解し得る。

(iv) TONE mobile に関する B 社との合弁の解消（2019 年 12 月）

2019 年 12 月、吸収分割により TONE 社の事業は DTI 社に承継された。また、同月、当社と B 社との業務提携契約が解消された。これ以降、TONE mobile 事業は（B 社との合弁事業ではなく）当社グループ単独の事業となった。

(2) 経営体制の変更と新中期経営計画の検討（2020 年 5 月）

(i) 石田氏による当社社長再就任前の議論（2020 年 3 月）

2020 年 3 月 10 日付け第 20 期監査役監査調書には社外取締役の c 氏の意見として「1) FB にとり重要な時期に来ている。石田さんにとっては、第 2 創業期に当たるといえる。次の主役は「5G」と「ブロックチェーン」。これに向けてビジネスモデルを構築すべし。2) ……第 2 創業として、新時代に合った技術を開発しなければならない時期に来ている。3) 石田さん一人では限界あり。チームを組んで「何をするか、5G で通信が変わる時代にどこをやるか」議論する必要あり」旨が記載されている。

この記載によると、石田氏が、当社の事業として「5G」時代を見据えた「ブロックチェーン」技術の開発を想定していたこと、当時の社外取締役もその方針に賛同していたことがうかがえる。

(ii) 経営体制の変更（石田氏の当社社長再就任）（2020 年 5 月）

2020 年 5 月、石田氏は当社の代表取締役社長 CEO 兼 CTO に（再）就任し、田中氏は取締役会長に就任した。2020 年 4 月 16 日付け「代表取締役の異動に関するお知らせ」によれば、当社では、今期をもって中期事業方針「SiLK VISION 2020」が終了し、来期からスタートする次期中期経営計画の実行を見据え、経営体制の変更を行うことにしたとのことであり、より一層の迅速な経営判断を図るため、従前の代表取締役 2 名体制（代表取締役会長：石田氏、代表取締役社長：田中氏）を変更したとのことである。

その後、2020 年 7 月 30 日開催の当社定時株主総会をもって、田中氏は当社取締役を退任した。

(iii) 新中期経営計画の策定に向けた検討開始（2020 年 5 月）

当社は、「SiLK VISION 2020」が終了した後の 1 年間（2021 年 4 月期）を「トラン

スフォーメーション・ターム」と位置づけ、事業存続計画を見直し、財務改善を行うとともに、「SiLK VISION 2024」の検討を開始した。

なお、2020 年 4 月期の有価証券報告書には、ブロックチェーンに関して以下の記載がある（それ以前の有価証券報告書にはブロックチェーンに関する記載はない。）。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

……こうした状況下において、当連結会計年度はモバイル事業の継続成長を図るとともに、ヘルステック事業や不動産 Tech 事業等の生活領域の事業及び MaaS、AI 関連、Blockchain といった今後の成長が見込まれる新規事業に注力してまいりました。また、これら事業を実施するにあたり、当社グループの複数のサービスをレイヤーにとらわれない統合的なサービスとして提供するため、グループ内の技術や人的リソースの連携、ネットワーク資産の効率化などを進めてまいります。

(3) 本件各発明に至る研究・開発（2021 年 1 月頃～2022 年 3 月頃）

(i) 石田氏・a 氏・b 氏による研究・開発の開始（2021 年 1 月頃）

石田氏は、当社の R&D 部に所属する a 氏及び b 氏へ声をかけ、3 名で「モバイルブロックチェーン」の開発に向けて本プロジェクトを開始した。このプロジェクトは、その後「次世代ブロックチェーン」プロジェクトと呼ばれるようになった。

ヒアリングによると、本プロジェクトがいつ開始されたのかについて、石田氏は 2021 年 1 月頃からであると述べているところ、a 氏及び b 氏は明確な記憶がないとのことである。しかし、①石田氏と a 氏・b 氏との間の業務委託契約が 2021 年 1 月 1 日付で作成されており同月分の報酬から支払われていること（ただし、同契約の実際の締結時期は 2022 年 3 月以降であり、バックデートされている。）、②少なくとも 2021 年 6 月には 3 名による定例会が開催されていたことに照らし、2021 年 1 月頃から本プロジェクトが開始されていたものと認められる。

ヒアリングによれば、本プロジェクトに参加していたのは、石田氏、a 氏及び b 氏の 3 人だけである。2021 年 1 月はコロナ禍であり、1 月 7 日に二度目の緊急事態宣言が発出されたこともあり⁷、フルリモートに近い状態であったため、本プロジェクトは当初は各々で研究等を行い、随時 Zoom 会議を行うことで進められた。

⁷ 緊急事態宣言の期間は、発出時は 1 月 8 日から 2 月 7 日までであったが、その後延長され 3 月 21 日までとなった。

(ii) 定例会の開始（2021 年 6 月）

その後、3 名が定期的集まる会議（定例会）が開催されるようになった。

定例会では、石田氏が、大きな方向性についてのアイデアを出し、b 氏は、そのアイデアを実現するため、既存技術の調査やアーキテクチャの構築、プログラムの実装を行った。b 氏は、定例会毎に「01_」「02_」等の通し番号から始まるファイル名の PDF 資料を作成し、そこに前回定例会からの検討結果を整理し、共有していた。この PDF 資料によれば、第 1 回定例会は 2021 年 6 月 4 日に開催されており、本件発明 1 が出願された 2022 年 6 月 30 日までの間に合計 26 回開催されている（なお、定例会はその後定期的に行われている。）。

a 氏は、ブレインストーミングにおいて議論の流れを整理したり、b 氏が GitHub 等に上げたソースコードを確認し、技術を俯瞰して特許性（他に同じアイデアが存在しないか等）の有無を判断し、特許化に向けたアドバイスやメモの作成を行った。

定例会は、当初は引き続き Zoom で行われていたが⁸、アーキテクチャなどの複雑な技術的議論を行うには Zoom では限界があるため、ホワイトボードを使って Face to Face でブレインストーミングをしながら進めたほうがよいという判断の下、徐々に対面でも行われるようになった。当社役員や従業員らのヒアリングによると、当時の石田氏は、出社せずにリモートで仕事することが多かったが、定例会を対面で行う場合は出社し、主に当社の CEO 室⁹で開催される定例会に出席していたとのことである。また、石田氏が Zoom で参加し、a 氏・b 氏が当社の会議室から参加することもあった。

(iii) 本プロジェクトで用いられたツール等

ヒアリングによれば、本プロジェクトに関するやりとりは、当社の貸与 PC を用いて行われ、定例会用の資料も貸与 PC のローカルに保存されていた。また、本プロジェクトのやりとりは当社のメールアドレスを用いて行われた。

また、ヒアリングによれば、b 氏は、ブロックチェーン本体については「Golang (Go 言語)」で書かれた「Geth」をベースとし、当社の貸与 PC に新たにインストールした「Visual Studio Code」というエディタを用いて開発を行い、モバイルアプリについては、当社が従来から使用していた「Android Studio」の環境をそのまま用いて Java で開発していた。具体的には、機能追加やバグ修正等の開発をし、ローカルでテストした後、開発したプログラム（ソースコード）を GitHub にコミット（アップロード）

⁸ 2021 年 7 月 8 日にも緊急事態宣言が発出されている。発出時の緊急事態宣言の期間は（東京都は）2021 年 7 月 12 日から 8 月 22 日までであったが、その後延長され、9 月 30 日までとなった。

⁹ 当社の石田氏専用の個室をいう。同個室について正式な名称はないが、ヒアリングにおいて「CEO 室」と呼ばれていたため本報告書においてもこの名称を用いる。

していた。そして、AWS (Amazon Web Services) にブラウザからログインして (クラウド上で) 仮想サーバーを複数立ち上げ、当該サーバーから GitHub 上の最新のソースコードを取得・コンパイルして起動することでネットワークを構成し、そこにモバイル端末を接続させて検証やデモを行った。この AWS は、当初は (当社が提供するものではなく) b 氏が (石田氏からの指示を受けて) 個人で登録した無料アカウントであり、その後、当社端末 (TONE e22) での動作検証のために当社が管理する AWS 環境にも並行して環境が構築されたため、個人のアカウント上の環境は不要となった時点で閉鎖されたとのことである。また、GitHub については、本プロジェクト専用の (当社の業務用とは別の) 組織 (Organization) が作成されている。同組織のオーナーは b 氏と a 氏の 2 名である。

GitHub の更新データによれば、本プロジェクトにおいて開発されたプログラムの更新は、94%が当社の業務時間内に行われている。

(iv) 副業申請の有無

a 氏及び b 氏は、本プロジェクトに参加するに当たり、当社に対して従業員の副業に関する運用細則 2 条に基づく副業申請をしていない。したがって、当社より、両名に対し、副業に関する承認 (許可) もなされていない。

両名のヒアリングによると、石田氏から副業申請をするように言われたことはないとのことである。その一方で、石田氏は、当委員会のヒアリングにおいて、両名に対して副業申請をするよう複数回にわたり指示したと述べており、両名が副業申請をしていなかったことについては、本調査におけるヒアリングで初めて知ったと供述している。なお、石田氏は、a 氏及び b 氏の副業申請について、当社に対し、過去に一度も申請の有無を確認したことはないとのことである。

(v) a 氏・b 氏の人事評価

この頃の両名の人事評価シートには、各評価項目の「具体的な実施内容」として以下の記載がある。当該人事評価シートは、対象者が自ら記載し、上長の確認を経たものである。【】内は評価項目である。太字・下線による強調は当委員会によるものである。

	a 氏	b 氏
2021 年 4 月 期・上期	【R&D 業務。新しい技術領域や、既存の技術領域においての新規開発及び、改善の業	【Blockchain, Ethereum, HSM】 「I continued mastering blockchain related technology.」

	務。】 「新規の技術領域としては、AI を使った既存プロダクトの改善の調査を継続して行っています。また、ブロックチェーンではオフチェーンとオンチェーンをセキュアに紐づけるための新しいソリューションの調査など行ってきました。」	
2021 年 4 月 期・下期	【R&D 業務。新しい技術領域や、既存の技術領域においての新規開発及び、改善の業務。】 「プロダクトに関連した特許の出願や、Blockchain における各種セキュリティ案件の調査など、限られた時間のなかで対応できたと思う。」	【TheCommand システム設計】 「TheCommand はブロックチェーンの上で動いているアクションの申請、承認、自動実行システムである。HSM や The シリーズなどのプロダクトのゼロアドミニストレーションに使える。全体システムを設計した。特許申請が可能で、特許申請に必要な資料をまとめた。」
2022 年 4 月 期・上期	【Blockchain 関連プロダクトの技術的な牽引】 「Blockchain をつけた新規案件に着手し、非常に早い段階で動作確認可能なデモの開発に成功した。」	【次世代ブロックチェーン】 「<u>石田さんと a 氏とやっているブロックチェーンの研究と開発</u>です。」
2022 年 4 月 期・下期	【Blockchain 関連プロダクトの技術的な牽引】 「既存にリリースされているプロダクトへの技術的サポートは問題なかった。さらに<u>次世代のブロックチェーン技術</u>に必要な要素を先行して研究開発していった。」 【R&D 業務。新しい技術領域や、既存の技術領域においての新規開発及び、改善の業務。】	【TONE Coin と次世代ブロックチェーンのために必要な勉強と研究】 「TONE Coin と<u>次世代ブロックチェーン</u>のために必要な勉強、研究、設計、開発を行いました。特許申請が可能な二つの仕組み（offline penalties、sealer/voter rings）を設計と実装しました。」

	「TONEやFreebitの案件が肥大化しているため、純粋なR&Dに時間はあまりさけなかったが、次世代のブロックチェーンに関する取り組みは次期にサービス化可能なレベルになってきた。」	
--	---	--

(vi) 本件各発明の完成（2022年3月頃）

ヒアリング及び定例会の資料によれば、本件各発明は2022年3月頃に完成したものと認められる。

(4) 石田氏とa氏・b氏の間の業務委託契約の締結（2022年3月頃）

(i) 業務委託契約書ドラフトの作成（2021年12月）

石田氏は、2021年12月20日、当社██████である██████氏（以下「f氏」という。）に対し、石田氏とa氏及びb氏の間で業務委託契約を締結することを伝えた上、契約書ドラフトの作成を依頼した。

f氏は、同月21日、石田氏に対し、2021年1月1日付の契約書ドラフトを送付した上で、①本文は一般的な規定とし、具体的な「決め」については別紙で定める形式としたこと、②成果物のやりとりについて具体的な決まりがあれば反映させるので、教えてほしいこと、③月額10万円で約10～20時間とし、大きくオーバーするようなら協議するという形式にしたけれども、現実的な数値があれば教えてほしいこと、④基本的な知財権は発注者（石田氏）にすべて属するという形にしており、発注や検収をもっと厳しくしたいのであれば教えてほしいこと、⑤このような契約で税務上問題ないかどうかが一番重要なので、ドラフトができたら税理士へ確認してほしいこと、などを伝えた。

(ii) 石田氏とa氏・b氏の間の業務委託契約の締結（2022年3月頃）

石田氏は、2022年3月16日、a氏及びb氏に対し、石田氏がアーキテクトとして企画した次世代ブロックチェーンの設計・開発・設定・運用等を委託する旨の業務委託契約書を送付した上、①内容を確認し、修正点や疑問があれば返信してほしいこと、②締結できれば、昨年12ヶ月分と今年の2月までの報酬をまとめて石田氏個人

から振り込むので、口座番号などを教えてほしいこと、③12 ヶ月分の報酬については個人での税務申告が必要になる場合もあるので、4 月 15 日までに必要な対応をしてほしいこと、などを伝えた。

同契約書には、委託業務による成果に関して新たに生じた知的財産権は石田氏に帰属する旨が定められている（10 条）。

そのほか、同契約書には「乙 [a 氏・b 氏] が所属し甲 [石田氏] が代表を務めるフリービット株式会社の事務所内で、許可を受けて当該会社の機材を使用して業務を行う場合があることを両者で合意する。また、当該場所・機材において行う業務に関して、フリービット株式会社は何ら権利を持たないことを確認する」旨が記載されている（別紙・2 項）。これは、2021 年 12 月 21 日に f 氏が石田氏へ送付した業務委託契約書のドラフトには記載されていなかった条項であるが、同月 27 日、石田氏が f 氏に対し、「こちら、freebit とは明確に別で知財管理と開発を行っている旨の宣言のようなものはいらないですかね？」と照会したことを受けて、f 氏は、同日、「契約書の構成自体は石田さんと a 氏の契約なので、フリービットが権利を主張する余地はないと思いますが、確かに、場所的な問題（FB の事務所内で作業するなど）やハードウェアの使用については曖昧なところはあると思いますので、明確にしといたほうがいいかもしれません。別紙の項目に 2.（黄色マーカー部分）を追加してみました」と述べて、同条項を追記した契約書案を石田氏へ送付した。

a 氏及び b 氏は、それぞれ 2021 年 1 月 1 日付にバックデートされた業務委託契約書に署名して、業務委託契約を締結した。もともと、a 氏は、石田氏を信用していたため、契約書の内容をよく読まずに署名したとのことである。b 氏は [REDACTED] [REDACTED] 内容を理解した上で署名したとのことである。

その後、石田氏は、a 氏及び b 氏に対し、2021 年 1 月 1 日以降の業務委託報酬をまとめて支払い、以後は毎月、石田氏から両名に対して業務委託報酬を支払った。

なお、石田氏は、当委員会のヒアリングにおいて、a 氏及び b 氏との間の業務委託契約書の作成・締結が遅れた理由について、コロナ禍で a 氏及び b 氏と直接会う機会がなかなかなかったこと並びに税理士に相談していたからであると説明している。

(5) 石田氏と当社間の基本合意（2022 年 5 月）

(i) オフサイトミーティングにおける提案（2022 年 1 月）

当社は、2022 年 1 月 20 日、取締役会オフサイトミーティングを開催した。同ミーティングでは、①来期予算編成方針について、②サステナビリティマネジメントについて審議が行われた後、相談事項として、石田氏の個人開発プロジェクトについて報告された。

そこでは、「石田ブロックチェーンプロジェクト」について、2017 年 1 月より石田個人でブロックチェーンソフトウェアの構想・設計・開発・実装を行っており、2018 年 1 月に新事業企画として当時の経営陣に提出したが、その時点では当社のビジネスとして合致しないという判断があり、その後も石田個人のリスクにて継続してきたという説明がされた。その上で、独自チェーン、独自トークンの発行につながるこのプロジェクトは将来的には非常に有望度が高いビジネス領域であると考え、現時点ではコーポレートの見地からは多面的なリスクが高いため、①新設する予定の会社に対してのマイナー出資（5%程度）、②当社としてもシードプロジェクトのノウハウの享受のために相互の業務提携契約の締結を行う方針、であるという説明がされた。

これに対し、社外取締役からは、（当該技術について）今後の成長戦略の中で（当社としても）必要となってくるように思われるが、そのための最初のステップであると理解している旨の発言があった。

石田氏は、同ミーティング終了後、a 氏・b 氏に対し、メールで取締役会が無事に終了し、プロジェクトも OK が出た旨を報告した。

また、石田氏は、2022 年 1 月 28 日、当社従業員であった g 氏（[REDACTED]）から、a 氏・b 氏との間で「ブロックチェーンプロジェクト」を開始し、端末（e22）100 台を用意して検証を実施する予定であることの報告を受け、同月 29 日、g 氏に対し、e22 は無理であるとして「e21 での対応を b 氏と検討してください。e21 で動作させることは戦略上でも重要です。来週にでも、検証スタートさせたいです」とメールした。

(ii) 当社取締役会への報告（2022 年 4 月）

当社は、2022 年 4 月 21 日開催の定時取締役会において、報告事項 1「2022 年 3 月度月次決算及び業務進捗報告の件」を報告し、その中で CU 社との事業取り組みについて報告した。

具体的には、当社と石田氏が設立する新会社（CU 社）の間で、新ブロックチェー

ンネットワークの運用についての共同実験に関する基本合意書を締結する予定であり、当社グループにおいて「TONE e22」の発表を 2022 年 5 月 9 日に予定しているため、それまでに合意する予定であることが報告された。さらに、今回の基本合意書の範囲は「TONE e22」での実装・稼働検証であるが、将来構想としては「TONE Coin（仮称）」によるポイント制度、暗号資産の導入に伴う B to C 基盤の活性化（顧客数拡大、LTV の拡張等）を目指すことが報告された。

これについて、社外取締役から質問・意見等が出されることはなく、2022 年 1 月のオフサイトミーティングで報告されたとおりの流れとして理解されていたことがうかがえる。

(iii) 本件基本合意書 1 の締結（2022 年 5 月）

当社は、2022 年 5 月 9 日付けで、石田氏との間で、当社と石田氏が共同して、石田氏が開発・所有するブロックチェーン関連ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）もしくはノウハウを用い、当社グループが保有するネットワーク及び会員組織と石田氏の研究開発成果／特許技術を活用することで、スマートフォン及びモバイルネットワークにおけるブロックチェーンネットワークを含む、ブロックチェーンサービス全般の稼働及び事業化の可能性を検証することを目的として、基本合意書（以下「本件基本合意書 1」という。）を締結した。

本件基本合意書 1 では、①当社及び石田氏は、当社グループのサービス会員が購入するスマートフォンにおいて、本ソフトウェアを実装し、当社グループのネットワーク上で稼働することを協同して検証すること、②本ソフトウェアの稼働検証（本検証）に必要な当社・石田氏の保有する特許技術（申請中のものを含む）については、本検証期間中、必要な範囲において相互に無償で利用できること、③本検証において、当社と石田氏が協同することによって新たな特許技術等の知的財産権が発生した場合、その保有に関しては共有を原則とし、当該知的財産権が基礎としている当社又は石田氏が保有している他の知的財産権の関与度と、開発の寄与度にあわせてその扱いを検討すること、が定められている。

なお、2022 年 9 月 27 日から 28 日にかけて、CU 社と当社との取引に係る承認手続について当社社内で確認が行われた際のメールには、本件基本合意書 1 について稟議は完了しているものの、「基本合意書の押印は昨日時点で未締結」であり、前日に法務から秘書に対して締結を促した旨が記載されている。したがって、本件基本合意書 1 は、その作成日付から約 4 か月半が経過した 2022 年 9 月末頃の時点でもなお調印されておらず、実際の調印は、同時点以降に日付を 2022 年 5 月 9 日に遡らせてなされたものと認められる。

また、2022 年 4 月 21 日の取締役会では、石田氏が設立する新会社（CU 社）との

間で基本合意書を締結する予定である旨が報告されていたが、実際に作成された本件基本合意書1の相手方は、CU社ではなく石田氏個人とされた。

(iv) TONE 関連のリリース (2022 年 5 月・7 月)

当社グループは、2022 年 5 月 9 日、①新端末「TONE e22」を 2022 年 6 月 1 日から販売開始すること、②ユーザー協力型プロジェクト「TONE Labo」(無料)を開始し、ご協力いただけるお客様は定価 29,800 円のところを 19,800 円で購入できること、③「TONE Labo」のサービスには、オンライン健康サービス (TONE Care)、充電中にプログラムを動かすだけでポイントが貯まる新しいポイントシステム (TONE Coin)、安心してインターネットに接続できるアンチフィルターバブルの世界観の提供が含まれること、をリリースした。

さらに、当社は、2022 年 7 月 5 日、「TONE Labo」(無料)のポイントシステム「TONE Coin」を正式にスタートしたことをリリースした。

(6) 本件各発明の特許出願 (2022 年 6～7 月)

(i) 本件各発明の特許出願に向けた弁理士との協議の開始 (2022 年 5 月)

a 氏は、従前から当社における特許出願の実務をほぼ一人で担当し、弁理士の [REDACTED] 氏 (以下「h 氏」という。)に出願を依頼してきたが、本件各発明の出願に関しても、h 氏との窓口は a 氏が担った。

2022 年 5 月 18 日、a 氏は、h 氏に対し、「FreeBit の a 氏です」と記載したメールを送付し、b 氏、石田氏及び a 氏の 3 名の連名による同月 13 日付及び 17 日付の特許関係書類 (ブロックチェーンネットワークの構成方法に関するもの及びオフラインペナルティに関するもの) を添付した上で、「先日少しお話をさせていただいた、新しいブロックチェーン関連の特許に関してドキュメントを作成しました。今回 2 つあります。 1) モバイルブロックチェーン 2) オフラインペナルティ というタイトルの 2 つのものです、こちらをご覧ください、ご意見を聞かせていただきたいです」「この 2 つもしくはモバイルブロックチェーンの発明のみを 6 月 1 日までに特許出願するというのは可能でしょうか」と確認した。

同月 20 日、h 氏が「この発明は御社が提供するサービスであると思いますが、その場合、御社のサーバの構成を規定する必要があります。機能ブロック図など提供可能でしょうか?」と指摘したのに対し、a 氏は、同月 21 日、「b 氏と連絡がとれたので、さっそく彼の意見を反映した図をドキュメントに入れてみました」として、b 氏の意見を反映した図を追加して返信した。

また、同月 30 日、a 氏は、h 氏に対し、「フリービット株式会社でなく b 氏 石田宏樹 a 氏 の 3 名での出願という形で可能でしょうか？ 以前少しお話したと思いますが、3 名の特別なプロジェクトでの発明になるのです。石田からもそのような形での出願としたいと言われていまして。」と確認し、さらに同日、「先ほどフリービットではなく個人名でというお話をしましたが、6 月はいってすぐに今回のプロジェクトが会社として体裁を整えられそうとの連絡を先ほどもらいました。さらに、端末の発売は 6 月 1 日の予定ですが、今回の発明を実装するアプリの配信を 7 月 1 日にすると連絡を受けました」と状況の変化を伝えた上で、「7 月 1 日までの出願で問題なければそのように変更したうえで、出願人を新会社の b 氏 石田 a 氏という形が取れるものでしょうか？」と確認した。

(ii) CU 社の設立及び権利譲渡契約（2022 年 6 月）

2022 年 6 月 20 日、CU 社が設立された。CU 社は、発行済み株式総数 500 株の全てを石田氏が保有し、唯一の取締役（代表取締役）は石田氏であり、本店は神奈川県逗子市逗子 [REDACTED] に置かれた。また、CU 社の設立に当たっては、当社取締役の清水氏が、当社の役職メールアドレスを用いて、行政書士・司法書士との連絡、資本金の払込証明の確認、定款案の確認等を行った。

石田氏と CU 社は、2022 年 6 月 10 日付けで権利譲渡契約を締結した。同契約は、石田氏が会社設立前に開発した「モバイルブロックチェーン等を実現する基礎研究と実装」（対象技術）に関するすべての権利を CU 社に移転する条件を定めることを目的とし（1 条）、対象技術は「甲が個人資金を投じて約 5 年間にわたり開発した研究結果、ソースコード、設計図、アルゴリズムおよび関連する技術」（石田氏が個人として生み出した、同領域のメモなどの知的財産は含まない。）と定義されている（2 条）。権利の移転については、石田氏は対象技術に関するすべての知的財産権を無条件かつ恒久的に移転すること、権利移転の対価は石田氏が当プロジェクトに個人的に投資してきた実投資金額を基準として算定することとされている（3 条）。

(iii) 本件各発明に係る最初の出願（2022 年 6～7 月）

2022 年 6 月 30 日、CU 社を出願人として、本件発明 1 に係る特許出願（特願 2022-105620）がされた。同日、a 氏は、弁理士事務所の担当者に対し、出願書類は受領した PDF で問題ないこと、請求書の宛先は「株式会社 CountUp」とすること、及び請求書の送付先は「東京都渋谷区円山町 3-6、E スペースタワー 13F フリービット株式会社 R&D 部 a 氏」宛てとすることをメールで伝えた。

続いて同年 7 月 4 日、CU 社を出願人として、本件発明 2 に係る特許出願（特願

2022-107673) がされた。

同月 7 日、E 事務所から CU 社に対し、いずれも「ブロックチェーンネットワークの構成方法及びその方法を実施するためのコンピュータ・ソフトウェアプログラム」に係る国内出願費用の請求書が発行された。

(7) 新中期経営計画を踏まえた定款変更 (2021 年 7 月、2022 年 7 月)

(i) 新中期経営計画の公表 (2021 年 7 月)

当社は、2021 年 7 月 26 日、「新中期経営計画『SiLK VISION 2024』の公表について」を公表した。

上記リリースでは、同月 28 日に新中期経営計画『SiLK VISION 2024』の説明動画を公開すること、同月 29 日開催予定の定時株主総会終了後に質問対応することが説明されていた。

2021 年 7 月 28 日に公開された動画では、当社は「AI Deep Learning」「Data」「IoT (センサー)」「5G」及び「Blockchain」の各分野の技術の特許申請可能な状態で持っていると説明されており、また、「Blockchain を利用した Trusted Web の実現」を目指すところ、そこで必要となるのが「産業用ブロックチェーン」でありインターネットを信頼あるものとするために「産業用ブロックチェーン」の分野を切り開いていくと説明されている。

(ii) 定款変更 (2022 年 7 月)

当社は、2022 年 7 月 28 日開催の定時株主総会において、当社の事業目的に「ブロックチェーン技術を利用したサービスの企画、開発、運営、販売」を追加することを内容とする「定款一部変更の件」を上程し、承認可決され、定款を変更した。

上記議案における提案理由では、2021 年 7 月 28 日に公表した新中期経営計画「SiLK VISION 2024」における新規事業への取り組みとして、ブロックチェーンを活用したプラットフォームサービスの提供を企図しており、当該事業の取り組みを拡大するものと説明されている。

(8) 本件各特許権の発生 (2024 年 10 月)

CU 社は、2023 年 5 月 29 日、上記各出願を優先権主張の基礎として、本件各発明に係る PCT 出願 (PCT/JP2023/019955 及び PCT/JP2023/019958) を行った。

2024 年 4 月 8 日、本件各発明について日本への国内移行出願 (特願 2024-521231 及

び特願 2024-521232) がされるとともに、出願審査請求がされた(早期審査対象出願)。

そして、同年 10 月 22 日、本件各発明について特許権の設定登録がされた(特許第 7575833 号及び特許第 7575834 号。特許公報の発行日はいずれも同月 30 日)。特許権者はいずれも CU 社(東京都目黒区青葉台 [REDACTED]) であり、発明者はいずれも b 氏、石田氏及び a 氏の 3 名(住所はいずれも「株式会社 CountUp 内」と記載されている)。

3 CU 社に対する業務委託

(1) 当社と CU 社の間の業務委託契約等の締結(2023 年 11~12 月)

(i) CU 社へ業務委託することになった経緯

当社と石田氏個人との間の本件基本合意書 1(2022 年 5 月 9 日付け)は、ブロックチェーン関連ソフトウェア(本ソフトウェア)の TONE e22 における実装・稼働検証等を内容とし、検証期間及び 9 か月間の独占利用期間を定めるものであったが、その後の契約関係の更新は行われないうままとなっていた。このような中で、2023 年秋頃、[REDACTED] したことを受け、当社において、CU 社との契約関係を整理する検討が開始された。

契約条件の検討は、2023 年 10 月、清水氏及び f 氏を中心に行われた。同月 11 日付け及び 17 日付けのタームシート(「CU の TS」)には、委託料を月額 100 万円とすること、知的財産関係を乙(CU 社) 帰属原則とすること等が記載されていた。

また、同月 17 日の清水氏・f 氏間の社内 [REDACTED] によると、清水氏が「・100 万円の金額の妥当性について(どういうエビデンスを用意しよう...)」と述べたのに対して、f 氏は「100 万円の妥当性については、当社で外部委託している運用系の見積もりとか引っ張ってくるのがいいのかなあ。」と返答し、さらに清水氏が『運用系』よりも『開発系』がいいんじゃないすかね。」「あとは、契約後のアクションとして、開発項目の報告を求め、実績と見積もりが乖離する場合は見直しするとか、ってのはどうでしょう。」と述べ、f 氏は「ちょっとうまく合うのがあるか探してみますね クライドの見積もりじゃだめだろうしなあ。」と返答した。以上のやりとりによれば、委託料月額 100 万円は、CU 社側の稼働実績や工数の積算に基づいて算定されたものではなく、金額が先に定まっていたことがうかがわれる。

なお、業務委託契約の締結の発案者について、石田氏は、当委員会に対する書面回答において「発案者が誰であったかは定かではありません」と説明しているが、当社側の担当者は、石田氏からの発案であったと説明している。

(ii) CU 社との業務委託契約の締結に係る取締役会決議（2023 年 11 月）

当社は、2023 年 11 月 16 日開催の定時取締役会において、「特別利害関係者が代表を務める会社との契約締結の件」（発議者・清水氏）を上程した。

上記議案書には、「共同で実証実験を行っている石田取締役が代表を務める株式会社 CountUp との間で、事業化を見込んだ業務委託契約を締結する」として基本合意書（案）及び業務委託契約書（案）が添付され、さらに、契約内容の軽微な変更は清水氏に一任すること、石田氏は利害関係者に該当するため議論及び決議に参加しないことが記載されていた。

また、補足資料において、基本合意書（案）について「契約相手先の法人化ならびに、契約期限の終了を踏まえ更新を実施」すること、業務委託契約書（案）について「PoC の進捗に伴い、個別案件への対応が必須となっており、フリービット社内のスキル・リソースでカバーできない領域を委託」と説明され、委託料月額 100 万円は「PM 1 名、エンジニア 2 名」につき「60 時間／月／人」を基準に換算したものであり、新規の自社採用と比べコストメリットがあるとされていた¹⁰。

さらに、同資料には、イーサリアム・ファンデーションとの類比により当社の関与を「一部出資程度」ととどめる構想や、CU 社について「数十億円程度の企業価値が目線になると想定される」「この時点での 100%取り込みについては、フリービットとしては他株主への説明についてはハードルが高いと思われる」との記載があった。

当委員会のヒアリングによれば、上記議案に関する審議の際には、一部の社外役員から、上場企業の社長が個人で会社を経営し、当該会社と取引をするということは避けるべきであり、石田氏は CU 社にはオーナーとしてのみ関与し、業務は第三者に任せるべきである旨の意見が出された。

その結果、上記議案は、①善管注意義務に配慮し、CU 社の代表者について早期の交代に努めること、②委託業務の内容及び委託料を 1 年に 1 回以上見直す旨を契約書に記載すること、という 2 つの条件を付した上、全員一致で承認可決された。

(iii) 取締役会決議後の修正（2023 年 11～12 月）

前記のとおり、2023 年 11 月 16 日の取締役会決議では、契約内容の軽微な変更は清水氏に一任することとされており、基本合意書（案）及び業務委託契約書（案）のいずれについても、取締役会決議後に修正が加えられた。

¹⁰ この算定根拠について、石田氏は、当委員会のヒアリングにおいて、自らが形作って当社側に伝えたものであり、上記 3 名には石田氏自身が含まれる旨を述べている。他方、f 氏は、委託料の妥当性を説明するために清水氏と f 氏において市場価値から作成したものであり、CU 社側から当該人数で稼働していると告げられたわけではなく、プロジェクトマネージャーを採用するという説明もなかった旨を述べており、両者の説明は一致しない。

具体的には、2023 年 12 月 13 日、石田氏が基本合意書（案）の知的財産条項（共同開発による知的財産権につき「共有を原則とし」とする条項）について「原則として共有というのは少し重すぎる気がします」と修正を求め、f 氏が「原則と例外を入れ替えて」基礎となる知的財産の保有者への権利帰属を原則とする内容に修正し、石田氏が「では、こちらで FIX しましょう」と返答した。翌 14 日、f 氏は「契約書、整えました」として契約書類を送付し、同月 19 日、契約内容が最終的に確定した。その結果、基本合意書（案）の知的財産条項は、取締役会に付議された時点のドラフトでは、甲乙協同により発生した知的財産権の保有につき「共有を原則とし」とされていたところ、「本件目的事項実施期間中に、甲乙協同することによって新たな特許技術等の知的財産権が発生した場合、その保有に関しては当該知的財産権が基礎としている他の知的財産権の保有者に帰属することを原則とし、開発の寄与度にあわせて共有等の扱いを検討するものとします」と修正された上で締結された。

そのほか、業務委託契約書（案）についても、2023 年 11 月 17 日、f 氏は石田氏に対して文言の追加を連絡し、修正を行った。

(iv) 本件基本合意書 2 の締結（2023 年 12 月）

当社と CU 社は、契約内容が確定した 2023 年 12 月 19 日以降のいずれかの時点で、「甲ら〔当社ら〕と乙〔CU 社〕とが協同して、乙が開発・所有するブロックチェーン関連ソフトウェア……もしくは、ノウハウを用い、甲らの保有するネットワーク及び会員組織等と乙の研究開発成果／特許技術を活用することで、スマートフォンを含むサーバ、IoT 機器及びモバイルネットワークにおけるブロックチェーンネットワークを含む、ブロックチェーンサービス全般の稼働及び事業化の可能性の検証並びに共同事業化（以下「本件目的事項」といいます。）すること」を目的として、2023 年 11 月 16 日付の基本合意書（以下「本件基本合意書 2」という。）を締結した。これにより、本件基本合意書 1 は、「同合意書第 5 条及び第 6 条の規定を除き」失効した。

別紙 1 には、乙（CU 社）の保有又は申請する特許として、本件各特許権（特願 2022-105620 及び特願 2022-107673）のほか、TheCommand 及び Voter/Sealer の分離／eKYC による投票等による PoA を稼働させるシステムに関する特許が掲げられている。

(v) 本業務委託契約の締結（2023 年 11 月）

当社と CU 社は、2023 年 11 月 16 日付けで、本件基本合意書 2 に基づく個別契約として、業務委託契約（以下「本業務委託契約」という。）を締結した。

本業務委託契約は、「乙の開発したブロックチェーン関連技術の甲グループ……提

供サービスへの適用可否を判断するための各種検証」を目的とし（1 条）、委託業務内容として、①TONE Chain（TONE Labo 及び甲とその従業員向け chain）並びに F 大学向けレイヤー1 Chain を対象とした、nano-chain（モバイル機器等を利用した過剰な電力やシステムを必要としないブロックチェーン構築技術）を使ったレイヤー1 ブロックチェーンの設計、構築及び運用業務のサポート、②これに関連した個別開発業務（サービス系システムを除く）及び Web2 サービスと Web3 サービスをシームレスにつなぐためのコネクターシステムの開発等、③ブロックチェーンに対応したスマートフォン共同開発及び検討の補助が掲げられている（別紙 1）。また、委託料は月額 100 万円とされている。

(vi) 業務委託の実施状況

本業務委託契約に基づく委託業務の実施状況については、委託業務の遂行状況を当社に報告する報告書、成果物の納品書その他の記録は確認されておらず、a 氏も、稼働報告書について「1 回も作ったことないです」と述べている。一方で、石田氏は、当委員会の実施した初回のヒアリングでは、稼働報告書について数回しか提出していなかったかもしれないと述べ、3 回目のヒアリングでは、委託業務の実施状況は、当社の常勤取締役が週 2 回集まるトップミーティングの中で、資料によらず会話の流れの中で開発状況や進捗として説明していた、委託業務の実施は石田氏・a 氏・b 氏の 3 名で行っており自身も相当の時間を使っていた、と説明した。

ヒアリング後、石田氏からは、委託業務の実施状況を裏付けとする資料として、①2023 年 12 月 6 日に開催された定例会のレコーディングデータ（約 1 時間 56 分）及びその要約であるとする石田氏側作成の議事録、②同日の会議で b 氏が使用した進捗資料、③石田氏から a 氏・b 氏への月次の委託料振込連絡メールの提供を受けた。同議事録等によれば、当該会議は、従前から行われていた石田氏・a 氏・b 氏の 3 名による定例会の一回として開催され、前半では、3 名により、当社の TONE Coin に係る新サービスのリリース可否等が審議され、後半では、石田氏が当社の実務担当者 2 名を招き入れ、審議結果に基づく実施事項を伝達したとされている。石田氏は、同会議について、CU 社側の審議と当社側への引き渡しとを区分して運用していたことを示すものであると説明している。ただし、これらの資料には、当社に宛てた業務報告又は納品・検収に係る記載は含まれていない。

さらにその後、石田氏から、上記の進捗資料を含む、b 氏が週次で作成していた進捗資料 37 件（表紙日付 2023 年 12 月 6 日～2025 年 10 月 1 日。2023 年 11 月、2024 年 3 月及び 2025 年 6 月～9 月分は含まれていない。）の記載項目を AI ツールを用いて分類・整理したとする説明資料の提出を受けた。同説明資料は、各進捗資料に記載された作業項目 444 件を分類し、うち 256 件が本件各業務委託契約の役務範囲に対

応する、スポット委託契約に対応する項目は 2024 年 1 月から 6 月までにのみ、本件増額合意後の追加業務に対応する項目は同年 7 月以降にのみ確認されたなどとするものであり、分類の最終的な確定は石田氏自身が行った旨が記載されている。

また、本業務委託契約の締結から約半年後の 2024 年 6 月 11 日、会計監査人から本業務委託契約の委託料の単価・実績について照会を受け、清水氏と f 氏は社内 [REDACTED] にて以下のやり取りを行っている。まず、f 氏が「稼働報告とかそんなの作ってないですね、きっと。」と述べたのに対し、清水氏は「混在感満載だからね。」と返答し、f 氏は「稼働実績のところは、正直わけわからんけど、そのわからなさそれはそれでいいんじゃないですかね。b 氏分のみですが、って書いてあるけど、b 氏稼働しか実質ないんだろうなあ。」と述べた。さらに清水氏は「流石にやり取りの履歴がなんもないと、『架空』と言われる可能性があるので、そのケアが必要、ということで。」と述べている。

(2) 追加の開発委託（2024 年 1 月）

(i) 追加の開発委託

当社は、2024 年 1 月 18 日開催の定時取締役会において、報告事項(3)「開発委託の件」を上程し、CU 社に対する追加の開発委託を報告した。

報告資料（報告者・清水取締役、関連部署・NN 技術本部）には、2023 年 11 月 16 日開催の定時取締役会において承認された CU 社との業務委託契約書「に基づき、一部追加での開発委託業務が発生し支払いが発生する見込みであるため、関連当事者間取引の一環として、予めご報告させていただきます」と記載され、開発委託内容は株主向け DAO 並びに DoCoMo 店舗設置対応端末・回収・減少に伴う対応に係る「nano-chain」本体プログラム内の改修、専用 API の仕様追加に伴う開発及びこれらに伴うソフトウェアのテスト・調整等、納期予定は 2024 年 3 月頃、発注金額予定は 3,000 千円（税抜）（約 350 時間〔2 人月の開発工数〕想定）とされている。

当社と CU 社は、2024 年 1 月 18 日付けで発注金額を 300 万円とする業務委託契約（以下「スポット委託契約」という。）を締結した。

(ii) 追加の委託業務の実施状況

追加の開発委託についても、その実施状況を裏付ける記録は確認されていない。なお、f 氏は、2026 年 5 月 11 日、社外監査役の山口勝之氏（以下「山口氏」という。）からの照会に対し、2024 年 1 月 18 日付けのスポット委託契約についても納品書等は存在しない旨を回答している。納期予定とされた 2024 年 3 月頃までに作業が完了し

たことを確認した記録も確認されていない。

当委員会は、当社に対し、本業務委託契約、とりわけ 2024 年 1 月の追加開発委託について、①委託業務の内容を特定する発注書、仕様書、要件定義書、開発計画書等、②委託業務ごとの実施計画・進捗管理資料、③追加開発委託に係る発注書・契約書・仕様書、④CU 社から納品された成果物の一覧及びその格納場所、⑤納品書、検収書、受領書等の提供を求めたが、当社からは、発注、要件定義、検収などに関する資料は存在しない旨の回答があった。また、当委員会が、当社がこの種の開発委託を他の業者に依頼する場合に、これらの実施業務の根拠となる資料が一切存在しないことが通常であるか否かを照会したところ、当社からは、一般的・通常的ではない旨の回答があった。

一方で、石田氏は、当委員会のヒアリングにおいて、追加の開発委託について、チェーンが停止するという想定外の事態が発生し、ハードフォーク¹¹を含む重要な改修への緊急対応が必要となったものであり、対応の必要性と内容は事前に当社に説明した、本番環境でのハードフォークは a 氏・b 氏にも経験がなく、石田氏が個人的に依頼している経験者らに検証を依頼して対応した、と説明した。成果物・納品書等が存在しない点については、ハードフォークが成功しチェーンが復旧したこと自体が結果であると述べた。その後、石田氏からは、2024 年 1 月 18 日午前 8 時 35 分に石田氏が作成し、同日午前 8 時 39 分（スポット委託契約の締結及び取締役会報告の当日朝）に清水氏へ送付された説明資料（当社端末「TONE e22」の終売により、docomo 店舗の展示端末約 1,300 台が同月末に撤去されることが判明し、51%コンセンサスの維持のため 2023 年 12 月末から緊急対応を行った旨を説明するもの）の提出を受けた。当該資料は、委託業務の内容・工数を特定する仕様書や要件定義書ではないが、スポット委託契約の契約書及び取締役会報告資料に記載された委託業務の内容と対応している。ただし、同資料によれば、緊急対応の主要部分（アプリの緊急アップデート、データの収集・分析）は、スポット委託契約の締結に先立つ 2023 年 12 月末から 2024 年 1 月中旬にかけて実施されたとされている。

なお、石田氏がスポット対応として実施したと主張する作業の項目は、本件増額合意に先立ち石田氏が清水氏へ送付した 2024 年 6 月 18 日付資料（後記(3)(i)）にも列挙されている。

¹¹ ハードフォークとは、ブロックチェーンを構成する多数の端末（ノード）が従う基本ルール（プロトコル）を、旧ルールとの互換性のない形で変更することをいう。本件では、docomo 店舗の展示端末（パートナーノード）の撤去後も、利用者の端末のみで TONE Chain の運営を維持できるようにするためのルール変更を指している。

(3) 業務委託費用の増額（2024 年 6 月）

(i) 業務委託費用を増額するに至った経緯

当社は、2024 年 5 月 23 日開催の取締役会において、CU 社との間で「企業会計基準適用指針等に関する解釈上の疑義を避けるための覚書」を締結する件を上程した（石田氏は特別利害関係人として議決に加わらず。）。そして、審議の結果、「現在の業務委託契約につき、業務の内容及び昨今の物価・人件費の影響等を考慮して、株式会社 CountUp と調整して委託料の見直しを実施すること」との条件を付して、全員一致で承認可決した。

また、同年 6 月 20 日開催の定時取締役会において、清水氏を報告者として、「CountUp 社との業務委託内容見直しについて」と題する報告（報告事項 2）が行われた。同報告は [REDACTED] F 大学との共同プロジェクト）及び Trusted Web に適用した ID システムの構築支援等における開発・開発支援・サポート対応の工数増加を理由として、2024 年 7 月分より委託料を月額 175 万円（税抜）に改定するというものであり、「関連当事者間取引の一環として、予めご報告させていただきます」とされ、取締役会の承認決議は経ていない。委託料は、同年 7 月分から月額 175 万円に増額された。

なお、増額の実質的な経緯について、f 氏は、石田氏から「カツカツなので、あげてほしいって言われて」増額に至ったと供述し、清水氏も、石田氏から「カウントアップのメンバーがフリービットのために一生懸命仕事をして、カウントアップの赤字が膨らんでいる。だから業務委託費で払ってほしい」との説明を受けたと供述している。一方で、石田氏は、当委員会のヒアリングにおいて、雑談の中でそのような趣旨の内容を話したことはあるかもしれないが、CU 社の資金不足を補填する形で委託料が増額されたという事実はないと認識している、と述べた。また、石田氏は、増額を必要とした事情として、①新規の特許出願には 1 件 600 万円から 700 万円程度（実際にはそれ以上）を要し、各国への出願も行っており、さらに 2 件の出願を予定していたため、特許関連費用の必要があったこと、②ブロックチェーンの規模を支えるために非常に大きなアップデートが必要となっており、外部事業者への開発委託又は人員の雇用による対応を検討する必要が生じていたことを説明した¹²。

この点に関し、石田氏からは、増額の検討に際して 2024 年 1 月頃に作成したとする手書きのメモの提出を受けた。同メモには、CU 社の月次の支出として、b 氏及び a 氏への各 13 万円、家賃 25 万円、石田氏への借入金返済 20 万円 [REDACTED] 氏（以下「i 氏」という。）への 2 万円、税理士費用等 5 万円、電気・通信費 5 万円及び特許

¹² なお、石田氏が挙げたこれらの増額の事情は、前記の取締役会への報告資料に記載された増額理由とは異なる。

費用の積立てが、石田氏個人の月次の支出として「月 80 万くらい」が記載されている。また、前記の 2023 年 12 月 6 日の会議の議事録には、b 氏の提案する機能について特許となり得る旨のやり取りがあったとされており、石田氏は、これらをもって、当時、特許出願費用の確保が CU 社の課題となっていたと説明する。さらに、石田氏は、増額後も自身の個人的な支出が継続していたとして、増額が CU 社の資金不足の補填として機能した事実はないと説明する。もっとも、a 氏及び b 氏が CU 社から受領していた委託料は、増額の前後を通じて月額各 10 万円であり、同メモの記載とは一致しない。

また、石田氏からは、2024 年 6 月 18 日（本件増額合意に係る取締役会報告の 2 日前）に石田氏が作成し、同日清水氏へ送付された資料の提出を受けた。同資料は、本業務委託契約に基づく業務、スポット対応及び増額後に想定される業務の各作業項目を期間ごとに列挙したものであり、納品書、検収記録その他の成果物の授受に係る記載は含まれていない。

なお、増額に対応する CU 社側の人員増強や外注の拡大の事実は確認されていない。

(ii) 業務委託費用の増額に係る合意書の締結及び取締役会報告

当社は、2024 年 6 月 20 日、CU 社との間で本業務委託契約書の委託料を増額する旨の合意（以下「本件増額合意」といい、本業務委託契約及びスポット委託契約と併せて「本件各業務委託契約」という。）を締結し、同日開催の定時取締役会において、報告事項 2「CountUp 社との業務委託内容見直しについて」として報告した。

同報告では、当初契約内容に加え、当社の「XXXXXXXXXX（F 大学との共同プロジェクト）及び「Trusted Web に適用した ID システムの構築支援」等における開発・開発支援・サポート対応の工数が増加していることが挙げられ、2024 年 7 月分から委託料を月額 175 万円（税抜）に改定する予定であることが説明された。

また、補足資料には、当初業務委託内容（月額 100 万円）として TONE Chain 及び F 大学向けレイヤー 1 チェーンに係る設計・構築・運用サポート、関連個別開発、コネクターシステム開発等が、2024 年 1 月の追加対応分（300 万円）としてパートナーノード減少への緊急対応、メインチェーンのアップデート、OneVision 対応（株主 NFT 開発等）が記載されていた。その上で、2024 年 7 月以降に特に業務負荷の増加が見込まれる項目として、Trusted Web に適用した ID システムの構築支援（完全オンチェーン型 DID 開発、「権限トークン」開発、API サーバー開発等）、TONE Coin 利用のバグに対する技術対応、F 大学向け対応等が挙げられ、今後の作業想定として DID/TEE 開発、XXXXXXXXXX、トランザクションの高速化等が示されていた。

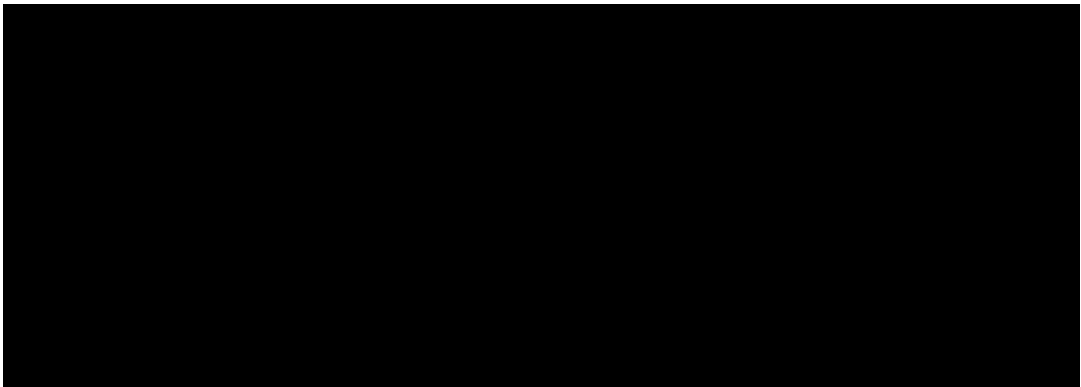
(iii) 本件増額合意締結後の業務委託の実施状況

本件増額合意締結後における委託業務の実施状況について、CU 社の稼働の内容・時間を裏付ける報告書その他の記録は確認されていないことは、増額前の状況と同様である。

4 本件株式取得に至る事実経緯

(1) A 社との資本業務提携契約の締結（2025 年 1 月）

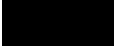
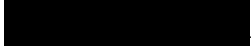
(i) 交渉の開始（2022 年末頃）



当社は、中期ビジョン「SV2027」の主軸を「通信生まれの web3 実装企業へ」と位置付け、



(ii) 石田氏による資料提示（2024 年 11 月）

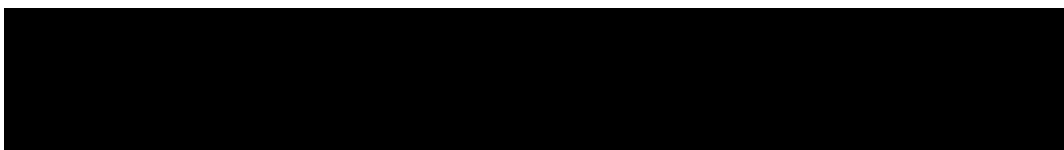
2024 年 11 月 25 日、石田氏は、役員メーリングリスト（）。当時のメンバーは、石田氏のほか、清水氏、和田育子氏（以下「和田氏」という。）及び  氏（以下「j 氏」という。）宛てに、「TOPmtg で説明した資料をお送りしますー 内容ご確認くださいませ。明日の夜、社外取組説明予定ですので、なにか修正点などございましたら、何なりとご指摘くださいませ」と本文に記載し、「 」と題する資料を送付した。

同資料には、本プロジェクトの経緯として「2018 年 1 月より、石田、b 氏、a 氏にてプライベートプロジェクトとしてスタート。研究費、活動費はすべて石田にて拠出。4 年間で 1 億円弱」との記載、AI による試算として CU 社の価値を「現在の状況における企業価値は、50 億円～150 億円が妥当な範囲です」とする記載が含まれてい

る。

なお、この「4年間で1億円弱」との記載について、石田氏は、当委員会のヒアリング後の書面回答（2026年8月）において、「まず訂正で、資料の『4年間』は正確ではありません」として支出の期間を「2016年中頃」からの「8年以上」と改めた上、「『1億円』も帳簿のある数字ではなく、当時の実感の概算です」と説明した。その内訳についても、①会食費用・移動費・機材・書籍等は、手元で確認できた2022年～2024年分が年間およそ650万円～860万円であり、2016年～2021年分は「記録は残っておりません」が「8年間の合計で5000万円前後という肌感覚」であるとして（「会食費用等の全てが本件のためとは申しません」との留保付き）、②「Web3 グル」と呼ばれた海外専門家への相談料（1時間4,000ドル級）は「相手は匿名で支払先ウォレットも毎回変わるため記録がありません」が「8年間で合計5000万円前後を支出したという肌感覚」であるとして、「まとめると、累計はおおよそ1億円前後となり、『4年間で1億円弱』は期間の把握が粗いまま実感を述べたものでした。金額についても感覚値を示したものでした」と述べている。

(iii) A社による買収監査（2024年12月）



当社内では、ブロックチェーンに関する一連の開発と実証実験が対象となっており、CU社は同社が保有する特許技術を提供し、当社がネットワーク上のデータ収集・稼働検証を協同で行っているものであり、当社内部での開発部分について、別途外注先及び社内での採用のコストに鑑み、外注したほうが効果的であると判断して委託を行っている旨の回答をすることが検討されていた。

なお、最終的に確認事項への回答は口頭でなされたため、現時点では正確な回答内容は確認できないとのことである。

(iv) 資本業務提携契約の締結（2025年1月）

当社は、2025年1月31日開催の臨時取締役会においてA社との資本業務提携契約の締結を決議した上で同契約を締結し、リリースを行った。

同契約は、Web3の理念に基づく非中央集権型インターネットアーキテクチャの実現等を目的とするものであり、当社がA社に対して自己株式である普通株式1,600,000株を1株当たり1,276.48333円（議決権比率6.83%）で第三者割当ての方法により処分するとともに、両社間で業務提携を行う内容となっている。

同契約書には

と記載されている。また、

が記載されている。

すなわち、同契約においては

定められていた。

なお、同契約書には

と記載されている

。

(2) 本件株式取得に向けた検討（2025 年 3～9 月）

(i) CU 社との合意（2025 年 3 月）

当社は、2025 年 3 月 19 日開催の定時取締役会において、第 2 号議案「株式会社 CountUp との合意書締結の件」を承認した（石田氏は議論及び決議に不参加）。議案書には、

旨が明記されている。同

日付けで締結された当社・CU 社間の基本合意書は、当社に独占交渉権を付与し、DD への協力義務を定めた上で、別紙において、本件取引の目的を CU 社保有の本件各特許権（第 7575833 号・第 7575834 号）の当社による取得又は CU 社議決権の全部取得とし、取引方法として、①株式譲渡・株式交換による議決権全部の取得、②合併、③事業譲渡又は会社分割のほか、④本件各特許権の譲渡を掲げている。また、スケジュールについては、2025 年 7 月 31 日までの最終契約締結、同年 9 月 30 日までの取引実行と定められており、対価は独立した専門家による価値算定の結果を踏まえ協議して決定することと定められていた。

(ii) 特別委員会の設置（2025 年 4 月）

当社は、2025 年 4 月 17 日の定時取締役会において、CU 社の子会社化に関して、

当該取引の公正性及び透明性を確保するため、特別委員会を設置することを決議した。

特別委員会の委員には、竹田青滋氏（社外取締役・独立役員。委員長。以下「竹田氏」という。）、土岐英秋氏（以下「土岐氏」という。）及び米谷信彦氏（以下「米谷氏」という。）（いずれも社外取締役・独立役員）並びに松岡彰洋氏（社外監査役・独立役員）の4名が選任された。

また、2025年9月29日付け答申書によれば、特別委員会は、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関としてG社、当社のビジネス・アドバイザーとしてH社、当社の財務・税務アドバイザーとしてI事務所、当社の第三者算定機関としてJ社、当社の法務アドバイザーとしてK事務所を選任することを承認するとともに、特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことである。その上で、特別委員会は、当社アドバイザーの専門性及び独立性に問題がないことを確認したことを踏まえ、特別委員会独自のアドバイザー等を選任することは不要と判断したとのことである。

(iii) 事業・技術 DD インタビューの実施（2025年4月）

2025年4月上旬から6月にかけて、当社の外部アドバイザーによるCU社買収に向けたDDが実施され、第1回特別委員会（2025年4月30日開催）前の2025年4月3日、事業・技術DDインタビューが実施された（H社・J社出席。CU社側は石田氏らが出席）。

インタビューにおいて、石田氏は、営業体制につき「営業体制がですね、基本的には100%カウントアップ案件なんです」「基本的にフリービットがフリービットとして取ってきた案件というのは存在してないんですね」と述べ、A社・F大学などの主要案件はすべてCU社が獲得して当社側に移管していると説明した。また、「最初3名なんです。僕とb氏とa氏と3人でずっとやってる。株式会社になる前からずっと」「2015年、16年からスタートして、そこからずっと」「僕の個人の持ち出しで……検証とかなんとかで年間1000万ぐらいかかってきた」と説明した。また、DDのQ&A回答でもa氏を含む5名につき「F社所属+C社業務委託」〔注：カッコ内は原文のとおり（当委員会による仮名化ではない）〕と回答されていた。

なお、事業・技術DDの結果は、2025年5月付「ビジネスデューデリジェンス報告書」（以下「事業DD報告書」という。）としてまとめられ、第2回特別委員会（2025年5月2日開催）において報告された。事業DD報告書には、CU社は6名体制でa氏が技術・知財を担当する一方、CU社に雇用社員はおらず、当社社員が業務外でCU社業務を行っている旨が記載されていた。

(iv) 清水氏・f氏による弁護士相談（2025年4月）

2025年4月3日の事業・技術DDインタビューにおいて、CU社の業務従事者には外部の第三者が存在せず実質的に全員が当社関係者であることが判明したことを受け、清水氏及びf氏は、同月9日、K事務所のk氏らと面談を行った。

清水氏は、k氏らに対し、CU社のDDの中で「ちょっとザラッとするような事象」が見えたので、かなりまずいことなのかどうかを共有・相談したいと述べた上、①CU社の主要メンバーは石田氏、a氏、b氏、i氏、[redacted]氏（以下「l氏」という。）及び[redacted]氏¹³（以下「m氏」という。）の6名であり、全員が当社の社員・スタッフで構成されていることが判明したこと¹⁴、②石田氏がDDインタビューにおいてA社の案件やF大学の案件をCU社が取ってきた案件であると説明したことを説明した。

これに対し、k氏は、副業が禁止されているのかどうか、当社の業務とCU社の業務が切り分けられているのかどうかといった点を質問し、清水氏は、副業は禁止されておらず事前に申請する形式になっていること、実態はわからないけれども時間外にCU社のオフィスカリモートでやっているのではないかと、業務で使用するデバイスについては不明であると回答した。その上で、清水氏が、そのあたりを使い分けて時間外にやっているのであれば問題ないと評価できるのかと質問し、k氏は、一応副業は許可しているという状況であれば、なんとか説明できるのではないかと回答した。

また、CU社の企業価値を算定する際、なぜ当社でやらずにCU社でやったのかという話が出てくる可能性があるのではないかとという問題提起に対し、清水氏から、CU社を設立する際には当社側に報告しており、当社の意思・ルールに反していたという経緯はなく、外部に作ることの合理性についても説明済みであるという説明があり、それであればリスクを取った石田氏に価値が帰属すると整理して問題ないのではないかと整理がされた。そのほか、石田氏が複数の案件をCU社が取ってきたと説明した点については、CU社の価値には影響しないのではないかと整理がされた。

¹³ CU社がDDにおいて開示した「全社員の職務経歴」（2025年4月25日）には、m氏がCU社の社員6名の一人として「Chief Strategist」と記載されている。しかし、m氏（元[redacted]のクリエイティブディレクターであり、2023年末に同社を退職した後、2024年1月に当社との間で「チーフストラテジスト」という肩書きを付与する内容の業務委託契約を締結した。）は、当委員会のヒアリングにおいて、CU社との間で契約を締結し、又は書面を取り交わした事実はなく、CU社から報酬その他の支払を受けたこともなく、また、CU社において何らかの地位・肩書を有しているとの認識もない旨述べている。

¹⁴ 清水氏らは、当該面談の中で、CU社のメンバー全員が当社の社員・スタッフであることについて「何人か手助けしてるんだろうなと思ったんですけど、まるまるフリービットじゃんって思うとね。さすがにあれって思わなくもなく、外部も使ってるって言ってたじゃんって思って」と発言している。

(v) 副業申請がなされていないことの確認（2025 年 5 月）

2025 年 5 月 15 日、[redacted]である[redacted]氏（以下「n 氏」という。）は、清水氏及び f 氏が参加する社内 [redacted]において、清水氏宛てに、「[redacted]の副業申請を確認しましたが、今年 4 月末までに C 社での副業を申請している方はいらっしゃいませんでした。……過去分は 2024 年 4 月 30 日に i 氏が申請された 1 件のみです。また、[redacted]以外での申請方法はございません。本人へ副業申請を出すよう依頼したほうがよろしいでしょうか。」と報告した。これに対して清水氏は、「一旦催促はやめときますか。でも、人事とも確認しておかないとな」と返信した。

n 氏が確認を行った契機について、f 氏は、第 2 回特別委員会（5 月 2 日）において J 社及び G 社（I 事務所）から中間報告を受ける中で、CU 社における石田氏の負担（簿外コスト）としての人件費の取扱いが議論となったことから、副業申請についても調べるようになったと説明している。

また、清水氏及び f 氏は、上記社内 [redacted]で n 氏から報告を受けた内容を、K 事務所、特別委員会、取締役会及び石田氏のいずれに対しても伝えておらず、a 氏及び b 氏本人への確認も行っていないとのことである。

その理由について、清水氏は、そもそも同氏は副業申請のルールを正確に把握しておらず、社内には別の申請ルートがあるかもしれないと考えていたこと、DD において CU 社側が申請済みと回答している以上そのとおりであろうと認識したことに加え、当時の清水氏が重視していたのは CU 社に外部の従事者が存在しないこと及び石田氏が前面に立って DD に対応していることの 2 点であって、副業申請は届出にすぎず重要性が低いものと受け止めていたことを挙げている。f 氏も、副業申請がないことが職務発明の問題につながるとの認識はなく、申請は改めて出させれば足りると考えていたため、n 氏の報告を重視しなかった旨を述べている。

さらに、清水氏は、当委員会のヒアリングにおいて、上記社内 [redacted]において n 氏から副業申請を出すよう依頼した方がよいかという質問を受けたのに対してやめておくように回答した理由について、法務 DD の最中に事実を取り繕うような対応をすることは避けるべきであると考えたからであると述べている。

(vi) 法務 DD の実施（2025 年 4～6 月）

法務アドバイザーである K 事務所は、法務 DD として、Q&A シート（[redacted] Q&A シート）による質問・回答及び石田氏に対するインタビュー（5 月 16 日）により、CU 社のメンバーの業務実態を確認した。

Q&A シートでは、CU 社の業務委託関係にある 5 名全員が当社従業員を兼任していることを前提に、「時間や場所で切り替えられているのか等、貴社の業務への従事

の実態を把握したい」として従事実態を質問し、CU 社から「これらの方々がフリービットに所属している場合でも、兼業許可を得た上で、あくまで私的な立場で参加されており、勤務時間や報酬に関してはフリービットの業務とは明確に区分されています。」との回答がなされた。なお、CU 社側で Q&A シートの回答作成を担当したのは 1 氏であり、1 氏は石田氏に Q&A シートを転送するなどして確認しながら Q&A シートの回答を作成したとのことである。

K 事務所は、この書面回答を前提に、同シート上に「5 名の方について、どのように業務が区分されているのかご教示いただけますと幸いです。（フリービット社の勤務時間外にフリービット社ではなく、貴社のオフィスにて各々業務を行っているとの理解でよろしいでしょうか。）」との追記質問を付した上で、同月 16 日のインタビューにおいて石田氏に確認した。

インタビューでは、「皆さんのフリービットの業務とのこういった形で切り分けが今なされているのかというところをご教示いただけますでしょうか」という質問に対し、石田氏から、「正直、フリービット社での仕事というか、どういう形になっているかは理解していないので、実際フリービット外、なんといいですか機材であったりとか実際の時間であったりとかってというのがフリービットオフィスとかでやるようなことではない、という風に認識してます。」という回答がされた。さらに、「カウントアップに関する業務については、カウントアップのオフィスでしかできないようなご状況でしょうか」という更問いに対し、石田氏から「ディスカッションするときにカウントアップのオフィスになりますけど、それ以外はリモートを使うことも多いです。」という回答がされた。

以上を踏まえ、2025 年 6 月 30 日付「[REDACTED]—法的監査結果報告書」（以下「法務 DD 報告書」という。）では、a 氏及び b 氏の業務形態について、以下のとおり記載された上、当社が CU 社を取得した後には労働時間規制に適合させる必要性があることが指摘されている。

なお、法務 DD 報告書には、「対象会社〔CU 社〕と貴社〔当社〕との間の契約については、貴社と協議の上、本件監査の対象外としている。」との記載がある。すなわち、当社と CU 社の間の契約（本件基本合意書 2 及び本件各業務委託契約を含む。）は、当社との協議により、法務 DD の調査対象から除外されていた。

（従業員・役員）

書面回答及びインタビューによれば、a 氏及び b 氏について、対象会社（CU 社）の業務の遂行に係る態様等は概要以下のとおりとのことである。

- 貴社〔当社〕に対して兼業許可を得た上で、私的な立場で参加している。
- 対象会社の業務に係る従事時間や報酬に関して、貴社の業務とは明確に区分している。

- 時間拘束はなく、各自の従事時間について対象会社では把握していない。
- 貴社のオフィスにおいて、対象会社の業務は行っていないと認識している。

以上の点のほか、法務 DD 報告書では、関連当事者取引に関して、以下①及び②の内容が記載された上、類型的にみて当社の一般株主との間で利益相反リスクがあり、特に②については、CU 社の売上（ライセンス収入）に応じて、CU 社から石田氏に対して上限なく資金が還流し続ける建て付けとなっているため、ガバナンス及び開示の観点あるいは会社法上の報酬規制との関係において慎重な検討が必要であると指摘されている。

（関連当事者取引）

① （株）SpinTrust との間の 2024 年 1 月 20 日付賃貸借契約書 （株）SpinTrust から CU 社に対するオフィスの賃貸 対象：いわゆる青葉台ハウスの 2 階部分 賃貸期間：2024.1.20～2026.1.19 賃料：月額 25 万円 保証金：50 万円
② 石田氏との間の 2022 年 6 月 10 日付権利譲渡契約書 石田氏から CU 社に対する知的財産権の譲渡 譲渡対象：石田氏が「個人資金を投じて約 5 年間にわたり開発した研究成果、ソースコード設計図、アルゴリズム及び関連する技術」（対象技術）に関する全ての知的財産権 譲渡対価：石田氏の受取額が 9000 万円に達するまで：売上（ライセンス収入）の 30% 石田氏の受取額が 9000 万円に達して以降：売上（ライセンス収入）の 5%（上限の定めなし）

なお、当委員会の調査の結果、上記法務 DD における CU 社の回答には複数の誤りが含まれており、その結果として法務 DD 報告書の指摘事項と実態に齟齬が生じていることが判明している。その主な点は、以下のとおりである。

- ✓ a 氏及び b 氏は、当社に対し副業申請を行っておらず、当社から副業許可を得ていない。
- ✓ a 氏と b 氏の当社における業務時間と CU 社における業務時間は明確に区分されていない。両名とも、当委員会のヒアリングにおいて、明確に区分することは困難であると供述している。

- ✓ a 氏及び b 氏は当社のオフィスでも CU 社の業務を行っている。具体的には、a 氏及び b 氏は、石田氏も交えた対面の定例会は当社の CEO 室で行われていたと供述している。また、CU 社の業務を中心的に担っている b 氏は、目黒区青葉台に所在する CU 社の本社ビル（以下「青葉台ハウス」という。）には、打ち上げの会食の際に 1 回訪問しただけであると供述している。
- ✓ 青葉台ハウスに係る CU 社と株式会社 SpinTrust（以下「SpinTrust 社」という。）の間の 2024 年 1 月 20 日付賃貸借契約は、同年 2 月 1 日付の変更覚書により変更されており、賃借部分につき 1 階部分が追加され、1 階部分の賃料を月額 30 万円とする（ただし、1 階部分の利用が著しく低い月は、貸主は借主に請求を行わない又は減額を検討する）とされている¹⁵。

(vii) 第 3 回特別委員会の審議状況（2025 年 6 月）

2025 年 6 月 30 日、第 3 回特別委員会が開催され、最初に清水氏及び各アドバイザーから、法務 DD 報告書及び 2025 年 6 月 30 日付「財務及び税務調査報告書」[REDACTED]（以下「財務・税務 DD 報告書」という。）の内容が報告された。

法務 DD 報告書に関しては、主要な論点として、①関連当事者取引（オフィス賃貸・知的財産権譲渡・借入）は「すべて解消する前提」で提案書に記載すること、②知的財産権譲渡には会社法上の手続等の対応が必要であること、③「業務に従事する 5 名はすべて当社の従業員を兼務しており、労働時間規制の適用の面から制度の整備が必要」であることが報告された。

財務・税務 DD 報告書に関しては、主要な論点として、①2022 年 6 月の石田氏から CU 社への知的財産権の移転は支払が発生しておらず、無償の資産譲渡と認定されて CU 社に受贈益課税（想定税負担額約 3,000 万円）が生じる可能性があること、②賃借オフィスに係る原状回復費用の資産額 200 万円が資産除去債務に含まれることが報告された。

その後、バリュエーション／スキーム報告を踏まえてスキームが検討され、株式譲渡を初期提案とすること、また、譲受価格については、DCF 法による中央値 4.65 億円より低い金額とすることで交渉の余地を残すべく、初期提案として 4 億円を提示することとして、かかる内容の提案書を作成することを了承した。

¹⁵ この点、財務・税務 DD 報告書では、「24 年 11 月より、エンタメ業界への進出のため打ち合わせスペースとして増床しており、約 34 万円/月より約 60 万円/月へ賃料増額されている」「24/9 期時点においては、3 階建ての物件のうち 2 階部分及び駐車場を月額 33 万円で賃借しており、25/9 期より、同物件の 1 階部分について、使用時のみ月額 27 万円での賃借を開始している」と記載されている。ただし、契約書に定める 1 階部分・2 階部分の賃料の金額と整合していない。

(viii) 第3回特別委員会後の委員長と清水氏のやりとり（2025年7月）

第3回特別委員会（2025年6月30日）の約1週間後である2025年7月7日、清水氏は、特別委員会委員長の竹田氏に対し、「念のため、竹田さんの『いかんでしょこれは』の部分、リーガルのケア必要でしょうか？ 清水的には、初期の段階でK事務所k氏・o氏と話を理解しているつもりではあります。回りくどいことをやめて、直談判であれば、来週指名報酬委員会前後であたる形でいかがでしょうか？」とメールした。これに対し、竹田氏は、「株主に対してきちんと説明できないことならば、やはり商業道徳的にいかんということだろうと思います。法律的な裏付けは必要ですが、人材も施設もフリービットのものなら、石田さんも理解すると考えますが、いかがでしょう。指名報酬の後で話せばいいと思います」と返信した。

清水氏は、「進め方、承知しました。ただ、清水の咎かもしれませんが、石田本人的には、『きちんと説明できない』とは思っていないのではと感じています」と回答した。これに対し、竹田氏は、「新たなことを開発するのに必要なことなら、なんでもやっていいと思いますが、カウントアップに関しては、その手法は法的に妥当なんですか？そのあたりの、リーガルな助言はどうなんでしょう？」と回答し、さらに、「あれこれ考えてるより、石田さんと話した方が早いので、金曜日にやりましょう」と述べ、清水氏は「承知しました」と返信した。

ヒアリングによると、竹田氏としては、特別委員会における法務DD報告で、CU社の従業員が全て当社との兼務であったことを初めて知り、問題があるのではないかと感じて、かかる問題提起を行ったとのことである。清水氏によると、このやりとりの後、竹田氏にも同席してもらって石田氏と価格交渉を行ったものの、その際には価格の話に終始してしまったとのことであるが、竹田氏によると、石田氏との価格交渉の面談の後、清水氏から竹田氏及び米谷氏に対し、顧問弁護士に相談した結果、時間外に作業しているのであれば問題ない旨の回答を得ているという説明があったため、その後は価格の議論に焦点が移ったとのことである。

(ix) 価格交渉（2025年7～9月）

石田氏と当社の価格交渉においては、取締役副社長である清水氏が当社を代表して行うことになった。

清水氏のヒアリングによると、一人で面談するよりも社外取締役同席の上で面談する方がよいと考え、竹田氏及び米谷氏にも同席してもらった上で、2025年7月11日に石田氏と面談し、以後、同年9月17日に至るまで、複数回にわたり価格交渉が行われた。清水氏は、初回の面談において、特別委員会の方針どおり、4億円を提示したが、石田氏の反応は「俺がこの心血注いでやったものはなんだ、その金額は」と

強く反発する状況であり、その場では価格について合意には至らなかった。その後、石田氏から、固定対価に加えて業績連動の追加対価（アーンアウト）の検討を求める要望が口頭で伝えられた。清水氏は、石田氏からの回答をリーガル・アドバイザー等に伝えて検討を依頼し、その結果を踏まえて特別委員会に経緯を報告したとのことである。

(x) 第4回特別委員会の審議状況（2025年9月）

2025年9月3日、第4回特別委員会が開催され、議題に入る前に清水氏から、金額交渉の状況（先方よりアーンアウトの検討の要望があったこと）、評価手法の妥当性、今後のスケジュールについて報告された。

その後、①株式譲渡契約書案、②株式価値算定報告書、③答申書案の説明・報告が行われ、株式価値算定報告書に基づき、①初期提示価格：4.93億円（Base Caseにおける株式価値レンジ3.45億円～7.09億円の中央値）、②アーンアウト条件：5年以内に事業計画の上振れが達成された場合、最大9.23億円（ICO/IEO Caseの中央値）までを追加で支払うことという内容でCU社に価格提示を行うことが、満場一致で承認された。

また、答申書案に対する質疑・指摘として、竹田氏及び米谷氏より、少数株主への説明責任を果たす観点から、「なぜ当社の事業としてではなく、石田氏が個人の会社であるCountUp社を設立して本件開発を進めたのか」という設立経緯について、答申書の中で明確に説明する必要があるとの指摘があり、事務局が宿題として持ち帰ることとされた。

(xi) 第5回特別委員会の審議状況（2025年9月）

2025年9月17日、第5回特別委員会が開催され、答申書に関する5つの論点、すなわち、①石田氏がCU社を設立した経緯、②取引実施方法の妥当性、③株式価値算定、④価格交渉の過程、⑤その他の取引条件について審議された。

まず、上記①については、前回の特別委員会の指摘に応じて、石田氏がB社常務取締役CIOを務めていた2015～2016年当時に既存システムの限界を認識し、「2017年末より『モバイルで稼働するブロックチェーン』の本格的な研究を開始し、2018年1月に本プロジェクトの構想を当社に対し提案したが、……同提案を採用しないこととし、石田氏が個人の活動としてプロジェクトを進めることとなった」、2022年1月及び4月の取締役会での説明を経て「当社の事業としてではなく、石田氏個人の社外活動として容認されることとなり、石田氏によって2022年6月20日にCU社を設立したとのことである」と答申書に記載することが報告された。

続けて、答申書の内容に関連して、複数の独立委員から、CU 社の実態としてスタッフが当社と兼務していることに関する懸念が表明され、法務アドバイザーから回答があった。

まず、「カウントアップの実態として……特にスタッフが非常に兼務している状況っていうところがあって、……本当にこの取引って大丈夫なの、実態って大丈夫なのっていう質問が……来たら、どう応えたら丸く収まりそうな感じですか」、「説明でき得るかどうかっていうか、要するに、石田氏自身の善管注意義務とか忠実義務違反的に大丈夫ですかみたいな話とかの部分はこの答申の中の 3 番ですよ。本件取引に係る手続の公正性、誰に対して公正であるべきかっていうのは、……私も同じような心配をしているんですけど」、「カウントアップという会社の価値って……専属の従業員が誰もいないっていう中で……そこに働いてたのは基本的にはフリービットの社員であったということですね。……そういうことを含めた中で公正性って言われると、どう判断していいのかなっていうのは私も非常に悩んでいるんですけどね」などの発言があった。

これに対し、法務アドバイザーは、取引の公正性については独立当事者間の取引と同視し得るような状況が確保されているという観点で判断されるものであり、特別委員会が設置されていること、石田氏から独立した外部専門家が起用されていること、株式価値評価のレポートが提出されていること、石田氏が当社取締役会に参加していないことなどの手続を通じて認められると考えているとの説明があった。そして、質問された点については競業避止義務的な論点であると認識しており、現在整理しているけれども、基本的に競業に該当しないという方向性で考えており、改めて報告すると回答した。

さらに、清水氏から法務アドバイザーに対し、「たぶん初期の頃にご相談させていただいて、従業員については時間外での活動であるということが 1 つの整理であるということ……その部分も含めてカウントアップでの活動自体については説明は十分ででき得るという解釈をしておりますが、それでよかったですか」と問いかけ、法務アドバイザーから「カウントアップも兼務された従業員の方々っていうのは、今までフリービット様のビジネスアワーで働かれた後に業務委託っていう形で時間外で勤務されていた。そういうふうに我々認識しております」「今回の取引が実施された後は……労働時間管理とかそういう論点は出てくるかなとは思っておりますけれども、そういった点が乗り越えられるのであれば、今清水様がおっしゃっていただいたとおりというふうに考えております」と回答がされた。

また、別の観点からの懸念として、独立委員から「カウントアップとフリービットのいわゆる仕事として生業としてやっている部分は非常に近いものなんですね。それで情報のコンタミネーションだとか、いわゆる IP がどっちに属しているかって話を……少数株主としても質問するとしたら」「同じような会社が同じ経営者の下で

存在していて従業員が一緒だった……、その状態で情報のコンタミネーションが完全にクリアになっていて、明らかにカウントアップの成果物、これは明らかにフリービットの成果物。逆に言うと、フリービットの情報を少しでも流用しながら、カウントアップは成果物を出してないですよってというのは大丈夫なんですかっていうところが、私がちょっと気持ち悪いと思っているのは、そのあたりなんですよ」という発言があった。それに対し、法務アドバイザーから「それを質問されたら、答え方としては我々としてそういう情報のコンタミは把握しておりません。」という回答がされた。

以上の審議を経て、諮問事項に対しては、本件取引の目的の合理性、本件取引の取引条件の妥当性、本件取引に係る手続の公正性及び本件取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益でないことが認められるという答申を行うことを確認した。

続けて、東証開示文書の内容について説明があり（これから社内調整を行う予定とのことで、決議は保留された。）、株式譲渡契約書案については現在の案で取締役会にて審議することを決定した。

(xii) 価格交渉及び株式譲渡契約書の内容決定（2025 年 9 月）

その後、当社と石田氏は、2025 年 9 月 17 日、CU 社の株式譲渡価格について、固定対価 4 億 9,300 万円にアーンアウト（上限 4 億 3,000 万円）を付す内容で合意に至った。

また、法務アドバイザーは、同月 18 日、第 5 回特別委員会で宿題となっていた競業避止義務の考え方について、メールで回答した。具体的には、当社と CU 社の事業は隣接関係にあるものの、水平的な競合関係にあるわけではなく、2018 年 1 月に石田氏が当社に本件ホワイトペーパーに基づきモバイルブロックチェーン等の構想を提案したものの採用されなかったこと、2022 年 1 月・4 月にも改めて石田氏から取締役会へ提案したものの、当社のプロジェクトとしては推進しないことを決定していることなどの事情から、当社と CU 社の事業は競合関係になかったと整理できると回答した。それとあわせて、当社は「SiLK VISION 2027」を開示したタイミングで web3 事業に進出する意思を示していることから、この時点以降は競業取引に該当するという評価もあり得るため、本件取引に関する決議とセットで、競業避止義務に係る追認決議を取っておくことが慎重な対応と考えられると助言した。

(xiii) 第 6 回特別委員会（2025 年 9 月）

2025 年 9 月 29 日、第 6 回特別委員会が開催され、最終答申書が決定された。

(3) 当社取締役会における決議（2025 年 9 月）

当社は、2025 年 9 月 29 日、臨時取締役会を開催し、第 2 号議案「競業取引の報告及び承認の件」及び第 3 号議案「特別利害関係者との株式譲渡契約締結の件」を決議した。

第 2 号議案は、『SiLK VISION 2027』を発表した 2024 年 7 月 24 日以降は CU 社の事業が当社の事業の部類に属していた可能性があるとして、石田氏の CU 社での従前の行為（競業取引）について事後承認するという内容である。

また、第 3 号議案は、石田氏が保有する CU 社株式を当社が総額 4 億 9300 万円及び 2030 年 9 月期までの業績等に応じたアーンアウト価額で購入するという株式譲渡契約の締結について承認するという内容である（石田氏は特別利害関係人として議論及び決議に不参加）。

(4) 本件株式取得の実行（2025 年 9 月）

当社は、2025 年 9 月 30 日、石田氏から CU 社の全株式を譲り受け、同社を子会社化した。

なお、ヒアリングによると、本件株式取得後に青葉台ハウスにて CU 社の関係者を集めた会食が行われ、石田氏から同会食に参加した a 氏、b 氏、i 氏、l 氏及び m 氏に対し、現金 [REDACTED] 円が交付されたとのことである。交付を受けた各氏は、交付の趣旨について、石田氏から「感謝」又は「ボーナス」と説明されたと述べている¹⁶。また、交付を受けた各氏は、金銭交付に際して領収書その他の合意書面は作成されていないとも述べていたが、その後、石田氏からは、a 氏、b 氏、i 氏、l 氏及び m 氏がそれぞれ作成名義人となった受領証各 1 通（合計 5 通。いずれも「贈与金受領証（兼 謝礼受領証）」と題する書面）の提出を受けた。

5 株主からの要望書の受領とその後の対応

(1) 株主からの要望書（2026 年 4 月）

2026 年 4 月 6 日 [REDACTED]
[REDACTED]（以下「L 社」という。）は、当社の取締役会及び監査役会に対し、「要望書」（以下「本件要望書」という。）を送付した。本件要望書は、当社が 2025 年 9 月 29 日付けで開示したプレスリリース「株式会社 CountUp の株式取得（子

¹⁶ m 氏は、当委員会のヒアリングに対し、石田氏から現金を受領した事実はないと述べていたが、本文記載のとおり、m 氏名義の署名のある受領証が提出されている。

会社化)に関するお知らせ」を踏まえ、石田氏が、当社の従業員とともにいった、当社に特許を受ける権利が帰属すべき職務発明について、CU 社に特許権を取得させた上で、当社から CU 社に対して当該発明を用いた業務の対価として業務委託料を支払わせ、更には当該特許権以外にみるべき資産のない CU 社の株式を当社に不当に高い価格で買い取らせたのではないか、という疑義を指摘するものである。

L 社は、石田氏が当社の創業者であり現在も代表取締役社長 CEO 兼 CTO として大きな影響力を有していることから、社内調査では調査の信用性が担保されないとして、日弁連ガイドラインに従い、独立性及び中立性を備えた第三者委員会を設置して徹底的な調査を行うよう求め、本件に関する取締役会としての検討結果を書面到達から 2 週間以内に書面で回答するよう求めるとともに、取締役会及び監査役会が誠実にこの疑義に向き合う姿勢を示さない場合には、疑義を公表して役員の責任の有無を問い、株主総会において役員の適格性を問わざるを得ないと指摘した。

(2) 本件要望書を受けた後の検討状況 (2026 年 4 月)

(i) 初期的な回答案の作成

当社は、本件要望書を受けて、その対応方針について法律事務所へ相談した。そして、当社の担当者 (f 氏) は、2026 年 4 月 15 日、当社の取締役及び監査役に対し、L 社から届いた内容証明郵便の内容と初期的に法律事務所が作成した回答案を送付するとともに、回答方針について相談するために翌日 (16 日) 17 時から打ち合わせを設定するので、参加してほしい旨をメールで要請した。

石田氏は、2026 年 4 月 8 日、清水氏に対し、L 社からの要望書に対する当社取締役会名義の回答書のドラフト案を送付した。同ドラフトは、①本件各発明の構想は石田氏が 2016 年頃に B 社取締役 CIO の業務として行ったデューディリジェンスにより得た知見からの個人的な着想として練り上げたものであること、②開発に要した費用は全額石田氏個人が負担しており、当社の資金・設備その他のリソースは使用されていないこと、③他の発明者も、当社における正規の副業申請及び当社の適切な承認という手続を経た上で、石田氏個人からの業務委託契約に基づき参加していること、④石田氏は本件株式取得の検討・交渉・DD・条件決定・決議のいずれにも買主側・売主側の双方において一切関与していないこと、⑤本件各発明は職務発明に該当せず適法に CU 社に帰属すること、⑥第三者委員会を設置する必要はないこと等を内容とする詳細な反論を記載したものであった。

(ii) 役員らの反応

上記メールを受けて、当社の社外監査役である山口氏は、2026年4月15日、①本件要望書の記載内容は相応に説得力があり、L社に限らず他の株主も自然に疑問に思うところであること、②本件要望書に対して取締役会として正式に回答するためには、当時の事実関係を含めて事務局から詳細かつ正確な説明をしてもらい、取締役会メンバーで慎重に検討する必要があること、③メールで要請された方法（16日17時から参加できる役員のみが参加して説明する）だけでは正式に取締役会名義で回答するのは無理であること、④本件要望書が指摘する内容は、L社に限らず一般株主も同様に疑問を抱くと思われるため、丁寧に対応する必要があること、を返信した。

また、当社の取締役である柴田巧氏（以下「柴田氏」という。）は、同月16日、①大変憂慮すべき事案であり、軽々に当社主張を先方に提示せず、調査に時間をかけて正しく回答を差し上げたい旨を先方に連絡することが必要であること、②先方主張に対する当社の主張の根拠がなく、取締役としての主張の形成ができないため、「主張及び証拠の時系列一覧」を作成してほしいこと、を返信した。

(iii) 回答書の送付

当社取締役会は、本件要望書の回答期限である2026年4月20日付けで、L社に回答書を送付した。同回答書は、本件株式取得につき「複数の公正性担保措置を講じており、株主の皆様の利益に資する取引であるものと確信しております」、CU社が依頼した特許及び同社への業務委託につき「公正な手続を通じて株主の皆様にとって不利益な取り扱いとならないよう細心の注意を払ってきたと認識しております」と述べる一方、要望事項については「今一度詳細な確認を実施し、石田宏樹を除く取締役及び監査役の間で丁寧に協議を行った上で真摯なご回答をさせていただきたい」として、2026年5月中旬頃までの回答猶予を求めるものであった。すなわち、詳細な反論を記載した当初の回答案は送付されず、山口氏の上記意見に沿う方向で、実体的な回答を留保し回答猶予を求める内容に改められた。

(iv) 社内調査の開始（時系列の作成）

2026年4月16日の打合せ以降、f氏を中心に、証拠収集リスト及び「主張及び証拠の時系列一覧」の作成・更新と原資料の収集が開始された。

社内調査の過程で、柴田氏は、CU社が利用するGitHubの全データを保全した上で、本件各発明に向けた開発は株式取得前はb氏一人で実施され、プログラム更新の94%が当社の業務時間内に行われていたとの解析結果を報告した。また、f氏は、CU

社が雇用・業務委託をした形跡は a 氏及び b 氏以外にないこと、稼働状況報告書や追加委託の納品書等が存在しないことを確認した。

これらを踏まえ、5 月 12 日の臨時取締役会において、社外監査役であり弁護士でもある山口氏から職務発明の帰属に関する法的な説明が行われた。

(3) 当委員会の設置（2026 年 5 月）

2026 年 5 月 21 日の取締役会において、柴田氏から特別調査委員会の設置に関する議案を追加して審議する旨の動議が提出された。石田氏及び清水氏は、特別利害関係人に該当する可能性があるとして議長の職務を辞退して議場から退出し、柴田氏が議長となった。

柴田氏からは、当社株主及び外部からの情報提供により、CU 社株式取得の妥当性及びその前提となる CU 社保有特許 2 件の帰属の妥当性等に関する指摘を受け、社内での検討を行うとともに会計監査人とも協議した結果、独立性及び客観性を確保した体制のもと十分な調査・検証を実施することが適切であると判断した旨の説明があり、同日決議された監査役会の勧告に基づき、日弁連ガイドラインを踏まえた特別調査委員会を設置し、監査役会の推薦を受けた委員 3 名（松山遙、小佐々奨及び垂水敬）を選任することが、出席取締役全員異議なく承認可決された。あわせて、石田氏及び清水氏の職務権限を一時停止し、稟議規程上の最終決裁者及び職務権限規程上の社長決裁事項を常務取締役の決裁とする措置が決議された。

当社は、同日、当委員会の設置を公表した。

第4 本件各特許権の帰属等に関する分析

1 はじめに

当社は、2025 年 9 月 29 日開催の取締役会において、本件株式取得を決議し、同月 30 日、CU 社の全株式を取得した。本件株式取得においては、CU 社が本件各発明を独自に開発・取得していることを前提とした CU 社の事業計画を基礎として、CU 社株式の評価（株価算定）が行われている。

しかしながら、当社は、2026 年 4 月、当社株主より、本件各発明は当社の役員・従業員が開発したものであるから、本件各特許権は CU 社ではなく当社に帰属すべきものではないか、そうだとすると、本件株式取得における譲渡価格は妥当ではないのではないかという指摘を受けた。

確かに、本件各発明の発明者として特許公報に記載されている 3 名（b 氏、石田氏、a 氏）はいずれも当社の役員又は従業員であり、仮に「職務発明」に該当するとすれば、当社には本件各発明を実施する権利（法定通常実施権。特許法 35 条 1 項）が認められる。それに加えて、本件各発明に係る特許を受ける権利（以下「本件特許を受ける権利」という。）が当社に承継されることになれば、CU 社には本件各特許権が帰属しないこととなる可能性があり、CU 社株式の評価額は大きく変わってくることになる。

そこで、以下では、前記第 3 で認定した事実経緯を前提として、①本件各発明は「職務発明」に該当するか、②仮に「職務発明」に該当する場合、本件特許を受ける権利は当社と CU 社のいずれに承継されるか、について検討する。

2 本件各発明は「職務発明」に該当するか

(1) はじめに

本件各発明が、①従業者等がした発明であること、②その発明が性質上使用者等の業務範囲に属する発明であること、③その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属すること、という要件を満たした場合には、「職務発明」に該当する（特許法 35 条 1 項）。

そこで、以下では、本件各発明が上記の要件を満たしているかどうかを検討する。

(2) 従業者等がした発明であること

ヒアリングによると、本件各発明は、2017 年 5 月頃の石田氏による「モバイルブロックチェーン」構想に端を発したものと考えられるが、具体的な研究・開発は 2021 年

1 月頃以降の石田氏・a 氏・b 氏による本プロジェクトの中で進められ、2022 年 3 月頃に完成したものと認められる。

本プロジェクトにおいては、本件各発明に関し、石田氏が、大きな方向性についてのアイデアを出し、b 氏は、そのアイデアを実現するため、既存技術の調査やアーキテクチャの構築、プログラムの実装を行い、a 氏は、ブレインストーミングにおいて議論の流れを整理したり、b 氏が GitHub 等に上げたソースコードを確認し、技術を俯瞰して特許性（他に同じアイデアが存在しないか等）の有無を判断し、特許化に向けたアドバイスやメモの作成を行った。

このような各人の役割について、石田氏・a 氏・b 氏において争いはなく、これと矛盾するような客観的資料も存在しない。

したがって、本件各特許権の発明者欄に発明者として氏名が記載されているとおり、本件各発明の発明者は、石田氏・a 氏・b 氏の 3 名であったと認められる。

そして、「従業者等」とは「従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員」（特許法 35 条 1 項）と定められているところ、本件各発明の発明完成当時、石田氏は当社の役員であり、a 氏及び b 氏は当社の従業者であったことから、本件各発明の発明者である石田氏・a 氏・b 氏の 3 名は、いずれも「従業者等」に該当する。

(3) その性質上使用者等の業務範囲に属する発明であること（業務範囲要件）

(i) 本件各発明は、当社の業務範囲に属すること

そもそも職務発明における使用者の「業務範囲」は実務上かなり広く解釈され、企業の方針の一環としてなした発明は、原則としてほとんど使用者の業務範囲に入ると解されている。そのため、会社の定款に記載されていない事業であっても、発明完成当時、会社が現に営んでいる事業はすべて業務範囲に含まれるほか、現在はまだ実施していないとしても、将来行うであろうことが具体的に予定されている業務についても業務範囲に属するものと解される。また、使用者の「業務範囲」に入るかどうかにおいて、従業者等の認識等の主観は要件要素ではなく、客観的な使用者側の事実によって判断すべきものと解される。

この点、当委員会が認定した事実経緯によると、本件各発明に至る研究・開発の経緯とその後の経緯、その間の当社業務との関わりは以下のとおりである。

石田氏は、2020 年 5 月に当社の代表取締役社長 CEO 兼 CTO に再就任し¹⁷、翌期から始まる新中期経営計画「SiLK VISION 2024」の検討を開始した（2021 年 7 月に公表された「SiLK VISION 2024」では、「Blockchain を利用した Trusted Web の実現」を目指すとされている。）。

¹⁷ なお、再就任前は、「代表取締役会長」であった。

その一方で、石田氏は、2021 年 1 月頃、当社 R&D 部に所属する a 氏及び b 氏に声をかけて、本件各発明に向けた研究開発（本プロジェクト）を開始した。本プロジェクトは石田氏・a 氏・b 氏の 3 名が参加する定例会で主に検討が進められていたが、2022 年 1 月のオフサイトミーティング終了後、石田氏から当社従業員（g 氏）に対し、本プロジェクトで開発した技術を当社の提供する端末で実装するための検証作業を指示し、以後、石田氏・a 氏・b 氏のほか当社従業員（g 氏ら）が参加するブロックチェーンプロジェクトも開始した。

その後、本プロジェクトとブロックチェーンプロジェクトがそれぞれ進められ、2022 年 3 月頃に本件各発明が完成し、当社は、2022 年 5 月 9 日付けで石田氏と基本合意書を締結するとともに、同日付で、同年 6 月 1 日から販売開始する当社グループの新端末「TONE e22」において、ユーザー協力型プロジェクト「TONE Labo」（無料）を開始し、そのサービスには本件各発明による技術が含まれた新しいポイントシステム（TONE Coin）を提供することをリリースした。

当社は、その直後である 2022 年 7 月 28 日開催の定時株主総会において、新中期経営計画「SiLK VISION 2024」における新規事業への取組みとしてブロックチェーンを活用したプラットフォームサービスの提供を企図しており、当該事業の取組みを拡大するという理由で、当社の事業目的に「ブロックチェーン技術を利用したサービスの企画、開発、運営、販売」を追加する旨の定款変更を行った。

以上の経緯に照らすならば、石田氏・a 氏・b 氏による本件各発明は、まさに当社が新中期経営計画「SiLK VISION 2024」において企図していた新規事業の範囲に含まれるものであり、当社の「業務範囲」に属するものと認められる。

(ii) 石田氏の主張について

これに対し、石田氏は、モバイルブロックチェーン事業とは、ブロックチェーンインフラ事業（ブロックチェーンの基盤（合意形成の仕組みやプロトコルそのもの）を研究・開発・構築する事業）とブロックチェーンアプリケーション事業（既存の基盤の上でアプリケーション・サービスを提供する事業）に分けられるものであり、両者は事業として明確に性質を異にするとした上で、本件各発明の完成当時、ブロックチェーンインフラ事業は、当社の業務範囲に属していなかったと主張する。その理由は、主に以下の 2 点である。

- ① 石田氏は、他社での業務の経験からブロックチェーンインフラの脆弱性に危機感を覚えており、2018 年 1 月頃、当社に対し、ブロックチェーン事業に係る発明を新規事業として進めることを提案したが、当社代表取締役（当時）の田中氏より、当時の当社（当社グループ会社を含む。）の優先事業はモバイル事業であること等

を理由に却下され、当社の業務として採用されなかった。

- ② 石田氏は、2022 年 1 月 20 日の当社オフサイトミーティングにおいて、ブロックチェーンインフラ事業について、現時点ではコーポレートの見地からのリスクの高さ等を理由に、新設予定の会社へのマイナー出資（5%程度）と相互の業務提携契約により関与する方針を説明し、出席役員から異論は出なかった。

しかし、当委員会としては、石田氏の主張は採用できず、本件各発明の完成当時、本件各発明は、当社の業務範囲に属する発明であったと考える。その理由は、以下のとおりである。

まず、石田氏は、ブロックチェーンインフラ事業とブロックチェーンアプリケーション事業は明確に性質を異にすると主張している。確かに、両事業がその性質上明確に区別し得る事業であることを否定するものではないが、営利企業がブロックチェーンを活用したプラットフォームサービス提供事業を展開しようとする場合、その基盤に当たる部分（インフラ）を開発してからアプリケーションに係るサービスを展開するという形で進めることも考えられるところであり、両事業は排他的な関係ではなく、むしろ密接に関連する事業であると認められる。

実際、当社自身も、①2021 年 7 月に公表した新中期経営計画「SiLK VISION 2024」において「Blockchain を利用した Trusted Web の実現」を目指すと説明し、②2022 年 7 月の定時株主総会において、「SiLK VISION 2024」における新規事業への取組み（ブロックチェーンを活用したプラットフォームサービスの提供）を拡大するという理由で、当社の事業目的に「ブロックチェーン技術を利用したサービスの企画、開発、運営、販売」を追加する旨の定款変更を行うなど、ブロックチェーンインフラ事業とブロックチェーンアプリケーション事業を明確に区別した説明は行っていない。

そうだとすれば、ブロックチェーンインフラ事業は当社の業務範囲に含まれないというためには、少なくとも当社においてブロックチェーン分野における事業を正確に整理の上、その中で特に「ブロックチェーンインフラ事業は行わない」旨の確定的かつ正式な機関決定を行っていることが必要であると解される。しかし、石田氏の主張する①及び②の事実はいずれも当社取締役会の決議ではなく、当社においてブロックチェーンインフラ事業を行わない旨の機関決定があったとは認められない。

それに加えて、2018 年 1 月頃に石田氏が田中氏及び清水氏に提案したという本件ホワイトペーパーのタイトルは、「ICO」に関するものであり、その内容についても「ブロックチェーンインフラ事業」に限定されたものではなく、また形式としても作成途中のドラフトであり、今後追記していく前提で送付されている。その当時の石田氏及び田中氏のやりとりを見ても、新規事業に関する正式な提案というより、石田氏（代表取締役会長）・田中氏（代表取締役社長）・清水氏（取締役副社長）という業務執行取締役の間で今後の事業の方向性についてディスカッションする中で提案され

た文書であったと解するのが相当である。

さらに、田中氏及び清水氏のヒアリングによれば、両名が明確に記憶しているのは、石田氏から [REDACTED] を運営している D 社への出資を打診されたけれども、清水氏が同社について調査した結果、当社としては出資を見送ったという経緯であったとのことである。一方で、石田氏が田中氏へ本件ホワイトペーパーを送付したメールでは、a 氏・e 氏を D 社へ派遣して CTO と直接 wallet 実装などに関してやりとりを開始しており、当社への技術蓄積も進めていくなどと記載されている。以上に照らすと、当社が明確に断ったのは 2015 年 12 月～2016 年 2 月頃の D 社への出資の打診であった可能性が高く、それ以上にブロックチェーンに係る新規事業についても明確に採用しなかったのかどうかは不明である。実際、田中氏の石田氏に対するメールも、当社が置かれた当時の事業環境に照らし、石田氏の提案する新規事業（ブロックチェーン）よりも、当時赤字であったモバイル事業の黒字化を優先すべきと判断したものと理解することができ、当社においてブロックチェーンインフラ事業を確定的に排除するという趣旨であるとは認められない。

そのほか、2022 年 1 月のオフサイトミーティングでは、確かに、当社側からの説明として、本件各発明に係るブロックチェーン技術の開発を当社で進めることはリスクが高いとして、石田氏個人プロジェクトとしつつ、①新設する予定の会社へマイナー出資する、②相互の業務提携契約を締結する方針であるとされている。しかし、この説明は、何かしらの判断を伴うものではなく、審議後の個人プロジェクトに関する報告という位置づけであり、その場での議論を聞く限り、社内取締役・社外取締役ともに、いずれは業務提携契約を締結して当社の業務として「SiLK Chain」（仮称）プロジェクトを進めるという方針を共有していたと認められる。

そもそも当社では、2020 年 5 月に石田氏が当社代表取締役社長に就任し、新中期経営計画の検討の過程で、「5G」時代を見据えた「ブロックチェーン」技術の開発を想定していたものといえ、他の経営陣（取締役・監査役）とも石田氏の方針に異論はなく、2022 年 1 月のオフサイトミーティング（本プロジェクトに関する報告）及びその後の同年 4 月の取締役会（基本合意の締結に関する報告）においても、執行側の報告に対して社外取締役・社外監査役から反対意見が出ることなく、2022 年 5 月・7 月のリリースに至っている。

以上の次第で、石田氏の主張を勘案したとしても、当社においてことさら「ブロックチェーンインフラ事業」を業務範囲外にしたとは評価できず、本件各発明の完成当時、本件各発明は、当社の「業務範囲」に属する発明であったと認められる。

(4) 発明をするに至った行為がその従業者等の現在又は過去の職務に属すること（職務該当性要件）

職務該当性の判断の基本的な理念は、使用者と従業者との間の衡平にあり、そのため画一的に判断されるものではなく、両者の具体的な関係を勘案して決定されるものである。

本件各発明の発明者3名のうち、石田氏は当社の代表取締役社長 CEO 兼 CTO として、当社の開発業務全般を統括していた。また、a 氏及び b 氏も、当社 R&D 部に所属し、当社業務に必要となるシステム開発に従事していた。

これに対し、石田氏は、a 氏・b 氏とは個人として業務委託契約を締結して報酬を支払っており、当社の業務とは区別して、業務時間外に本件各発明に至る研究・開発を行っていたと主張する（石田氏は、本件株式取得の際の法務 DD においても、そのように説明していた。）。

確かに、本件各発明に係るプロジェクトの開発において、b 氏は、当社が提供する AWS アカウントではなく、b 氏個人の AWS アカウントを用いていたとも説明する。

しかし、石田氏・a 氏・b 氏は、2021 年 1 月頃から本プロジェクトを開始し、同年 6 月からは定例会を行っているところ、定例会は、当初は Zoom で行われていたがその後は対面でも実施されるようになり、その多くは当社の業務時間と明確に区別されることなく当社 CEO 室にて開催されていた。そのほか、アーキテクチャの構築・プログラムの実装を行っていた b 氏による本件各発明に係るプログラムの更新（GitHub へのアップロード）は、その約 94%が当社の業務時間内に行われていたと認められるところ、単に本件各発明に係るプログラムの更新のみをわざわざ業務時間内に行い、その他の本件各発明に係る開発・検証業務を当社の業務時間外に行っていたと考えることは現実的ではない上、b 氏のヒアリングによってもそのような事情はうかがわれないことから、本件各発明に係る業務全体として、当社の業務時間内にも行っていた可能性が高いと考えられる。

また、石田氏と a 氏・b 氏の間で締結された 2021 年 1 月 1 日付の業務委託契約書は、2022 年 3 月頃にバックデートで作成されたものであり、業務委託報酬も 3 月にまとめて支払われていた（本件各発明が完成したのは 2022 年 3 月頃であり、本件各発明の完成に向けて a 氏・b 氏が研究・開発を進めていた期間においては、業務委託契約は締結されておらず、報酬も支払われていなかった。）。

さらに、a 氏・b 氏は、当社に対して副業申請をしていない。石田氏は、両名に対し、副業申請を行うよう複数回にわたって指示したと供述しているが、a 氏・b 氏は、石田氏からそのような指示を受けていないと供述している。なお、石田氏は、副業申請をしていないことを本調査におけるヒアリングまで知らなかったとも供述しているが、わざわざ複数回も指示をしていたとすれば、最終的な提出の有無について把握してい

ないことは不自然である。

そればかりか、a 氏・b 氏は、当社の人事評価シートにおいて、本件各発明に係るプロジェクトについて「次世代ブロックチェーン」として業務状況を記載し、上長の確認も受けていた。

以上の事情に照らし、本件各発明をするに至った行為は、石田氏・a 氏・b 氏の当時の職務に属していたものと考えられる。

(5) 小括

以上のとおり、本件各発明は「職務発明」の要件を満たしていると認められる。

したがって、当社は、本件株式取得の時点で、少なくとも本件各発明を実施する権利（法定通常実施権。特許法 35 条 1 項）を有していたものと認められる。

3 本件特許を受ける権利の当社に対する承継について

(1) はじめに（前提としての法的枠組みについて）

上記 2 で述べたとおり、本件各発明は当社の「職務発明」に該当すると考えられる。もっとも、そのことは必ずしも、本件各特許権が当社に帰属することを意味するわけではない。本件各特許権の帰属については、本件特許を受ける権利の帰属について別途検討する必要がある。

職務発明に係る特許を受ける権利の帰属については、特許法 35 条 3 項により、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、当該権利はその発生した時から使用者等に帰属する（以下「原始帰属」という。）。これに対し、契約、勤務規則その他の定めにおいて権利を使用者等に承継させる旨を定めるにとどまる場合には、権利は発明者に帰属し、その後使用者等に移転することとなる（以下「承継取得」という。）。

このとおり、職務発明に係る特許を受ける権利は、当該使用者等における職務発明規程等でどのような定めが設けられているかによって、初めから使用者等に権利が帰属するのか、発明者に権利が帰属した上で使用者等に承継されるのかという点で法的性質を異にすることになる。

本件において、本規程が原始帰属を定めていると解釈される場合には、発明者は当初から無権利者であり、その処分は効力を生じないから、特許法 34 条 1 項の対抗要件の問題は生じない。これに対し、承継取得を定めていると解釈される場合には、発明者に一度は権利が帰属することになり、職務発明規程に基づく承継を主張する当社と発明者からの譲渡を主張する CU 社（正確には、発明者から石田氏へ譲渡され、石田

氏から更に譲渡を受けた CU 社) の間で二重譲渡による対抗関係が生ずることとなる。本件各発明は既に CU 社名義による出願及び登録がされているところ、二重譲渡の場合には先に出願をした CU 社が原則として優先するため、当社が権利を主張し得るのは、CU 社が「背信的悪意者」に当たると評価される場合に限られると考えられる。

そこで、以下では、まず本規程の解釈について検討し、その上で CU 社が「背信的悪意者」と評価されるかどうかを検討する。

(2) 本規程の解釈

本規程第 3 条 1 項は、「社員が職務発明をしたときは、その工業所有権の登録を受ける権利……または工業所有権を当社に譲渡しなければならない」と定めている。

同項は、社員に対して譲渡義務を課す文言であり、権利が一度は社員に帰属することを論理的前提とするものであって、原始帰属の定めとして特許法 35 条 3 項が要件とする「使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めた」ものと読むことは文理上困難である。また、本規程第 3 条 1 項が工業所有権それ自体をも譲渡の対象として選択的に規定している点は、社員が工業所有権を取得する事態を想定するものであり、原始帰属と整合しない。そのほか、本規程が原始帰属の制度創設以前である平成 19 年 5 月 1 日改正に係るものである点も、同様の理解を裏付ける¹⁸。

以上によれば、本規程は原始帰属を定めたものであるとは解釈できず、本件における特許を受ける権利の帰属は、承継取得の枠組みにおいて検討されるべきこととなる。

承継取得を前提とする場合には、権利の移転時期について、発明の完成時に別途の意思表示を要することなく移転するとする見解（当然移転説）、規程は会社に譲渡の予約完結権を付与したものであり会社が譲受けの意思表示をした時に移転するとする見解（予約説）、規程は譲渡義務を発生させるにとどまり個別の発明ごとに譲渡の意思表示を要するとする見解（個別合意必要説）が考えられる。

この点について確立した判例法理は認められず、本規程の移転時期に関する解釈についてはいずれの見解も採用され得るところであり、当委員会において特定の見解を確定的なものとして示すことは困難であると言わざるを得ない。

¹⁸ なお、本件においては上記のとおり本規程所定の手続が過去に一度も履践されていないところ、かかる運用実態から本規程とは異なる原始帰属のルールが成立していたと構成し得るかが問題となり得る。この点、知財高裁令和 5 年 6 月 22 日判決では、就業規則に承継取得に関する規定を置いていた事案において、使用者が当該規定は空文化しており原始取得の黙示の合意があった旨主張したのに対し、就業規則の変更手続が執られていないこと、承継取得を原始取得に変更することは従業員にとって就業規則を不利益に変更するものであることを理由に、規定に則った手続が行われたことがなかったことをもって直ちに就業規則が変更されたとも、規則と異なる内容の合意が成立したとも認められないと判示した。同判決の趣旨に照らせば、本件においても、手続の不履践という運用実態から本規程と異なる帰属ルールの成立を導くことは困難であると解される。

あえて当委員会の見解を示すとすれば、①本規程の全体の構成（本規程は当社に承継の可否を選択する仕組みを設けていないこと、出願の有無にかかわらず報奨金の支払を定めていること、協力義務を別途規定していること）、②当社における本規程の運用実態（過去の従業員の発明に際し、個別の譲渡行為を要する手続が一切行われないうまま、当社を出願人とする出願が継続されてきたこと）¹⁹という事情のほか、仮に個別合意必要説を採用した場合には、当社名義の全出願が冒認出願となり得ることになり、かかる帰結は不合理であると考えられることなどを勘案し、本件における事情の下では当然移転説が採用される可能性が相対的に高いものと考え²⁰、次項の検討を進めることとする。

もっとも、「譲渡しなければならない」との義務賦課の文言、7条が譲渡行為の存在を前提としていること及び3条1項が工業所有権それ自体をも譲渡の対象として選択的に規定していることは同説にとって無視し得ない反対材料であり、この論点に関する最終的な判断は裁判所に委ねられることに留意されたい。

(3) 特許を受ける権利の対抗関係について

前項のとおり、当委員会としては、本規程は「当然移転」を定めたものと解釈される可能性が高いと考えているところ、本件各発明の発明者である a 氏・b 氏は 2021 年 1 月 1 日付け業務委託契約書に基づき本件各発明に係る業務委託の成果を石田氏に帰属させており、石田氏は 2022 年 6 月 10 日付譲渡契約に基づき本件各発明に係る知的財産を CU 社に譲渡した結果、本件各発明は CU 社によって特許出願されている。この場合、本件特許を受ける権利については、発明者である石田氏・a 氏・b 氏を起点として、当社と CU 社の双方に譲渡されたことになる。そして、本件各発明については CU 社が先に出願をしているから、特許法 34 条 1 項により、当社は原則として CU 社に対して権利の承継を対抗し得ない。

もっとも、学説・裁判例（知財高裁平成 22 年 2 月 24 日判決）によれば、特許を受ける権利の二重譲渡事案においても、背信的悪意者排除論が適用されるものと考えられており、本件についても、当社が本件各発明に係る権利を主張し得るか否かは、CU 社が同項にいう第三者から除外される「背信的悪意者」と評価できるか否かによるこ

¹⁹ ヒアリングによれば、当社では、発明届の提出、出願申請書の作成、出願書類への発明者の署名押印、出願人名義に関する個別の同意取得、8 条ないし 10 条所定の各報奨金の支払のいずれについても、過去に一度も実施された事実が認められないとのことである。

²⁰ 当然移転説が採用された場合には、会社は過去の全ての発明について 8 条ないし 10 条所定の報奨金支払義務を負っていたこととなり、その不履行の事実が併せて認定されることとなる。

ととなる²¹。

(i) そもそも「悪意者」にあたるか

石田氏の主張によれば、そもそも CU 社（石田氏）は、本件各発明が当社の職務発明にあたらないものと認識していた（「過失ある善意」）とも考えられる。

しかし、「悪意」の対象、つまり知っていたかどうか問われる事柄は、職務発明という法的評価ではなく、その基礎的事実であると考えられるところ、本件では、上記職務発明の要件検討において認定した各基礎事実（当社の業務範囲や a 氏・b 氏の地位等）について、石田氏は当社の代表取締役社長として当然に認識していたといえる。また、本規程についても、当社の役職員であれば誰でも閲覧・確認できる状況に置かれており、石田氏を発明者とする当社出願の特許が複数存在していることから、石田氏において当社の職務発明の存在について認識していたものと考えられる。

さらに、本件各発明に関して、上記のとおり、石田氏は、f 氏に対し、当社とは明確に区別された形で知財管理と開発を行っている旨の宣言が必要ではないかと指摘して、a 氏と b 氏との業務委託契約書において、「乙 [a 氏・b 氏] が所属し甲 [石田氏] が代表を務めるフリービット株式会社の事務所で、許可を受けて当該会社の機材を使用して業務を行う場合があることを両者で合意する。また、当該場所・機材において行う業務に関して、フリービット株式会社は何ら権利を持たないことを確認する」旨をドラフトに追記させており、当社に権利が発生し得ることを認識していたと考えられる（つまり、権利が生じ得るものであると認識していたからこそ、契約で排斥しようとしたと考えられる。）。

したがって、法的評価において石田氏に誤解や思い込みが仮にあったとしても、基礎的事実への認識はあったと考えられ、CU 社（石田氏）は「悪意者」であるものと考えられる。

(ii) 「背信的悪意者」という評価を根拠づける事実

当委員会の調査の結果、本件においては、CU 社が「背信的悪意者」であるという評価を根拠づける事実として、以下のような各事実が認められる。

²¹ なお、a 氏・b 氏については、本件特許を受ける権利を石田氏に譲渡しているものの、石田氏は、当時 CU 社の唯一の株主であり唯一の取締役であったことから、「背信的悪意者」にあたるかどうかについては、特にこの点を区別することなく検討することとする（厳密には、「背信的悪意者」を判断する基準時（承継時）が異なる点には注意が必要であるが、本件事情下においては実務的な差異はほとんど生じないものと考えられる。）。

①強い利益相反関係

大前提として、本件には石田氏・CU社と当社の間に極めて強い利益相反関係が認められる。

すなわち、石田氏は、当社の代表取締役社長 CEO 兼 CTO として当社に対して善管注意義務・忠実義務を負っており、当社の価値を最大化するために尽力しなければならない立場でありながら、（後述するとおり）当社の従業員である a 氏・b 氏を本件各発明に向けた研究・開発に従事させ、その成果である本件各特許権を自らが唯一の株主かつ唯一の取締役である CU 社へ帰属させたものである。

②当社資源の利用

本件各特許権の成立に至るまでの過程を見ると、当社の人材・設備という資源が活用されており、当社以外の人材・設備を使った形跡はほぼ認められない。

前述したとおり、本プロジェクトに従事していたのは、当社代表取締役社長である石田氏と当社従業員である a 氏・b 氏の 3 名のみであり、その研究・開発に係る業務は、当社の CEO 室、当社の貸与 PC、当社のメールアドレスを用いて行われ、b 氏の行ったプログラム更新の約 94%が当社の業務時間内に行われていた（なお、b 氏は業務時間の定めがある従業員である。）。

また、本件各発明の出願手続の窓口は、当社において特許出願実務をほぼ一人で担当していた a 氏が担い、当社が従前から出願を依頼していた h 氏に依頼され、請求書の送付先は「フリービット株式会社 R&D 部 a 氏」宛てとされている。これら出願に係る費用を含めた特許関連費用についても、CU 社名義で支払いがなされているものの、実質的には当社から CU 社へ支払われた業務委託費によって賄われていたと認められる。

それに加えて、CU 社の設立手続についても、当社取締役の清水氏が当社の役職メールアドレスを用いて、行政書士・司法書士との連絡、資本金の払込証明の確認、定款案の確認等を行っていた。

③個人間の業務委託契約の事後的作成

石田氏は、本プロジェクトは個人の業務であると主張しており、その裏付けとして、石田氏と a 氏・b 氏との間で業務委託契約を締結し、石田氏個人から両名に報酬を支払っていたという事実が指摘されている。

確かに、石田氏と a 氏・b 氏の間には 2021 年 1 月 1 日付の業務委託契約書が作成されている。しかし、当委員会の調査の結果、①a 氏・b 氏との間の業務委託契約書

は本件各発明が完成した 2022 年 3 月以降に作成・締結されたものであり、バックデートで 2021 年 1 月 1 日付とされたものであること、②石田氏から a 氏・b 氏に対する報酬（月額各 10 万円）も、2022 年 3 月以降に一括して支払われていたことが判明した。すなわち、a 氏・b 氏が本件各発明の研究・開発に従事していた 2021 年 1 月から 2022 年 3 月までの間、石田氏個人と a 氏・b 氏の間で業務委託契約は締結されていなかったものであり、個人業務であることを裏付ける最大の根拠（外形的事実）はバックデートで作成されたものであった。

④当社の権利を排除する条項の追記

石田氏は、a 氏・b 氏との間で業務委託契約を締結するに当たり、当社の f 氏に依頼して業務委託契約書のひな型を受領したが、f 氏に対し、当社とは明確に区別された形で知財管理と開発を行っている旨の宣言が必要ではないかと指摘して、当該ひな型の文言を修正し、当社の場所・機材の使用を前提としつつ当社が何ら権利を持たない旨を確認する条項（別紙 2 項）を追記させている。この条項からは、石田氏が、当社の従業員である a 氏及び b 氏を関与させるだけでなく、同人らにおいて当社資源をも利用させることを意図していたと言わざるを得ず、石田氏が当社の負担により自己の権利を実現しようとしていたと評価できる。

⑤当社に対する説明の不正確性

石田氏は、2022 年 1 月 20 日のオフサイトミーティングにおいて、本プロジェクトについて「2017 年 1 月より石田個人でブロックチェーンソフトウェアの構想・設計・開発・実装を行っており」「その後も石田個人のリスクにて継続してきた」などと説明した。その際、実際には本プロジェクトは当社従業員 2 名が当社の設備及び業務時間を用いて進めてきたものであるにもかかわらず、あたかも当社の業務とは別に CU 社において従業員等も採用して開発を進めてきたかのような印象を与える説明を行っている。

石田氏のオフサイトミーティングにおける説明が不正確であり、少なくとも誤った印象を与える内容であったことは、実際にオフサイトミーティングに参加していた社外取締役のほとんどが、当委員会のヒアリングにおいて、本件株式取得に係る法務 DD 報告書等の報告を受けて初めて、CU 社には独自の従業員がおらず当社の従業員が兼務しているのみであるという事実を認識し驚いたと述べていたことに照らしても、明らかである。

また、当社の取締役副社長である清水氏は、本件株式取得に係る DD の際、CU 社には独自の従業員がおらず、当社の従業員が兼務しているのみであることを初めて

認識し、法律事務所へ相談に赴き、「何人か手助けしてるんだろうなと思ったんですけど、まるまるフリービットじゃんって思うとね。さすがにあれって思わなくもなく、外部も使ってるって言ってたじゃんって思って」などと発言している。このような清水氏の発言からは、オフサイトミーティング以外の場面においても、石田氏から CU 社において当社関係者以外の社員・スタッフを起用しているという説明を受けていたことがうかがえる。

それに加えて、石田氏は、本件株式取得に係る法務 DD においても、Q&A シートで「これらの方々（CU 社の業務に従事する社員）がフリービットに所属している場合でも、兼業許可を得た上で、あくまで私的な立場で参加されており、勤務時間や報酬に関してはフリービットの業務とは明確に区分されています。」と回答し、インタビューでも、CU 社の業務はリモートか CU 社のオフィスで行っており、当社のオフィスでやっていることはないという説明を行っていた。しかし、実際には、a 氏・b 氏は当社に対して副業申請をしておらず、b 氏は業務の大部分を当社の業務時間内に行っていたと考えられる。また、本プロジェクトに関する定例会は当社の CEO 室で行われることも多く、a 氏及び b 氏は、CU 社のオフィス（青葉台ハウス）において何ら業務を行ったことはないと明確に回答していることから、石田氏の法務 DD における説明は、(a 氏・b 氏の作業時間・場所や副業申請に関して一部勘違いがあった可能性も否定できないものの) 少なくとも当社のオフィスでは業務が行われていないとする点に関しては虚偽であったと評価せざるを得ない。

⑥個人的な利益の実現

石田氏は、2022 年 3 月に本件各発明が完成すると、同年 5 月に当社と本件基本合意書 1 を締結して、当社グループの端末「TONE e22」での実装・稼働検証を行った。そして、検証期間が完了し、2023 年秋頃に複数の案件（F 大学関連案件及び ██████████ ██████████）が具体化したことを受け、2023 年 11 月に当社から CU 社に対する本業務委託契約を締結し、CU 社は当社から月額 100 万円の業務委託料を受領して委託業務を行うこととなった。本業務委託契約は、2024 年 6 月に月額 175 万円に増額された。そのほか、CU 社は、2024 年 1 月に当社から追加開発を受託し、業務委託料として 300 万円を受領している。

しかし、当委員会の調査によれば、CU 社から当社に対して業務に関する報告書等は提出されていない上、CU 社側で業務を担当するのは当社従業員である a 氏・b 氏であり、当社の業務と明確に切り離すことなく業務が行われていたものと推察される。実際、a 氏及び b 氏においては、当該業務委託の内容について十分に把握していなかったことがうかがわれる。

それに加えて、当委員会が CU 社における資金収支を分析したところ、CU 社の収

入は、当社からの業務委託料（2023 年 11 月から 2026 年 4 月 30 日まで：総額 4950 万円）、石田氏からの借入（1391 万 7426 円）、当社からの借入（1500 万円）であるのに対し、主な支出については、a 氏・b 氏・i 氏への業務委託料（合計：[REDACTED] 円）、特許関連費用（合計 [REDACTED] 円）、事務所家賃（合計：1082 万 5001 円）、飲食費等の交際費（合計：[REDACTED] 円）のほか、事務所の保証金（[REDACTED] 円）、事務所改装費（[REDACTED] 円）、石田氏への借入金返済（合計：1391 万 7426 円）となっており、受託した業務に関連する支出はほとんど見当たらない。しかも、このうち事務所家賃は、石田氏の個人会社である SpinTrust 社に対する支払いである。

さらに、石田氏は、本件株式取得により、当社から譲渡対価として 4 億 9300 万円を受領した上、事業計画の達成状況によってアーンアウト価額を受領できる権利を有している。しかも [REDACTED]

[REDACTED] 2024 年 11 月には、当社の社外取締役に対し、本プロジェクトの経緯について「2018 年 1 月より、石田、b 氏、a 氏にてプライベートプロジェクトとしてスタート。研究費、活動費はすべて石田にて拠出。4 年間で 1 億円弱」と記載し、AI による試算における CU 社の価値を「現在の状況における企業価値は、50 億円～150 億円が妥当な範囲です」と記載した資料を提示して説明を行っている。

以上のとおり、石田氏は、本件各発明を当社の職務発明とすることなく、本件特許を受ける権利を CU 社に帰属させ、また本件各特許権を CU 社へ帰属させたことにより、相当額の個人的利益を受領している（なお、石田氏は、本件株式取得後に a 氏・b 氏を含む CU 社の関係者 5 名を会食に招き、現金 [REDACTED] 円を交付しているが、本件株式取得の譲渡対価と比較して、本件各特許権を共同で開発した a 氏・b 氏への利益の還元としては少額に過ぎるように思われる。）。

なお、石田氏は、上記のとおり、当初より本プロジェクトに関し 1 億円弱の支出をしていると説明しており、本調査においても同様の説明を行っている。しかし、本調査においてその証憑の提出を求めたものの、石田氏からは、客観的な証憑は残っていない（海外の専門家への相談料については相手方が匿名で支払先も毎回変わるため記録がなく、会食費用等についても 2016 年から 2021 年分の記録は残っていない）との説明がされ、領収書、帳簿その他の客観的な証憑の提出はなかった。このような事情に照らすと、石田氏がモバイルブロックチェーンの研究のために何らかの個人的支出をしていた可能性はあるものの、本プロジェクトのために費やした経費として明確に説明できる内容の支出があったとは認め難い。

⑦職務発明規程に基づく届出の不作为

石田氏は、当社の代表取締役社長として当社の定めるルールを遵守すべき立場であるにもかかわらず、本規程 3 条 1 項所定の譲渡はもとより、4 条所定の届出も行っ

ていない。

本規程 3 条 2 項は、職務発明以外の発明考案であっても当社の業務範囲に属するものについては当社に届け出た上で処分について協議し同意を得なければならない旨を定めており、仮に石田氏の主張するとおり、本プロジェクトは当社の業務範囲外であるという理解を前提としたとしても、届出と協議は必要であったはずであるが、行っていない。

(iii) 「背信的悪意者」という評価を障害する事実

その一方で、当委員会の調査の結果、本件においては、CU 社が「背信的悪意者」であるという評価を否定する評価につながり得る事実として、以下の各事実も認められる。

①石田氏の主観としては個人プロジェクトと信じていた可能性が高いこと

本件各発明に至ったアイディアは、石田氏による「モバイルブロックチェーン」の構想であり、石田氏は 2017 年 5 月頃から、アイディアを時系列順にメモとしてまとめていた。

その後、石田氏は、2018 年 1 月に田中氏及び清水氏に対しブロックチェーンに係る新規事業を提案したが、最終的に良い返事を受け取れなかったため、個人プロジェクトとして a 氏及び b 氏に声をかけて 3 名で研究・開発を進めてきたということである。この点、当委員会の調査によれば、田中氏及び清水氏が明確に拒否したと確認できるのは、B 社が出資した D 社への出資の打診であり、ブロックチェーン事業に関してはひとまず当時の環境に照らして見送った程度の判断であった可能性が高いものの、あくまでも石田氏の主観としては、当社の業務として採用されなかったため、個人プロジェクトとしてスタートさせたことがうかがえる。

②個人プロジェクトとしての外形が認められること

石田氏は、a 氏及び b 氏との間で業務委託契約書を作成し、個人的に報酬を支払っていた。

もっとも、この業務委託契約書は本件各発明が完成した 2022 年 3 月頃になってから 2021 年 1 月 1 日付にバックデートされて作成されたものであり、報酬も遡ってまとめて支払われたことは前記のとおりである。このとおり、本件各発明に至る研究・開発が行われていた当时には個人プロジェクトと称しつつも当社の業務と明確に区分されていなかったものであるが、事後的にせよ、個人プロジェクトとしての外形は

創出されていた。

また、石田氏は、a 氏及び b 氏に対し、個人プロジェクトであると説明しており、両氏に対して副業申請を行うよう複数回にわたり指示したと供述している。

この点、実際には a 氏及び b 氏は副業申請を行っておらず、石田氏から副業申請するよう指示されたことも否定しているが、その一方で、当委員会のヒアリングにおいて両氏は、本プロジェクトは石田氏の個人プロジェクトであったと認識していた旨を述べており、少なくとも石田氏の個人プロジェクトという認識を有していたことは事実であると考えられる。

それに加えて、b 氏は、当社が提供する AWS アカウントではなく個人の AWS 無料アカウントを用いて開発を進めたり、ソースコードは当社の業務用とは別の GitHub オーガニゼーションで管理したりする等、当社の業務と区別しようとしていたこともうかがわれる（もっとも、当社従業員が当社グループ内の業務を行うことがあり、その際、当該従業員は当社業務とは区別するよう心がけていたようであり、このような b 氏の行為を CU 社の「背信的悪意者」の評価において過度に評価することはできない。）。

③本件各特許権が CU 社に帰属することを前提として機関決定されていること

当社では、2022 年 1 月 20 日のオフサイトミーティングにおいて、本件各発明に係る研究・開発は石田氏の個人開発プロジェクトとして進められてきた旨が報告され、石田氏が新設する予定の会社へマイナー出資を行うか、相互の業務提携契約を締結するという方針が説明されている。さらに、その後の 2022 年 4 月 21 日の定時取締役会において、上記方針に従って、当社と石田氏が設立する新会社（CU 社）との間で基本合意書を締結する予定である旨が報告されている。これらの会議において、石田氏以外の役員から、本件各発明に係る研究・開発が石田氏の個人プロジェクトとして進められてきたという点に何ら疑問・異論は出ていない。

もっとも、社外役員が特に疑問を呈さなかったのは、2018 年 1 月に石田氏がブロックチェーンに係る新規事業を提案したものの当社が採用しなかったという経緯があったという説明を行い、あるいは CU 社において当社役職員しか業務に従事していないという事実をあえて説明せず、外部者も参加しているような説明を行ったからであり、当社（石田氏）による前提事実の説明がミスリーディングであったという事情があったことは否定できない。しかしながら、結果として、社外役員を含む全役員が、本件各発明に係る研究・開発が石田氏の個人プロジェクトとして進められてきたこと、その結果として本件各特許権も石田氏の個人会社である CU 社に帰属することを前提としていたことは事実である。

そして、当社は、CU 社が本件各特許権を保有することを前提として、石田氏及び

CU 社との間で本件基本合意書 1 及び本件基本合意書 2 を締結し、本件株式取得を実行し、2025 年 9 月の取締役会において石田氏の CU 社での従前の行為について競業取引としての事後承認を決議するなど、各種の機関決定を行っている。また、本件株式取得に当たっては、特別委員会の設置、DD の実施、株式価値算定、価格交渉といった手続が履践されている。

以上のとおり、当社では、2022 年 1 月のオフサイトミーティングでややミスリーディングな説明がされたとはいえ、本件各発明に係る研究・開発が石田氏の個人プロジェクトとして進められ、その結果として本件各特許権が CU 社に帰属するということを前提として認めた上で、各種の機関決定が行われていた。

④職務発明規程に基づく届出がされていなかったのは意図的ではないこと

当委員会の調査によると、当社では職務発明規程所定の手続は過去に一度も履践されておらず、報奨金の支払も一切行われていないとのことである。当社では、従前より、発明届に相当する書面が提出されることなく、a 氏が自らの判断で又は石田氏らの指示を受けて弁理士に相談するという運用がされており、石田氏を含むいずれの発明者も、職務発明規程の内容を正確に把握していなかったことがうかがえる。

かかる運用実態に照らすと、本件各発明に関して石田氏が職務発明規程に基づく届出を行っていないことを背信性の根拠として過度に評価することは適切ではないと考えられる。

(iv) 小括

以上の次第で、本件各特許権の帰属をめぐり CU 社が「背信的悪意者」と評価されるかどうかに関しては、「背信的悪意者」という評価を根拠づける事実も多く認められる一方で、当該評価を障害する事実も一定程度認められる。

この点、特許を受ける権利の二重譲渡事案において、いかなる事実が認められれば「背信的悪意者」と評価されるのかに関しては、確立した判例法理は認められない（そもそも「背信的悪意者」かどうかが争われた裁判例が少ない。）。

そのため、当委員会としても、確定的な見解を示すことは困難であると言わざるを得ないが、少なくとも上記に述べた事実を照らし、本件において CU 社が「背信的悪意者」に該当すると評価される可能性（すなわち、当社が本件特許を受ける権利を主張できる可能性）は否定できないと考える。

第5 類似事案の有無の調査

1 はじめに

以上のとおり、当委員会では、本件各特許権の発生・本件株式取得に関する事実経緯について調査を行い、認定した事実に基づき、本件各特許権の帰属等に関する検討を行った。その結果として、前記第4記載のとおり、本件各特許権に係る発明については職務発明が成立し、かつ、CU社（石田氏）が「背信的悪意者」に該当する可能性も否定できないという見解に至っている。

本件各特許権の発生・本件株式取得に至る過程の石田氏の一連の行動（当社の従業員との開発を個人プロジェクトと整理した上でその成果たる本件各特許権をCU社へ帰属させたこと、CU社株式を当社に譲渡したことなど）は、当社との間で競業取引あるいは利益相反取引に該当し得るものである。

そこで、当委員会としては、本調査の過程で判明したその他の取引の中に本件と類似する事案（競業取引・利益相反取引に該当し得る事案）がないかどうかを確認し、その実態を調査することとした。それに加えて、当社グループの役職員に対するアンケートの実施及び情報提供窓口の設置を行い、それらを通じて寄せられた情報をもとに、類似事案の有無を確認した。具体的には、以下のとおりである。

➤ 当社とCU社間の業務委託

前記第3・3で記載したとおり、当社はCU社との間で本件基本合意書2を締結し、それに基づき本件各業務委託契約を締結して業務委託を行っている。これらの取引は当社にとって利益相反取引に該当するほか、石田氏がCU社の代表取締役役に就任して事業を営むことは当社にとって競業取引に該当する可能性がある。そこで、以下では、本件基本合意書2及び本件各業務委託契約について、適切な手続を経て承認されているのかどうか、業務委託の実態を伴うものであるかどうかを検討した。

➤ 会計監査人からの情報提供

当委員会は、会計監査人より、2026年5月11日に会計監査人宛に通報があった旨の情報提供を受けた。当該通報では、本件事案に関する疑義に加えて、当社のスポンサー企業や石田氏の関係会社において石田氏の [REDACTED] であるi氏が業務に従事していると指摘されており、具体的な社名として [REDACTED] 以下「O社」という。） [REDACTED] 以下「M社」という。）及びCU社が挙げられていたとのことである。

O社及びM社は、いずれも石田氏が出資する会社ではなく、代表取締役を務めているわけでもないため、会社法上の利益相反取引又は競業取引に該当するものではな

いが、当社と O 社又は M 社との取引は石田氏が主導して実行に至っている可能性があることから、以下では、これらの取引について、適切な手続を経て承認されているのかどうか、取引の実態を伴うものであるかどうかを検討した。

➤ 当社からの情報提供

当社は、L 社から指摘を受けた後、当社と石田氏との取引において利益相反の懸念の高い取引がないかどうかを自主点検し、その結果を「補充メモ」として整理しており、当委員会は、2026 年 6 月 30 日、当社より補充メモの提供を受けた。本調査には時間的な制約もあるため、当委員会として、補充メモに記載された全ての取引について検証することは困難であるが、本調査で判明した事実経緯等に照らし、補充メモに記載された取引のうち特に利益相反の懸念が高いと考えられる取引を抽出し、それらの取引について、適切な手続を経て承認されているのかどうか、取引の実態を伴うものであるかどうかを検討した。

➤ アンケート及び情報提供窓口を通じた情報提供

当委員会は、本報告書第 1・5・(5)記載のとおり、アンケートを実施するとともに情報提供窓口を設置し、そこに寄せられた情報について当委員会による深掘調査が必要かどうかを判断し、必要と認められた事案については調査を行う方針とした。

2 当社と CU 社の間の本件各業務委託契約に関する調査結果

(1) 本件各業務委託契約の概要・経緯

当社と CU 社の間の本件各業務委託契約の概要は、前記第 3・3 に記載したとおりであり、その内容は以下のとおりである。

契約書名	締結日	契約金額 (万円)	契約内容
本業務委託契約	2023/11/16	100/月	目的・理由：CU 社の開発したブロックチェーン関連技術の当社グループ提供サービスへの適用可否を判断するための各種検証のため 委託業務内容： ① TONE Chain (TONE Labo 及び甲とその従業員向け chain) 並びに F 大学向けレイヤー 1 Chain を対象とした、nano-chain (モバイル

			機器等を利用した過剰な電力やシステムを必要としないブロックチェーン構築技術)を使ったレイヤー1 ブロックチェーンの設計、構築及び運用業務のサポート ② これに関連した個別開発業務(サービス系システムを除く)及び Web2 サービスと Web3 サービスをシームレスにつなぐためのコネクターシステムの開発等 ③ ブロックチェーンに対応したスマートフォンの共同開発及び検討の補助
スポット委託契約	2024/1/18	300	目的・理由: 本業務委託契約に基づき、一部追加での開発委託業務が発生し支払いが発生する見込みであるため 委託業務内容: 株主向け DAO 並びに DoCoMo 店舗設置対応端末・回収・減少に伴う対応に係る「nano-chain」本体プログラム内の改修、専用 API の仕様追加に伴う開発及びこれらに伴うソフトウェアのテスト・調整等
本件増額合意	2024/6/20	175/月	目的・理由: [REDACTED] F 大学との共同プロジェクト) 及び Trusted Web に適用した ID システムの構築支援等における開発・開発支援・サポート対応の工数増加 委託業務内容(2024 年 7 月以降に特に業務負荷の増加が見込まれる項目): Trusted Web に適用した ID システムの構築支援(完全オンチェーン型 DID 開発、「権限トークン」開発、API サーバー開発等)、TONE Coin 利用のバグに対する技術対応、F 大学向け対応等

(2) 本件各業務委託契約の承認プロセス

(i) 利益相反取引としての承認プロセス

当社及び CU 社はいずれも石田氏が代表取締役を務めている会社であり、かつ、石田氏は CU 社の 100%株主であるため、当社にとって CU 社との取引は利益相反取引

に該当する²²。

前記第3・3で記載したとおり、当社では、2023年11月16日開催の定時取締役会において、「特別利害関係者が代表を務める会社との契約締結の件」として本件基本合意書2及び本業務委託契約の締結に関する議案を上程した。

当該議案に関しては、石田氏は特別利害関係人に該当するため議論及び決議に参加せず、その他の取締役の間で審議の上、利益相反取引として承認決議を得ている。すなわち、本業務委託契約に関しては、会社法上必要とされる手続が適法に履践されているものと認められる。

もっとも、上記議案の説明資料には「PM1名、エンジニア2名＝60時間/月/人を基準に換算」「新規に自社採用と比べ、採用費等を含め、コストメリット有り」と記載されている。しかし、ヒアリングによると、この説明は真摯に検討されたものではなく、取締役会で業務委託料（100万円）の合理性を説明するために清水氏・f氏の間で考えたロジックであるとのことである。

また、上記議案の審議では、社外役員から、石田氏はCU社にはオーナーとしてのみ関与し、業務は第三者に任せるべきであるという意見が出され、上記議案は、善管注意義務に配慮し、CU社の代表者について早期の交代に努めることという条件を付して承認可決されている。しかし、実際には本件株式取得に至るまで石田氏がCU社の代表取締役を務めており、上記の条件は履行されていない。仮に上記の条件が履行されて石田氏がCU社の業務執行から離れたとしても、石田氏がCU社の100%株主である以上、CU社との取引が利益相反取引・競業取引に該当しなくなるわけではないと解されるが、利益相反取引・競業取引に係る規制が予防しようとするリスク（取締役が会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図るリスク）をかなり軽減できたはずである。にもかかわらず、石田氏は、上記取締役会決議から約2年が経過した本件株式取得の時点においてもなお、CU社の代表取締役社長を務めており、上記取締役会で付された条件は履行されていなかった。

さらに、上記決議においては契約内容の軽微な変更は清水氏に一任することとされており、その後の石田氏と当社のやりとりを経て、本件基本合意書2の知的財産条項が修正されている。具体的には、取締役会に付議された時点のドラフト（案）では、甲乙協同により発生した知的財産権の保有につき「共有を原則とし」とされていたところ、「本件目的事項実施期間中に、甲乙協同することによって新たな特許技術等の知的財産権が発生した場合、その保有に関しては当該知的財産権が基礎としている他の知的財産権の保有者に帰属することを原則とし、開発の寄与度にあわせて共有等の扱いを検討するものとします」と修正されている。これは新たに発生した特許権の帰属に関する原則的な取扱いを変更するものであり、取締役会決議で清水氏に一

²² CU社にとっても、当社との取引は利益相反取引に該当するが、本報告書ではCU社における承認プロセスの適否については検証していない。

任された「契約内容の軽微な変更」の範囲を超える疑いがあると解される。

そのほか、スポット委託契約の締結については 2024 年 1 月 18 日開催の定時取締役会において、本件増額合意については同年 6 月 20 日開催の定時取締役会において、それぞれ報告事項として上程されている。これらの取引は、既に承認決議を得ている本業務委託契約に付随するものとして、関連当事者間取引の一環として報告事項とされているようである。

しかし、スポット委託契約も本件増額合意も、本業務委託契約の締結当時に反復して行われることが予測されていた同種の取引ではなく、新たな業務の追加による新たな支払いであるから、本来であれば、それぞれ新たな利益相反取引として取締役会の承認決議を取るべきであったと解される。ただし、上記報告事項において、各取引につき重要な事実は開示されているため、承認決議がされていなかったとしても瑕疵の程度としては軽微であると考えられる。

(ii) 競業取引としての承認プロセス

当社及び CU 社はいずれも石田氏が代表取締役を務めている会社であり、かつ、石田氏は CU 社の 100%株主であるため、石田氏が CU 社の代表取締役としてブロックチェーンインフラ事業を営むことは当社にとって競業取引に該当するのではないかが問題となる。仮に競業取引に該当する場合には、当社が CU 社との間で本件基本合意書 2 及び本件各業務委託契約を締結するに際し、競業取引としての承認決議が必要であったことになる²³。

前記第 3・4・(3)で記載したとおり、当社では、2025 年 9 月 29 日開催の臨時取締役会において、本件株式取得に係る議案に先立ち、第 2 号議案「競業取引の報告及び承認の件」として、石田氏の CU 社における行為（競業取引）に関する議案を上程した。当該議案は、『SiLK VISION 2027』を発表した 2024 年 7 月 24 日以降の CU 社の事業が当社の事業の部類に属していた可能性があるとして、石田氏の CU 社での従前の行為（競業取引）について事後承認するという内容である。

当該議案に関しては、石田氏は特別利害関係人に該当するため議論及び決議に参加せず、その他の取締役の間で審議の上、競業取引として事後承認の決議を得ている。しかしながら、会社法 356 条 1 項の解釈として、競業取引の承認は事前に受けておく必要があるとされており、事後承認によって同法 423 条 2 項に基づく損害額の推定の適用が排除されるものではないと解される。

また、2025 年 9 月 29 日開催の臨時取締役会において競業取引として事後承認されているのは、2024 年 7 月 24 日以降の CU 社の事業ということであるが、前記第 4・

²³ なお、利益相反取引に関する検討と同様、本報告書では CU 社における承認プロセスの適否については検証していない。

2・(3)で記載したとおり、当委員会としては、CU 社へ帰属した本件各特許権に係る研究・開発は当社の業務範囲に属するものと解しており、CU 社の事業はその設立当初から当社の「事業の部類に属する取引」に該当する可能性が高いと考える。

この点、職務発明の成立要件としての使用者の「業務範囲」(特許法 35 条 1 項)の解釈と競業取引としての「事業の部類に属する取引」(会社法 356 条 1 項 1 号)の解釈は一致するものではない。職務発明における「業務範囲」は実務上かなり広く解釈されているのに対し、会社の「事業の部類」に属するかどうかに関しては、原則として会社が実際に事業の目的として行っている取引を基準として判断することとされている²⁴。

しかしながら、当社では、2021 年 7 月に公表した新中期経営計画「SiLK VISION 2024」において「Blockchain を利用した Trusted Web の実現」を目指すとされている。そして、2022 年 7 月開催の定時株主総会において、「SiLK VISION 2024」における新規事業への取組みとしてブロックチェーンを活用したプラットフォームサービスの提供を企図しており、当該事業の取組みを拡大するという理由で、当社の事業目的に「ブロックチェーン技術を利用したサービスの企画、開発、運営、販売」を追加する旨の定款変更を行っている。また、石田氏・a 氏・b 氏は、本件各発明の完成に向けた研究・開発(本プロジェクト)については 3 名のみで行っていたものの、2022 年 1 月のオフサイトミーティング以降には、当社の従業員も参加して本件各発明に係る技術を当社グループの端末にて実装・検証するためのプロジェクトを開始するなど、当社の業務と CU 社の業務は混然一体として進められていた。しかも、それらの一連の経緯において CU 社の業務に従事していたのは、当社の役職員のみであった。

これらの事情を勘案すると、CU 社の事業については、CU 社設立当初から当社の事業の部類に属していたと解するのが相当であり、本件基本合意書 2 及び本業務委託契約の締結に関する議案を上程した 2023 年 11 月 16 日開催の定時取締役会において、利益相反取引としてだけでなく競業取引としても承認決議を得ておくべきであったと解される。

(3) 本件各業務委託契約に基づく委託業務の実施状況(成果物の有無等)

(i) 委託業務の実施状況

前記第 3・3 及び 4 で記載したとおり、本件各業務委託契約に基づく委託業務に関しては、CU 社の稼働の内容・時間を裏付ける報告書その他の記録は確認されておらず、当委員会が当社に対して資料の提供を求めたものの、発注、要件定義、検収等に関する資料は存在しない旨の回答があった。

²⁴ 商事法務「会社法コンメンタール 8」67 頁

特にスポット委託契約は、委託内容が具体的に特定され、納期（2024 年 3 月頃）及び想定工数（約 350 時間・2 人月）まで示された単発の追加開発委託であるから、その性質上、仕様書、納品書、検収記録等が作成されるのが通常であり、これらが当社側に一切存在しないことは不自然といわざるを得ない。前記のとおり、当社自身も、この種の開発委託においてこれらの資料が一切存在しないことは一般的・通常的ではない旨回答している。

この点に関して、石田氏は、当委員会のヒアリングにおいて、委託業務は石田氏・a 氏・b 氏の 3 名による定例会等を通じて実施しており、その状況は当社のトップミーティングの中で会話の流れで報告していた、スポット対応についてはハードフォークが成功しチェーンが復旧したこと自体が結果である、などと説明した。また、石田氏からは、前記第 3・3 のとおり、委託業務の実施状況を裏付けとする資料として、2023 年 12 月 6 日の定例会の録音を閲覧し得る限定公開リンク及び石田氏側作成の議事録、スポット対応の経緯を説明する資料、b 氏が週次で作成していた進捗資料 37 件の記載項目を AI ツールを用いて分類・整理したとする説明資料等の提出を受けた。

これらの説明及び資料により、定例会が継続的に開催され、本件各発明に係る技術に関する議論や作業が行われていたこと自体は認められる。しかしながら、いずれの資料にも、当社に宛てた業務報告又は納品・検収に係る記載は含まれておらず、仕様書、納品書、検収記録等に代わるものとはいえない。また、スポット対応の経緯を説明する資料については、その記載内容がスポット委託契約の契約書及び取締役会報告資料の記載と対応しているものの、緊急対応の主要部分は同契約の締結に先立って実施されたとされており、実施済みとされる作業に係る対価と本業務委託契約の月額委託料との切り分けは確認できない。

以上の資料の状況のとおり、何らかの形で技術的な作業が行われていたこと自体は否定されるものではない。しかし、CU 社において業務に従事していた a 氏及び b 氏は当社の従業員であり、当委員会のヒアリングにおいて、当社の業務と CU 社の業務を明確に区分することは困難であると述べている。また、a 氏は、当委員会のヒアリングにおいて、本件各業務委託契約の存在自体を知らなかった旨を述べている。そうであるとすれば、委託された業務が何らかの形で実施されていたとしても、それは当社従業員としての a 氏・b 氏の業務として評価されるべきとも考えられるところである。

さらに、実働者が当社の従業員である以上、当社としては、両名に当社の業務として作業に従事させれば足りたはずであり、CU 社に対して委託料を支払ってこれを委託する必要性は、直ちには見出し難い。この点について、CU 社への委託が必要であった理由としては、委託業務の遂行に CU 社の保有する特許技術が必要であった、という説明が考えられるが、当社は、本件基本合意書 2 のライセンス条項により同技術

を無償で利用することができたのであるから、同技術の存在は、委託料を支払って CU 社に業務を委託する理由にはならない。また、石田氏は、スポット対応に関し、個人的に依頼している外部の経験者らに検証を依頼したとも説明するが、CU 社の資金収支上、外部の専門家に対する支払いは確認されていない。

なお、当委員会が 2026 年 7 月 31 日のヒアリングにおいてこの点を質問したのに対し、石田氏は、3 名のブロックチェーンに対する従前からの思いや、両名が CU 社で開発を行うことへの誇りなどを述べるにとどまり、必要性・合理性を基礎づける具体的な説明はなかった。結局、当社従業員が実施する作業を CU 社への委託という形式で行うことの必要性・合理性について、本調査を通じて、合理的な説明は確認できなかった。

また、業務委託の開始以降（2023 年 12 月～2026 年 7 月）に a 氏・b 氏が当社から受領した給与の額及び CU 社から受領した業務委託料の額は以下のとおりであり、当社から支給された金額の方が圧倒的に多いことが確認されている。

	a 氏	b 氏
当社支給額（円）		
CU 社支給額（円）		

(ii) CU 社における資金収支の状況

以上のとおり、当社が CU 社へ委託した業務の実施状況を示す資料等は確認できなかったため、当委員会では、念のため、CU 社における資金収支の状況（より具体的には、当社が支払った業務委託費用が何に使われているのか）を調査した。

その概要は、別紙 4 に記載のとおりであり、CU 社の収入は、当社からの業務委託料（2023 年 11 月から 2026 年 4 月 30 日まで：総額 4950 万円）、石田氏からの借入（1391 万 7426 円）、当社からの借入（1500 万円）であるのに対し、主な支出については、a 氏・b 氏・i 氏への業務委託料（合計： 円）、特許関連費用（合計： 円）、事務所家賃（合計：1082 万 5001 円）、飲食費等の交際費（合計： 円）のほか、事務所の保証金（ 万円）、事務所改装費（ 円）、石田氏への借入金返済（合計：1391 万 7426 円）となっており、受託した業務に関連する支出はほとんど見当たらない。

このうち事務所家賃（1082 万 5001 円）は、石田氏の個人会社である SpinTrust 社に対する支払いであり、事務所改装費（ 円）は青葉台ハウスの改装費である。CU 社は、SpinTrust 社から青葉台ハウスの 1・2 階部分を賃借しており、そこに本社を置いている。しかし、当委員会のヒアリングによると、青葉台ハウスが CU 社の業務の用に供されていた実態は確認できなかった。すなわち、a 氏は、青葉台ハ

ウスで業務を行ったことはなく、簡単なミーティングや食事会のために行ったことはあるが、作業するようなことはしていないと述べ、b 氏も、同所を訪れたのは本件株式取得後の会食の 1 回のみであると述べている。他方、当社から業務委託を受けている m 氏は、同所を何回も訪れており、社内では日々の業務の話になってしまうため中長期の話や技術の可能性の話をする場として使われていると認識していたと説明し、石田氏との個別の打合せのほか、石田氏が同席せずに m 氏が単独で使用了例もあったと述べている。このように、青葉台ハウスは、賃借人である CU 社の業務のためではなく、主として、石田氏による会食や、当社グループの事業に関連する社外関係者との面談の場として使用されていたものと認められる。

(4) 小括（CU 社との取引に対する評価）

以上のとおり、本件各業務委託契約については、委託業務の実施を裏付ける仕様書・報告書・成果物等の記録が当社において確認されておらず（この点は当社における同種取引の通常の見取りとも異なる。）、石田氏から提出を受けた各資料も、委託業務の実施を裏付けるものとはいえない。

実際に CU 社への委託業務に従事していた当社従業員 2 名はいずれも契約の存在自体を認識しておらず、当社が支払った委託料の使途をみても受託業務に関連する支出はほとんど見当たらず、かえってその相当部分が石田氏の個人会社への家賃・改装費等に充てられていた。当社従業員が実施する作業を CU 社への委託という形式で行うことの必要性・合理性についても、合理的な説明は確認できなかった。

これらの事情を勘案すると、当社と CU 社の間の本件各業務委託契約については、仮に何らかの技術的作業が行われていたとしても、これを当社従業員の業務と区別された CU 社による役務提供と認めることはできず、取引としての実態を伴うものであったのかどうか、疑問が残ると言わざるを得ない。

3 会計監査人からの情報提供に関する調査結果

(1) 当社グループと M 社の間の取引について

(i) M 社と取引を開始した経緯

M 社は [redacted] チームである「N チーム」を運営する会社である。当該チームは [redacted] だった [redacted] 選手（以下「p 氏」という。）が中心となって結成され、 [redacted]

として活動していたが以降チーム活動を一時休止している。

石田氏によれば、M社との関係は、
、石田氏がp氏と知り合ったことから始まったとのことである。p氏は
チームをで立ち上げることを目指しており、石田氏は、
その相談に乗る一方、の知見をp氏から得るという形で
関係性を深めていったとのことである。

石田氏は、M社の株式を所有しておらず、同社の役員にも就任していないが、チームゼネラルマネージャー（GM）²⁵としてp氏の相談に乗るなどしている。ただし、石田氏は、M社との間でGMとしての雇用契約等は締結していないとのことである。この点に関し、石田氏は、2019年5月、当社のf氏に対し、M社との間で明確な契約はないがボランティアでGMを兼業すること、M社の記者会見において石田氏が露出する可能性があることをメールで相談しており、f氏は「法的には全く問題ありませんが、もしも石田さんの肩書としてFBの名前がメディアに出るようなことがあれば、広報の整理のため、事前に教えていただければ。」と返信している。

石田氏は、M社との間で、同社が設立されたから
までの1年間を対象として、同社から石田氏個人にアドバイザー業務を提供するという内容の業務委託契約を締結し、石田氏からM社に対して円の報酬を支払っている。

石田氏によれば、それ以外に石田氏とM社（その株主及び役職員を含む。）との間で取引はないとのことである。また、M社は石田氏の会社でなく、石田氏が役員を務める会社でもないが、一定の関係性があることから、当社グループとM社との取引に関しては、通常の外部第三者との取引としての社内プロセスに取引の可否の判断を委ね、契約条件等に関して自身は直接かわらないようにしていたとのことである。

(ii) M社との契約の概要

当社グループはM社との間でスポンサー契約等を締結しており、その内容は下表のとおりである。

当社グループとM社との取引は、基本的にはスポンサー契約であるが、2021年4月期においては、スポンサー契約のほかにM社から当社にアドバイザー業務を提供するという業務委託契約（契約金額2700万円）が締結されている。

また、TONE社とM社の間のスポンサー契約については、Nチームの好成績によ

²⁵ 対外的には石田氏がGMであることは公表されていない。

りスポンサー資金を必要としなくなったという事情から、解消となり、吸収分割により TONE 社の契約上の地位を承継した DTI 社へ全額返金された。

	契約書名	契約当事者	締結日 (契約期間)	契約 金額 (万円)	契約内容
1	スポンサー契約書	TONE 社	2019/11/20 (2019/7/26 ～2020/7/25)	500	ユニフォーム・バックパネル等へのロゴ掲出、肖像等の広告使用許諾、日常スマホ使用と SNS 発信など。
2	スポンサー契約書	DTI 社	2021/3/4 (2020/5/1 ～2021/4/30)	600	TONE 社との契約と同内容の基本スポンサード (ロゴ掲出、肖像使用、イベント出演、スマホ開発協力等)。
3	業務委託契約書 (コンテンツ制作)	当社	2021/4/30 (2020/5/1 ～2021/4/30)	2,700	p 氏のコーチング・マネジメント知見等のコンテンツ化に対するアドバイス、及び生じた知的財産権の甲への完全帰属。
4	スポンサー契約書	当社	2021/4/30 (2021/5/1 ～2022/4/30)	100	ユニフォーム等へのロゴ掲出、肖像等の使用、イベント等への出演 (年 10 回以内)、日常スマホ利用と SNS 発信。
5	スポンサー契約書	当社	2022/10/1 (2022/10/01 ～2023/6/30)	1,500	前年度の内容に加え、遠隔配信システムへの動画・ノウハウ提供、甲の役員従業員向けチームビルディング講習の実施 (年 15 回以内)。
6	スポンサー契約書	当社	2023/8/1 (2023/8/1 ～2024/6/30)	2,300	前年度の内容に加え、フリービットフレームワークスを活用したチームビルディングの 1 年間相互記録、全試合ショットデータの甲への独占的利用権・再利用権の付与。
7	スポンサー契約書	当社	2024/8/1 (2024/8/1 ～2025/6/30)	2,000	前年度と同様の実施体制 (ロゴ掲出、システム協力、フレームワークスを活用した相互経過記録、社員向け講習の実施、ショットデータの独占利用等)。

8	スポンサー契約書 (2026 年準備期間)	当社	2026/3/1 (2026/3/1 ～2026/7/31)	150	競技休止中・来シーズン準備期間の限定的スポンサード。個人戦でのロゴ掲出、来期本格再始動時における甲に対する「優先的スポンサー交渉権」の付与など。
---	--------------------------	----	--------------------------------------	-----	--

(iii) M 社との取引の承認プロセス

M 社との取引の承認プロセスは、「稟議書」に基づき CEO 室が申請し、管理本部や法務・財務部門の回覧審査を経て、代表取締役社長である石田氏の最終決裁となっている。

が導入されてからは、同システムによる「グループ各社共通稟議書（執行役員会付議要望書含む）」に基づき、2026 年度準備期間契約（契約期間としては 2026 年 3 月～7 月分）において CEO 室が申請し、法務・コンプライアンス部門や経理・財務部門のシステム審査、及び執行役員会への付議を経て、代表取締役社長である石田氏の最終決裁を受けるプロセスとなっている。

上記(ii)の表に記載のとおり、2021 年 4 月期に M 社に対する業務委託取引（2,700 万円）が計上されているが、これは 2021 年 4 月 30 日にバックデートで締結されたものである。契約締結が遅延した経緯については、当時稟議書の起案者は退職済であり、社内関係者に対するヒアリングでも明確な回答は得られなかった。

また、当該業務委託取引 2,700 万円は税務上寄附金として処理されている。この理由については の氏によれば、M 社との面談記録はあり、同社から助言を受けていたことは事実であるというのが会社としての認識であるが、税務上損金処理をするための客観証拠が弱いと考え、顧問税理士と相談の上で寄附金として処理をしたとのことである。

(iv) M 社との取引に基づく業務の実施状況（成果物の有無等）

当社と M 社の間の各契約における成果物等の確認状況は、下表のとおりである。

当社と M 社の間のスポンサー契約は、当初 TONE 社が締結し、DTI 社の契約を経て当社が締結しているが、当社が契約当事者となる以前の取引について成果物を確認できる証憑を入手することができなかった。その理由について、過去の契約に係る具体的な成果物については、当時の担当者が既に退職しており、その所在が不明であるとの説明を受けた。TONE 社及び DTI 社の契約においてはロゴの掲出は確認できたが、イベント等への出演、日常スマホ利用と SNS 発信については資料を確認できなかった。

なお、下表にも記載しているとおり、当社と M 社のスポンサー契約において業務とされているイベント等への出演や講習については、「年 10 回以内」「年 15 回以内」などの定めがあるものの、当社からの依頼がなかったために実施されていない年度も多い。

	契約書名	成果物等の確認状況
1	スポンサー契約書	✓ 出場大会において、ユニフォームにロゴ掲出 ✓ その他、イベント等への出演、日常スマホ利用と SNS 発信については、資料を確認できなかった
2	スポンサー契約書	✓ 出場大会において、ユニフォームにロゴ掲出 ✓ その他、イベント等への出演、日常スマホ利用と SNS 発信については、資料を確認できなかった
3	業務委託契約書(コンテンツ制作)	✓ 石田氏と p 氏との間でのミーティング記録 ✓ [REDACTED]を使ったチームビルディング講習
4	スポンサー契約書	✓ 出場大会において、ユニフォームにロゴ掲出 ✓ イベント等への出演については、当社からの依頼がなく実施されなかった
5	スポンサー契約書	✓ 出場大会において、ユニフォームにロゴ掲出 ✓ 国内・海外ツアーにおいて TONE 端末を活用した YouTube 配信・発信 ✓ イベント等への出演については、当社からの依頼がなく実施されなかった
6	スポンサー契約書	✓ 出場大会において、ユニフォームにロゴ掲出 ✓ TONE 端末を活用した YouTube による海外ツアーのリアルタイム中継・独自配信 ✓ YouTube でのチーム独自配信上にロゴ掲出や、ほぼ全試合を保存・アーカイブ化 ✓ 2023 年 11 月、2024 年 2 月に研修の実施
7	スポンサー契約書	✓ 出場大会において、ユニフォームにロゴ掲出 ✓ TONE 端末を活用した YouTube による海外ツアーのリアルタイム中継・独自配信を実施 ✓ YouTube でのチーム独自配信上にロゴ掲出や、ほぼ全試合を保存・アーカイブ化 ✓ 役員・従業員向け講習については、当社からの依頼がなく実施されなかった

8	スポンサー 契約書(2026 年準備期間)	✓ 出場大会において、ユニフォームにロゴ掲出 ✓ 優先的スポンサー交渉権についてはp氏との合意あり ✓ 役員・従業員向け講習については、当社からの依頼がなく実施されなかった
---	-----------------------------	--

(v) 小括（M社との取引に対する評価）

石田氏はM社の株式を所有しておらず、役員でもないことから、M社は当社の関連当事者には該当しない。また、当社とM社との取引は、第三者との取引として社内での承認手続が実施されている。

M社との取引に対する成果物等については、一部証憑を入手することができなかったが、ヒアリングでは各取引の内容について一定の説明は得られており、取引が実在しないことを示す積極的な事実は見当であった（なお、スポンサー料が成果物に見合っているかどうかについては、当委員会としては判断できない。）。

もっとも、2021年4月期の業務委託取引（2,700万円）については、契約書が契約期間の満了日である2021年4月30日にバックデートで締結されており、その経緯についても社内関係者から明確な回答を得られていない。また、当社自身、税務上損金処理をするための客観証拠が弱いと判断し、同取引を寄附金として処理している。この点については、役務提供の裏付けが十分でないまま相当額の支出が行われたと評価せざるを得ず、承認プロセスの運用面にやや問題があったと考えられる。

(2) 当社とO社との間の取引について

(i) O社と取引を開始した経緯

O社は[]音楽プロジェクト「Pプロジェクト」の運営及びその関連業務を行っている法人である。当社の連結子会社である株式会社フルスピード（以下「FS社」という。）が行っているアーティストや俳優などのファンコミュニティを運営するためのプラットフォーム事業（Stand Alone事業）や、当社が行っているWeb3関連実証実験の協力先である。

当社とO社との関係は、2013年にfreebit mobileブランドのTVCMを展開した際にその演者として[]が起用されたことから始まっている²⁶。石田氏によれば、その後、Pプロジェクトが事務所から独立する際の相談に乗る一方で、エンターテインメント業界の知見を彼らから得るなどして関係性を深めていったとのことである。

²⁶ CM制作は広告代理店に発注しているため、当社とPプロジェクトとは当時直接の取引関係にはない。

石田氏は O 社の株式を所有しておらず、役員にも就任していないが、プロデューサー²⁷として事業活動についての助言を行っている。

石田氏は、O 社との間でプロデューサーとしての雇用契約等は締結していないとのことであるが、2019 年に O 社から業務委託収入²⁸を得ている。石田氏によれば、O 社の活動が無償で支援していたところ、石田氏の顧問税理士から当該行為が税務上労務の無償提供とみなされるリスクがあるとの指摘を受けたため、石田氏が O 社に対して負担した諸々の支払に相当する金額を業務委託報酬として受領することにしたものとのことである。

石田氏によれば、その他に O 社（その株主及び役職員を含む。）との間で取引はないとのことである。また、O 社は石田氏の会社でなく、石田氏が役員を務める会社でもないが、一定の関係性があることから、当社あるいは FS 社と O 社との取引に関しては通常の外部第三者との取引としての社内プロセスに取引の可否の判断を委ね、契約条件等に関して自身は直接かかわらないようにしていたとのことである。

(ii) O 社との契約の概要

当社グループと O 社との取引内容は、下表のとおりである。

当社グループと O 社との直接の取引は、2020 年頃から始まっており、①P プロジェクトのアーティスト活動（楽曲制作、ライブ公演、ファンとの交流等）を通じて得られる知見やノウハウをインフルエンサー領域における新規事業開発に活かすための実証実験や情報収集を目的とした業務委託契約、②音楽活動を支援するスポンサー契約、③楽曲使用許諾という形で始まっている。その後、当社グループの新規事業（FS 社の Stand Alone 事業や当社の Web3 実証実験）のパートナーへと関係性が継続的に発展している。

O 社との業務委託契約は FS 社が締結しているが、当社の Web3 実証実験への協力もあることから、2024 年 5 月以降の O 社に対する支払いについては、当社と FS 社の間で業務委託費を 50%ずつ負担する契約が別途締結されている。

	契約書名	契約当事者	締結日 (契約期間)	金額 (万円)	契約内容
1	業務委託契約書	当社	2021/4/30 (2020/5/1 ～2021/4/30)	2,400	アーティスト活動を通じて得られる知見やノウハウを、イン

²⁷ 対外的には石田氏が GM であることは公表されていない。

²⁸ 業務委託収入の金額について、石田氏に確認したところ、年度が古いため税務申告書が残されていないということで正確な金額は確認することができなかった。ただし、税金等も考慮して実質的に百数十万円が石田氏に戻されたとのことである。

					フルエンサー事業の 仕組み構築等に活か すアドバイザー業 務。
2	発注書（2021- 0313）	当社	2021/4/30	2,600	広報宣伝活動等で利 用する指定楽曲 5 曲 （「 XXXXXXXXXX 」 「 XXXXXXXXXX 」等）の 制作アレンジ及び独 占使用許諾。
3	スポンサー契 約書	当社	2021/4/30 （2021/5/01 ～2023/4/30）	300	ライブツアー、アル バム制作、アプリ開 発、YouTube 販促等、 P プロジェクトの音 楽活動に対するスポ ンサー支援。
4	楽曲使用許諾 契約書	FS 社	2022/4/30 （2021/11/01 ～2022/4/30）	2,400	楽曲 2 曲（ XXXXXXXXXX 等）の事務所内 BGM 利用、営業活動、 StandAlone 機能検証 等での使用許諾。
5	業務委託契約 書	FS 社	2023/4/10 （2022/7/01 ～2023/4/30）	2,400	XXXXXXXXXX 修正・運営 協力、新機能（プレイ ヤー等）開発検証、新 曲 2 曲先行配信及び 番組テスト、レポート作成。
6	業務委託契約 書	FS 社	2024/5/21 （2023/5/01 ～2024/8/31）	2,400	XXXXXXXXXX 機能修正・ テスト、アプリ連動 ツアー等新ビジネス モデルの検証、検証 レポート作成。
7	業務委託契約 書	FS 社	2025/4/30 （2024/9/01～ 2025/4/30）	2,400	アプリ修正・課金シ ステム改善、Web3 推 進検証、ユーザー提 供用コンテンツ（壁

					紙等)制作、レポート作成。
8	業務委託契約書	FS 社	2026/4/10 (2026/1/01～ 2026/4/30)	2,400	アプリ修正・Web3 検証・コンテンツ制作、新規会員集客施策の実行と分析・改善案提言、レポート作成。

(iii) O 社との取引の承認プロセス

O 社との取引の承認プロセスは、当社が直接契約・発注を行っていた期間（契約期間としては 2020 年 5 月～2023 年 4 月分）においては、「稟議書」に基づき CEO 室が申請し、経理確認や法務・管理本部の審査を経て、代表取締役社長である石田氏の最終決裁となっている。

その後、契約主体が当社から FS 社に移管された後は、FS 社における「契約稟議書」に基づき、新規事業開発室（2022 年 5 月）、新規事業開発部（2023 年 4 月）、クリエイターソリューション部（2024 年 5 月）が起案し、法務総務部や部門長、本部長の審査を経て、代表取締役社長の j 氏の最終決裁となった。さらに、電子決裁として ████████ が導入されてからは、同システムによる「契約申請」に基づきクリエイターソリューション部が申請し、法務部や部門長、本部長のシステム審査を経て、代表取締役社長（j 氏、のちに ████████ 氏）の最終決裁を受けるプロセスとなっている。

上記(ii)の表に記載のとおり、O 社との業務委託契約については、その大半が契約期間の終期に近いタイミングで締結されている。その理由について、FS 社の元代表取締役社長である j 氏にヒアリングしたところ、O 社の協力は FS 社の Stand Alone 事業にとって必要であるが、契約条件については交渉に時間を要する傾向があり、そのなかで年度を超えない形で契約締結を目指していた結果とのことである。

なお、O 社への支払いについて、M 社のように税務上寄附金として処理されたものはない。

(iv) O 社との取引に基づく業務の実施状況（成果物の有無等）

当社と O 社の間の各契約における成果物等の確認状況は、下表のとおりである。

2021 年度の業務委託について、楽曲作成やライブ配信について確認できたが、ライブ配信データやライブストリーミングシステムの開発にかかった工数に関する資料は確認できなかった。また、FS 社の楽曲利用許諾について、FS 社でどのように利用されたのかも確認することができなかった。FS 社の業務委託について、2023 年度

と 2024年度は担当者の退職により「検証結果レポート」の所在が不明で確認することができなかったが、アプリを利用した実証実験が実施されていることを確認した。2025年度と2026年度は「検証結果レポート」の確認をしたが、2025年度については新ビジネスモデルの検証は見送られたため実施されておらず、2026年度の新規会員の集客施策は現時点では〇社との間で確認中となっている。

	契約書名	成果物の確認状況
1	業務委託契約書	✓ 収録された全てのYouTube動画と再生回数 ✓ 2020年5月～12月の期間中に行われたライブ配信データ ✓ ライブ配信データ・ライブストリーミングシステムの開発にかかった工数の記録については確認できなかった ✓ 活動記録及びノウハウ提供の記録
2	発注書(2021-0313)	✓ 納品物のCD 及び納品書
3	スポンサー契約書	✓ コロナ禍での実証実験としてアプリを利用した体温報告によるライブの実施施策について確認
4	楽曲使用許諾契約書	✓ StandAloneアプリ内において本件楽曲をコンテンツとして活用し、会員への付加価値向上に寄与するか等の機能検証の実施
5	業務委託契約書	✓ 検証結果レポートの提出については、担当者の退職により資料がないとの回答を受けたため、確認できなかった ✓ コロナ禍におけるオンライン販売施策について視聴データにて確認 ✓ 楽曲購入に至る導線の要件定義やアンケートの分析による新機能のユーザーニーズ等に関する検証の実施 ✓ StandAlone上におけるオリジナル新曲2曲の先行配信
6	業務委託契約書	✓ 検証結果レポートの提出については、担当者の退職により資料がないとの回答を受けたため、確認できなかった ✓ コロナ禍での実証実験としてアプリを利用した体温報告によるライブの実施、会員分析のデータを確認 ✓ ツアー楽曲をアプリで先行配信し、会員獲得の検証を実施
7	業務委託契約書	✓ 検証結果レポートを入手 ✓ 新ビジネスモデルの検証については見送られたため実施されず記載なし
8	業務委託契約書	✓ 検証結果レポートを入手

	✓ 集客施策についてはFS社とO社との間でやり取りを継続中
--	-------------------------------

(v) 小括（O社との取引に対する評価）

石田氏はO社の株式を所有しておらず、役員でもないことから、O社は当社の関連当事者には該当せず、O社との取引は第三者との取引として社内での承認手続が実施されている。

O社との取引に対する成果物等について一部証憑を入手することができなかったが、ヒアリングでは各取引の内容について一定の説明は得られており、取引が実在しないことを示す積極的な事実は見当であった（なお、業務委託料等が成果物に見合っているかどうかについては、当委員会としては判断できない。）。

(3) i氏の副業について

(i) i氏の勤務実態

i氏は、M社及びO社との間で雇用契約はないが、一部業務を担当しており、さらに石田氏が所有するCU社等の会社についても業務を担当している。

会社	内容
O社	取材やイベント出演依頼の窓口、対外的な交渉を行うマネージャーのような役割
M社	取材が入った際の広報窓口
CU社	石田氏の

(ii) 副業申請の状況

これらの業務に関する副業申請の状況は下表のとおりである。

(O社の業務に関する副業申請の提出)

提出日	申請内容	雇用形態	主な業務内容	基本勤務形態
2019/8/1	新規	業務の受託	所属アーティストの広報活動	案件発生時
2023/10/10	年度更新	業務の受託	アーティストマネジメント業務	不定期 土日や業務時間外の対応が多

				い
2024/4/26	年度更新	業務の受託	広報、マネージャー業務	不特定

(M社の業務に関する副業申請の提出)

提出日	申請内容	雇用形態	主な業務内容	基本勤務形態
2019/8/1	新規	業務の受託	N チーム運営の チームの広報活動	案件発生時(勤務中など)

(CU社の業務に関する副業申請の提出)

提出日	申請内容	雇用形態	主な業務内容	基本勤務形態
2023/12/20	新規	業務の受託	、広報業務	不特定
2024/4/26	年度更新	業務の受託	、広報業務	不特定

O社、M社及びCU社について副業申請はなされているが、一部年度について申請がなされておらず²⁹、石田氏との業務委託契約に係る業務については副業申請がなされていない。i氏は副業申請がなされていない期間があることについて、副業申請を年度で出さなければならないという認識が十分でなく失念していたものであり、石田氏との業務委託に関して副業申請がなされていないことについて、申請が遅れていたが当該業務委託に関しては、和田氏や清水氏も認識しているはずと述べており、石田氏も当該契約について他の役員も認識しているはずと述べている。しかしながら、和田氏及び清水氏は、石田氏との業務委託について認識していないと述べている。

なお、i氏はこれらの副業について平日日中や土日を含めて業務時間内外を問わず対応しているが、i氏は雇用契約上機密の事務を取り扱う者（職務が経営者又は管理監督者の活動と一体不可分であることから機密の事務を取り扱う者）となっており、通常の勤務時間にとらわれない働き方が認められている。

4 会社からの情報提供（補充メモ）に関する調査結果

(1) 当社による自主点検の概要

当社は、当社及び当社の子会社であるDTI社との取引等を対象として社内自主点検

²⁹ 当社の社内規程では、副業を継続している場合には毎事業年度に申請が必要とされている。

(以下「当社自主点検」という。)を実施した。当社は、当社自主点検の結果を「補充メモ」として整理し、2026 年 6 月 30 日、当委員会に対してその提出を行った。

当社自主点検においては、2022 年 4 月期から 2026 年 4 月期を対象に、経費データ、預金出金データ及び稟議書データを基礎資料とし、経営者の主導性、非定型取引の該当性、支払期間・金額の異常性、関係性の疑義及び年間総額 100 万円超といった 5 つの抽出条件の全てに該当する取引を対象に個別検討が行われ、その上で、不正・不合理な取引の兆候の有無の観点から検討が行われた。その結果、不正・不合理な取引の兆候があると判断された取引（以下「当社選定取引」という。）の一覧（別紙 5）が当委員会に提出された。

(2) 当委員会による当社自主点検の検証

当委員会は当社自主点検の正確性、妥当性及び網羅性を確認するため、客観的かつ独立した立場から以下の検証手続を実施した。

(i) 自主点検の実施範囲及び手続の検証

当委員会は、当社以外の点検対象を DTI 社のみとしたことについて、石田氏が 2021 年 4 月期には代表取締役会長兼 CEO を務め、その後 2022 年 4 月期以降は取締役会長を務めていたことに基づくものであるため、合理的であると評価した。

また、当委員会は、対象期間、取引データの母集団として経費データ・預金出金データ及び稟議書データを基礎資料としたこと並びに不正・不合理な取引の兆候の有無の形式的な判断基準として 5 つの要件を設定したことについて、石田氏による当社グループとの利益相反あるいは競業違反の疑義を検証するという観点からは合理的な設計であると評価した。

(ii) 自主点検の実施主体の中立性の検証

自主点検は当社取締役副社長の柴田氏が自ら実施している。柴田氏は 2024 年 7 月に当社に入社しているが、当社常務取締役に就任したのは 2025 年 7 月のことであり本件株式取得への関与は限定的であることから、当委員会は、自主点検の実施主体として中立性に重要な問題はないと評価した。

(iii) データの整合性及び再計算の検証

点検に用いられたデータと、当社及び DTI 社の会計帳簿（総勘定元帳、残高試算

表)との突合作業並びに再計算を行うことで、抽出ルールに基づく集計ロジックの正確性及びデータ抽出範囲の網羅性を検証し、当社による点検過程に問題はないと評価した。

(iv) 不正・不合理な取引の兆候の有無の判定に関する妥当性の検証

当委員会は、当社自主点検の対象とした取引について、当社から提出された調書に基づく再確認を行い、当社選定取引の他に不正・不合理な取引の兆候が明らかにあると考えられる取引は見当たらないことを確認した。

(3) 当委員会による当社選定取引についての検討

当委員会による当社選定取引についての検討結果は以下のとおりである。

(i) 本調査の背景事情として活用したもの

当社選定取引は、ブロックチェーンアドバイザー業務やハードウェアの保守費用など特許権に関連する取引及び CU 社との業務委託や O 社への業務委託に関連する取引が多くを占めている。当委員会は、これらの取引の存在や内容は、(補充メモの提供前から本調査の対象とされていた) 本件各特許権の帰属等に関する分析(上記第 4) 及び類似事案の有無の調査(上記第 5)における背景事情として活用した。

(ii) 深掘り調査を行ったもの

当社選定取引のうち、青葉台ハウスの件については関連当事者取引に該当する可能性があることから、当委員会が独自に深掘り調査を行った。その結果は、以下のとおりである。

SpinTrust 社が保有する青葉台のマンション(青葉台ハウス)は、当社及び CU 社が実施する会食の場としても利用されていた。これは石田氏等が社外の人と業務提携や戦略検討を行うことを目的としたものであり、出張シェフを利用していたが、当該シェフへの支払費用のなかに青葉台ハウスの場所レンタル代(時間単価 3,000 円・税抜)が含まれていた。したがって、当該シェフへの支払いを通じて SpinTrust 社に会場のレンタル料が間接的に支払われていたことになる。

青葉台ハウスの場所レンタル代は以下となる。

会計年度	金額（円）
2022 年 4 月期	0 円
2023 年 4 月期	0 円
2024 年 4 月期	0 円
2025 年 4 月期	0 円
2026 年 4 月期	当社 115,500 円 CU 社 15,000 円

この点、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」の第 8 項では「形式的・名目的に第三者を経由した取引で、実質上の相手先が関連当事者であることが明確な場合には、開示対象に含めるものとする」とあり、第三者であるシェフを経由していたとしても、場所レンタル代は SpinTrust 社に支払われているものであり、実質上の相手先は関連当事者となると解される。

当該会食における青葉台ハウスの指定は石田氏によるものと考えられ、石田氏が代表を務める会社との取引であることから、企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」の第 13 項(4)における「役員及び個人主要株主等」に該当すると考えられる。一方で、同適用指針の第 16 項においては、「関連当事者が個人の場合」は、「1,000 万円を超える取引については、すべて開示対象となる」とある。会食における場所レンタル代は、上表のとおり、1,000 万円未満であることから金額的重要性の観点では結果的に開示対象ではなかった。

石田氏は、当該シェフ経由での SpinTrust 社への場所代支払いについて、関連当事者取引に該当する可能性を認識していたとしつつ、適切に処理するよう清水氏に依頼して支払方法は一任しており、回避目的で間接的な支払方法を選択したものではないと説明した。一方、清水氏は石田氏からの説明を少額かつスポットの取引と理解し、関連当事者取引に該当する可能性があるとの認識は持たず、管理部門への共有までには至らなかった。そのため、管理部門は役員からの「関連当事者調査のお願い」による申告がなければ取引の把握はできないことから、当該取引について関連当事者取引の検討はされていなかった。

(iii) その他

当社選定取引のうち、上記(i)及び(ii)以外の取引については、取引の規模等に照らし重要性が低いと判断し、本調査の対象として取り扱わなかった。

5 アンケート・情報提供窓口寄せられた情報に関する調査結果

(1) アンケートに寄せられた情報に関する調査結果

本アンケート調査の結果、当委員会としては下記の２つの事案について深掘り調査を行った。その他にも石田氏による公私混同が疑われる事象の指摘もあったものの、当社に与える影響の重要性等を考慮して、当委員会としては、改めて深掘り調査までは不要と判断した。

(i) 石田氏と C 社の顧問契約

石田氏は2021年6月から2025年6月までC社の社外取締役役に就任していたが、社外取締役の辞任と合わせて石田氏個人とC社との間で顧問契約の締結を検討していたとの情報が複数寄せられたため、競業取引に該当する可能性があるものとして調査を行った。その結果、以下の契約が確認された。

	契約書名	契約当事者	締結日 (契約期間)	金額 (万円)	契約内容
1	顧問 契約書	C社・石 田氏	2025/7/1 (2025/7/1～ 2026/6/30)	■	① ■■■■■ ■■■■■ ② ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ③ ■■■■■ ■■■■■
2	顧問 契約書	C社・石 田氏	2026/7/1 (2026/7/1～ 2027/6/30)	■	① ■■■■■ ■■■■■ ② ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ③ ■■■■■ ■■■■■

石田氏は顧問契約締結について、2025年5月15日の指名報酬委員会において、顧

問契約締結について諮り、社外取締役である米谷氏・竹田氏から肯定的な意見を得ている。なお、当該委員会には、事務局の清水氏とオブザーバーである土岐氏も同席していた。社外取締役からは最終的な契約書はあらためて確認する旨の発言がなされていたが、実際には契約書の確認はなされておらず、具体的な契約内容は清水氏ら常勤取締役も把握していなかった。

当該契約書には、C 社が「[REDACTED]」との条文もあり、当該業務が当社の事業と関係性を有していることは明らかであり、競業取引に該当するのであれば、取締役会で正式な承認を受ける必要があったと考えられる。

石田氏は、当該委員会の前に、当時当社の取締役に就任する前の柴田氏にも顧問契約のことを相談しているが、柴田氏は競業取引に該当する可能性があること等を指摘した上で顧問契約に反対している。したがって、石田氏は競業取引に該当する可能性があることを認識していたと考えられるが、社外取締役の同意を得たのみで取締役会での正式な承認を得ることをせず、かつ社外取締役と最終的な契約書の確認手続も行わなかった点は、代表取締役として競業取引に関する規範意識が不十分であったと考えられる。この点、指名報酬委員会に事務局として同席していた清水氏も同様に認識が甘かったと言わざるを得ない。

(ii) 石田氏による軽井沢研修所の利用状況

当社は軽井沢に研修施設を保有しているが、当該施設について、①施設の一部が石田氏の個人所有であり、当社が支払っている施設管理にかかる業務委託費が石田氏の所有部分にまで及んでいるのではないかと、②従業員利用よりも石田氏及びその家族の使用頻度が高く実質的には石田氏個人の別荘のように使用されているのではないかと³⁰、という情報が複数寄せられた。

当委員会では利益相反の可能性があることから深掘り調査を行った。その結果、①については、当該施設の一部が石田氏を含む当社以外の所有であるという事実は認められなかった。また、②については、確かに使用申請書を閲覧する限り石田氏による申請が多くを占めているが、使用申請自体は社内規程に従って実施されていた。

したがって、軽井沢研修施設の使用状況について利益相反があるとまでは認定されなかった。

(2) 情報提供窓口寄せられた情報に関する調査結果

情報提供窓口への情報提供は2件であった。石田氏による公私混同が疑われる事象

³⁰ 当該研修施設は、役職員及びその家族による保養目的での使用自体は認められている。

の指摘もあったものの、当委員会としては、改めて深掘り調査までは不要と判断した。

6 その他（石田氏による関連当事者取引の申告漏れ）

最後に、本調査の過程において、石田氏又はその配偶者が支配する会社に関して、「関連当事者調査のお願い」に回答がなかったことが判明したため、当委員会は、念のために以下の調査を行った。

当社では財務諸表に開示する必要がある関連当事者取引を把握するために、当社の役員等に対して「関連当事者調査のお願い」を毎年度実施している。調査の結果、以下の会社については、回答対象であるにもかかわらずアンケートに記載がなかった。

対象会社	内容
株式会社 SpinTrust	石田氏が代表を務める会社
株式会社石田	石田氏の配偶者が所有・運営する資産管理会社 石田氏は役員ではない

石田氏によれば、当社グループと取引のない会社については申告する必要がないと認識していたとのことである。実際、これらの会社と当社及びその連結子会社の間に 2026 年 4 月期まで直接の取引実績はないが、アンケートの設問は、石田氏の認識とは異なり、当社グループと取引のない会社についても申告を求める内容となっていた。

第6 原因分析

1 はじめに

本調査の結果、当委員会としては、前記第4で詳述したとおり、本件各発明は「職務発明」に該当し、当社には法定通常実施権（特許法35条1項）が認められるほか、一連の経緯に照らし、当社が本件特許を受ける権利を主張できる可能性も否定できないと考えている。このような当委員会の見解を前提とした場合、当社では、本来であれば当社に帰属すると整理されるべきであった可能性のある本件特許を受ける権利が、当然のように石田氏の個人会社であるCU社に帰属するものと整理され、CU社が本件各特許権を保有するという前提で本件株式取得が実行されたことになる。

かかる事態を招いた原因としては、第一に、当社及び石田氏自身において「職務発明」に関する正しい理解を有しておらず、かつ、「職務発明」に関する適切な管理体制が構築・運用されていなかったことが指摘できる（後記2）。これが本件の直接的な原因である。

第二に、そのような特許法の理解不足にとどまらず、石田氏自身の利益相反・公私混同に対する規範意識が弱く、当社グループにおいても石田氏の利益相反・公私混同に対する適切な管理がされていなかったことである（後記3）。これが本件を招いた最大の要因であったと考えられる。

第三に、当社グループ（特に管理部門）において石田氏への過度の付度から適切な牽制機能を発揮できておらず、社外役員による牽制機能を発揮させるための環境整備がされていなかったことも、本件を招いた要因であったと言わざるを得ない（後記4）。

2 職務発明に関する理解・管理不足

(1) 当社における職務発明に関する管理体制の不備

当社は、インターネットビジネス支援等を事業目的として2000年5月に設立されたいわゆるベンチャー企業であり、石田氏の主導の下、R&D部においてインターネットビジネスやブロックチェーン技術に関する研究・開発を進めるなど、新規技術開発やそれに伴う特許の取得についても積極的に行っている会社である。

にもかかわらず、当社の職務発明規程は、2007年（平成19年）5月1日に改訂された後、複数回の特許法改正があったにもかかわらず、一切見直されることなく現在に至っている。そのため、2015年の特許法改正による職務発明制度の見直しを踏まえた改訂も行われていない。

また、当社では、本各規程において社員の発明考案に関する各種手続が定められているものの、その内容の周知徹底は図られておらず、実際に本件各発明以前に職務発

明として複数件の特許出願が行われた際も本各規程所定の手続が履践されておらず、報奨金の支払も一切行われていない。

社員による発明考案について特許出願するかどうかの判断についても、一定の判断基準・プロセスが定められているわけではなく、R&D 部部長である a 氏が、当社の特許出願を担当する外部の弁理士に対して特許取得の可能性を相談し、特許取得の見込みがあるとの回答を得た段階で法務部を関与させて手続を進めており、その過程において発明届に相当する書面が提出されたり、複数名で審議されたりすることではなく、あくまでも a 氏の判断（場合によっては石田氏の指示）で特許出願が行われていた。

以上のとおり、当社は、新規技術開発を積極的に進めるベンチャー企業であり、役員による特許出願も行われていたにもかかわらず、職務発明に関する社内規程は適切に改訂されておらず、本各規程に基づく手続も履践されておらず、属人的かつ場当たり的な運営が行われていた。

その結果として、本件各発明に関与した a 氏・b 氏は職務発明に関する正しい認識・理解を有することなく、当社の管理部門（法務部等）においても、本件各特許権の帰属に関して適切な管理を行うことができなかったため、本件各特許権についてはその帰属の是非について特に議論されることもなく、石田氏個人が支配する CU 社に帰属することになったものである。

なお、職務発明に該当するかどうかの判断に当たっては、（本件でも問題となった）副業申請の有無という点が重要な要素になり得るが、当社では、副業申請に関しても、就業規則及び従業員の副業に関する運用細則で一応の定めはあるものの、実際には a 氏・b 氏ともに申請しておらず、特許に限らず所定の手続を正しく履践するという意識が弱いように見受けられる。

(2) 石田氏自身の職務発明に関する理解不足

以上のとおり、当社においては、職務発明に関する管理体制が脆弱であったために本件各特許権の帰属に関して適切な管理ができなかったものであるが、一連の事実経緯を見る限り、石田氏自身は、職務発明に関して一定の認識を有しており、本件各特許権を当社ではなく個人に帰属させるように留意しながら行動してきたことがうかがえる。

また、石田氏がそのように行動した動機として、当社を欺いて個人で本件各特許権を取得しようとしたものとまでは認められず、おそらくは職務発明に関する不正確な理解の下、会社の業務としてではなく個人として研究・開発を進めたものであれば、その特許権は会社ではなく個人に帰属することになると思い込んでいた可能性が高い。関係者のヒアリングを通じて当委員会が受けた印象としても、石田氏は、自身のアイディアに対するこだわりが強いとのことであり、また、石田氏としては、ブロッ

クチェーンに興味を示して当社へ提案した際に田中氏（当時の代表取締役社長）や清水氏に反対されたという経緯もあったため、当社の反対の下で個人的に主導して進めてきた研究・開発である以上、会社ではなく個人で権利を取得するべきと考えていたものと推察される。

しかし、前記第4・2で記載したとおり、職務発明の要件である「使用者等の業務範囲」は実務上かなり広く解釈されており、企業の方針の一環としてなした発明は、原則としてほとんど使用者の業務範囲に入ると解される。また、本件各発明に向けた研究・開発に従事していたのは石田氏・a氏・b氏の3名だけであり、いずれも当社の役員であって、当社の業務時間内に当社内（CEO室）で定例会を開催するなどしていたから、使用者等の「職務」に該当することも明らかであり、本件においては職務発明に該当する（当社に法定通常実施権が認められる）と考えられる。

もちろん、職務発明に該当するかどうかを判断するにあたっては、特許法に関する専門知識が必要となるため、法律専門家ではない石田氏が正確に理解していなかったとしてもやむを得ない面もあるものの、本件各特許権は当社が進めるブロックチェーン事業にとって重要なインフラであり、本件株式取得における譲渡価額（約5億円）の評価の基礎となっている以上、知的財産法（特許法）を専門とする弁護士に相談するなどして慎重に検討すべきであった。そして、知的財産法（特許法）の専門弁護士に研究・開発の経緯等を正確に伝えた上で相談していれば³¹、本件においては職務発明に該当すると判断されて、本件株式取得における譲渡価額についても適正な株価算定がなされた可能性が高い。

このとおり、石田氏が、職務発明に関する不正確な理解の下、本件各特許権は会社ではなく個人に帰属させるべきであると考えて行動したことが、本件を招いたものと考えられる。

3 利益相反・公私混同に関する規範意識・規律の弱さ

(1) 石田氏の規範意識の弱さ

以上のとおり、本件を招いた直接の要因は、当社及び石田氏個人において職務発明に関する正しい認識・理解を有しておらず、適切な管理体制が構築されていなかった点にある。しかし、それだけではなく、より大きな要因として、石田氏自身が、当社グループと石田氏との利益相反や公私混同に関して甘い認識を有しており、より厳しく言うならば、規範意識が弱いという点を指摘できる。

³¹ 本件においても、本件株式取得に向けた法務DDの過程で清水氏・f氏が法務DDを担当する法律事務所に相談しているが、同事務所は、石田氏・a氏・b氏が当社の業務とは明確に区別して本件各発明に向けた研究・開発を行っていたという誤った説明を受けており、かかる事実を前提として検討した結果、職務発明に関する正しい助言ができていなかったものと推察される。

本件では、本件各特許権を CU 社に帰属させた結果として、当社は本件株式取得の譲渡対価として石田氏へ約 5 億円を支払っている。石田氏が、このような個人的な利得を目的として本件各特許権を CU 社に帰属させたとは認められないものの、結果として石田氏に多大な利益をもたらしたことは事実であり、本件に関しては石田氏と当社の間には明らかな利益相反関係が存在する。

取締役は、会社に対して善管注意義務・忠実義務を負っており、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図ることは許されない。そのため、会社法は、競業取引・利益相反取引については取締役会の承認を要するという規律（会社法 356 条 1 項）を設けているが、仮に会社法の定める競業取引・利益相反取引に該当しない場合であっても、取締役は会社の利益（企業価値）の最大化に努めるべきであり、会社の利益より自己又は第三者の利益を優先するといった姿勢（いわゆる公私混同）は許されない。これは、上場企業の取締役であれば当然に認識しているべき規範である。

したがって、当社の代表取締役社長を務める石田氏には、本件各特許権を CU 社に帰属させるという利益相反が問題となる場面において、上記取締役としての忠実義務に照らして自分の行動を規律することが求められる。しかも、石田氏は、本件各発明に向けた研究・開発を a 氏・b 氏と自分自身の 3 名だけで行っていたこと（当社従業員以外の第三者は全く関与していないこと）や当社の業務時間内に本件各発明に向けた定例会を行っていたことを認識していた。そのような事情を認識していた以上、たとえ職務発明に関する正しい認識を有していなかったとしても、取締役の忠実義務として、本件各発明の成果として取得する本件各特許権を個人で取得してよいものかどうか疑問を持つべきである。

実際、本件株式取得に際して設置された特別委員会では、法務 DD 等を通じて CU 社には独自の従業員がおらず当社従業員だけで業務を行っているという実態を初めて認識した複数の特別委員（社外取締役）から、そのような実態に照らして本件株式取得は取引として公正と言えるのかどうか、また、CU 社と当社の業務内容が非常に近いものである中、本件各特許権は明らかに CU 社の成果物と言えるのかといった疑問が呈されている。これらの疑問は、まさに取締役としての忠実義務に基づく規範意識の中から生まれたものであり、特別委員たる社外取締役らは健全な規範意識をもって上記意見を述べていたと言える。しかるに石田氏は、本件各発明に向けた研究・開発の実態を以前から認識していたにもかかわらず、そのような疑問を一切持つことなく、本件各特許権を CU 社へ帰属させている。

それだけでなく、石田氏は、CU 社が本件各特許権を保有することを前提として、当社との間で本業務委託契約を締結し、相当な額の業務委託料を受け取っている（契約名義は CU 社であるが、受け取った業務委託料のかなりの部分が石田氏の個人会社に対する家賃支払いや石田氏への借入金返済などに充てられている。）。また、M 社及び O 社は、石田氏が出資し又は役員を務める会社でないにせよ、当社における業務上の

必要性はさほど高くないと考えられる中、石田氏との個人的なつながりを背景として、多額のスポンサー料・業務委託料が支払われている。本調査の開始前に会計監査人に対して両社に対する支払いの妥当性に関する匿名通報がされていたこと、また、当委員会が設置した情報提供窓口にも石田氏との個人的なつながりで不適切な取引がされているのではないかという通報が複数あったことを勘案すると、当社グループの従業員の目から見ても、石田氏が関与する一部の取引に対して公私混同の疑いを持たれていることがうかがえる。

これらの事情を勘案すると、石田氏は、利益相反・公私混同に関する規範意識が弱いと評価せざるを得ず、このような石田氏自身の規範意識の弱さが本件を招いた最大の要因であったと考えられる。

(2) 当社グループにおける利益相反・公私混同に関する管理体制の不備

石田氏自身の規範意識の弱さに加え、当社グループの側においても、利益相反・公私混同に関する管理体制が脆弱であり、そのため牽制機能を十分に果たすことができていなかった。

まず、会社法上、取締役による競業取引・利益相反取引については、取締役会に取引の概要を報告して承認を得る必要がある（会社法 356 条 1 項）。しかし、当社においては、石田氏が自己又は CU 社のために行った技術開発・研究に関する取引について、特別委員会における問題提起を受けて 2025 年 9 月の臨時取締役会に上程するまで、競業取引としての承認決議を取っていないかった。また、類似事案調査において判明した石田氏と C 社の間の顧問契約についても、競業取引に該当するのであれば取締役会の承認が必要であるが、指名報酬委員会に報告して了解を得たのみで、取締役会における承認決議を取っていないかった。

さらに、CU 社との間の本業務委託契約についても、最初に締結する際には 2023 年 11 月の定時取締役会で利益相反取引としての承認を受けているものの、その後の追加の開発委託（2024 年 1 月）や業務委託費用の増額（2024 年 6 月）に関しては改めて取締役会決議を取ることなく、報告のみで済ませていた。さらに、利益相反取引の承認決議において、契約内容の軽微な変更を清水氏に一任することとした上で、新たに発生した特許権の帰属に関する取り決めを石田氏に有利な内容へと変更していた。

そのほか、本件株式取得に当たっては、石田氏と当社の上に利益相反関係があることから特別委員会を設置して適法なプロセスを経ているものの、当社アドバイザーの専門性及び独立性に問題がないとして、特別委員会独自のアドバイザーを選任していない。また、当社と法務アドバイザーの協議により、当社と CU 社との間の契約（本業務委託契約などが含まれる。）を法務 DD の対象範囲から除外している。本調査の結果、当社又は石田氏において恣意的にプロセスを簡略化したということではないと認

められるものの、本件各特許権を CU 社に帰属させることとなった一連の経緯や当社における石田氏の創業社長としての影響力の強さ等の事情を勘案すると、本件株式取得はかなり利益相反性の高い取引であったと言わざるを得ず、(結果論ではあるが) 特別委員会独自のアドバイザーを選任してより厳格なプロセスを経ることが望ましかったと考えられる。

このとおり、当社では、競業取引・利益相反取引についての承認プロセスが適切かつ十分に実施されておらず、やや甘い運用となっていたと言わざるを得ない。

それに加えて、本調査では、会計監査人に対する通報 (M 社及び O 社との取引)、及びアンケート・情報提供窓口に寄せられた情報 (石田氏との個人的なつながりを背景とした不適切な取引の疑い) などから、石田氏の個人としての活動が当社グループの事業と密接に関連しており、当社グループにとって業務上の必要性があるのかどうか明確な整理がされないまま取引に至っているのではないかと疑われてもやむを得ない事例が散見されている。これらの取引については、石田氏としては業務上の必要性を感じており、所定の稟議プロセスを経て承認されたものであるため、違法・不当なものではない。しかし、石田氏の個人的活動と会社の事業との関係性が明確に整理されていないために社内でも公私混同という疑義を感じる社員がいる (だからこそ、通報につながっている) ということであり、社員から石田氏の行動に疑念を持たれるような状況というのは望ましいものではない。また、石田氏の個人的な活動と当社グループの事業がどのように関連しているのか (関連していないのか) を整理し、当社にとっての業務上の必要性をきちんと確認した上で取引を承認するというプロセスを明確化しておかないと、当社グループとして利益相反取引・関連当事者取引の管理が適切に行われないという状況を招くことになる。

このように、当社グループでは、利益相反・公私混同に関する管理体制が脆弱であり、そのため牽制機能を十分に果たすことができなかったこともまた、本件を招いた要因であると考えられる。

4 創業社長 (石田氏) に対する付度とそれによる牽制機能の形骸化

(1) 社内管理部門等における石田氏への付度

以上のとおり、当社グループでは、利益相反・公私混同に関する管理体制が脆弱であったと考えられるが、そのような脆弱性をもたらした背景には、社内取締役を含む社員らにおいて石田氏の意向を付度するという組織風土が影響している可能性が高い。石田氏は当社の創業者であり、長年にわたり当社グループの技術・事業戦略の中核を担っていた。そのため、社内において石田氏の企画案件には高い優先順位が与えられ、石田氏の意向に反対意見を述べにくい、あるいは疑問があっても深い検証を行

にくい、という組織風土が形成されていたのではないかと考えられる。

実際、当委員会の実施したヒアリングにおいても、技術に関する研究・開発においては、社員らが石田氏の高い知見を信頼し、頼っている様子がうかがえる。そのため、石田氏の主導する研究・開発プロジェクトに対して他の役職員から異論が出るということはないように見受けられる³²。

また、当社の管理部門を担当する清水氏・f氏は、CU社との間で本業務委託契約を締結する際には、業務委託料（100万円）の妥当性についてどのように（取締役会等で）説明すべきかを相談・検討しているほか、本業務委託契約の締結後に会計監査人から委託料の単価・実績について照会を受けた際にも、どのように稼働実績を説明すべきかを相談・検討している。清水氏・f氏は、本来であれば管理部門として、本業務委託契約の必要性、契約金額を含む各契約条件の合理性などを検証し、契約締結後においても成果物の有無等を確認し、契約金額に見合う成果を得られているかどうかを検証すべき立場である。それにもかかわらず、そのような検証・確認を行わないばかりか、必要性・合理性に疑義を抱きつつも取締役会や会計監査人へどのように説明すべきかを検討・相談しており、管理部門としての役割・機能を果たしていない。このような両名の行動からも、石田氏が関与する案件については当社管理部門が十分な牽制機能を発揮できていないことがうかがえる。

このような石田氏に対する付度は、当社内に限ったことではなく、当社グループにおいて石田氏の関与する案件については取引の必要性・合理性が厳格に検証されることがなく、疑問を感じたとしても「経営トップ案件」として容認されていたものと認められる。

もっとも、当委員会による調査を通じて、当社グループにおいて石田氏に対する特別扱いや付度がされるようになった要因として、石田氏が創業社長として強権を振っているとか、役職員に対するパワーハラスメントに類する言動があるといった訴えは認められなかった。むしろ、本調査において当委員会がヒアリングした限りにおいては、当社グループにおける石田氏の存在感や技術・事業を牽引してきたというカリスマ性が、石田氏の社内外における活動を牽制しない、付度とも評価される組織風土を生み出しているようにも見受けられる。

このとおり、石田氏の言動等に理由があるわけではないものの、様々な事情から当社グループ内においては石田氏への付度という組織風土が形成されている。そのような組織風土もまた石田氏による利益相反・公私混同とも見られる言動を牽制できなかった要因であると考えられる。

³² 当委員会のヒアリングにおいても、R&D部は石田氏が好きにできる部署であり、管理が行き届いていなかったという説明が確認されている。

(2) 社外役員による牽制機能の不全

当社グループでは、特に管理部門において石田氏への付度という組織風土が形成されていたことに加え、石田氏自身からも CU 社の業務実態等について正確な情報共有が行われなかったため、取締役会や社外役員へ説明された情報の内容も不正確となり、社外役員による牽制機能も適切に発揮できていなかった。

本件の一連の経緯を見ると、当社では、2022 年 1 月のオフサイトミーティングにおいて、「石田ブロックチェーンプロジェクト」に関する説明が行われ、そこで報告された方針に従って、2022 年 5 月に石田氏と当社の間で本件基本合意書 1 が締結され、2023 年 11～12 月に CU 社と当社の間で本件基本合意書 2 及び本業務委託契約が締結されている。その間の取締役会では、本件各特許権は CU 社に帰属しているという前提で議論が行われ、CU 社の業務内容や CU 社と取引を行うことの必要性・合理性について異論や疑問が呈されることもなかった。しかし、本件株式取得の際の法務 DD で CU 社の業務実態が明らかとなった後、特別委員会において特別委員である社外役員から数々の疑問が示されている。

このとおり、本件株式取得までの間、社外役員から CU 社との取引の妥当性等について質問・意見が出なかったのは、オフサイトミーティングにおいて、ブロックチェーンプロジェクトについては当社のビジネスとして合致しないと判断されたために石田氏が個人で進めてきたという経緯があると説明されたからである。当社の経営判断として、ブロックチェーンインフラ事業を当社の事業として行わず、石田氏が個人で進めてきたという説明を受け、かつ、CU 社には独自の従業員もいて当社から独立して運営されているという印象を受けていたからこそ、社外役員らは、石田氏の個人会社である CU 社と業務委託契約を締結して事業を進めることに関して、特段の違和感を持たずに賛成したものと考えられる。

しかし、実際には、過去に当社がブロックチェーンプロジェクトを事業として行わないという正式な機関決定をしたことはなく、CU 社には独自の社員はおらず当社役員しか業務に従事していなかったものであり、オフサイトミーティングにおけるブロックチェーンプロジェクトに関する説明は実態とは異なるミスリーディングなものであったと言わざるを得ない。この点、石田氏とすれば、過去に田中氏（当時の社長）及び清水氏にブロックチェーンインフラ事業を新規事業とすることに反対されたという認識を有しており、正しい説明をしているつもりだったと思われるが、法的に見れば、社内取締役の間のメール等でのやりとりと会社の正式な機関決定は別物であり、取締役会事務局において、取締役会における説明内容の正確性をより厳密にチェックするべきであったと考えられる。

さらに、本業務委託契約の締結について取締役会に付議する際には、管理部門である清水氏・f 氏が、取締役会において業務委託料（100 万円）の合理性をどのように説

明すべきかを検討・相談しており、本来であれば当社のために CU 社との間で取引条件を交渉すべき立場でありながら、CU 社の立場になって業務委託料のロジックを考えて取締役会へ説明しているようにも見受けられる。

このとおり、当社では、取締役会で異論・疑問が出ることを避け、スムーズに議案の承認を得るために、社外役員に対してミスリーディングな説明を行っている事例が散見されており、その結果として、社外役員による牽制機能の発揮を阻害していると言わざるを得ない。

それに加えて、当社では、本業務委託契約の締結に係る議案が上程された 2023 年 11 月の定時取締役会において、社外役員から、石田氏は CU 社にはオーナーとしてのみ関与し、業務は第三者に任せるべきであるという意見が出され、上記議案は、「善管注意義務に配慮し、CU 社の代表者について早期の交代に努めること」という条件を付して承認可決されたにもかかわらず、この条件は履行されないまま約 2 年にわたり放置されていた。社外役員の上記意見は、石田氏と当社との利益相反リスクを軽減するための極めて適切なものであり、上記議案を取締役会で承認するための条件であったにもかかわらず、それが長期間にわたり放置されているというのは重大な問題であり、取締役会や社外役員による牽制機能を軽視していると言わざるを得ない。

このとおり、本件における一連の経緯において、社外役員は適切に牽制機能を果たすべく努力していたものの、当社の側で社外役員に正しい情報を提供せず、社外役員の意見を踏まえた取締役会決議の条件を長期間にわたり放置するなどしており、かかる当社側の姿勢により社外役員による牽制機能が十分に発揮されていなかった。

第7 再発防止に向けた提言

以上の原因分析を踏まえ、当委員会としては、再発防止に向けた施策として、以下のとおり提案する。

1 職務発明に関する管理体制の整備と周知徹底

(1) 職務発明規程の改訂とそれに基づく管理体制の整備

当社は、新規技術開発やそれに伴う特許の取得についても積極的に行っているベンチャー企業でありながら、特許法改正に伴う職務発明規程の改訂も行われておらず、従業員に対する職務発明制度に関する周知も十分にされておらず、過去の特許出願の際にも本各規程の定める手続は履践されていない。すなわち、職務発明制度に関する本各規程を一応整備しているだけで、本各規程に基づく運用・管理は行われていなかった。

そこで、再発防止に向けた取組としては、特許法の改正を踏まえて職務発明規程を改訂するとともに、本各規程に基づく運用・管理を徹底することが必要である。

まず、当社の職務発明規程については、2007年（平成19年）5月1日の改訂が最後であるため、その後の特許法等の改正を踏まえて必要な改訂を行うべきである。特に2015年の特許法改正では職務発明制度の見直しが行われているため、それを踏まえた改訂を行うことは必須である。

次に、規程を整備するだけでなく、規程に基づく運用・管理を行うことが必要である。当社では、本各規程において社員の発明考案に関する各種手続が定められているにもかかわらず、過去に特許出願が行われた際も本各規程所定の手続が履践されておらず、報奨金の支払も一切行われていないとのことである。さらに、社員による発明考案について特許出願するかどうかの判断基準・プロセスが定められておらず、R&D部部長の一存で特許出願するかどうかが決まっていたということであり、特許出願に関する管理体制はまず整えなければならない。

そのため、本各規程の改訂を検討するにあたっては、特許出願に至るまでの判断基準・プロセスも明確化し、例えば、特許出願の可能性のある発明に至った場合には発明した役職員から発明届に相当する書面を提出させ、それを複数名で審査した上で、職務発明への該当性や特許出願の是非について決定するという手続を定めることが望ましい。特に、本件のような副業に関連してなされた発明については、当社の職務発明か副業先の職務発明かが不明確となる場合も生じうる。職務発明への該当性は客観的に定まるものではあるが、役職員に対する牽制や紛争防止の観点から、特許法35条1項の要件に即して当社の職務発明に該当するか否かの判断基準を規程上明確に

し、判断に迷う発明についても届出を求めることが望ましい。あわせて、本件ではそもそも副業申請自体がなされていなかったが、今後は就業規則及び従業員の副業に関する運用細則に従って副業の申請を適切に行わせた上で、その際に副業先における発明の取扱いも確認し、同規則等に則って適切に許否を判断する運用とすべきである。また、報奨金（相当の利益）の額については、発明の価値が出願後の実施状況等によって変動し得ることから、例えば出願時・登録時は定額とし、実施やライセンスの実績に応じて加算するなど、その算定方法を発明届の様式・提出期限と併せて細則等で定め、周知しておくべきである。そのほか、現在の運用では、R&D 部部長が外部の弁理士に相談して特許取得の見込みがあると判断された段階で法務部を関与させて手続を進めているとのことであるが、当社のようなベンチャー企業において特許戦略というのは非常に重要なはずであり、R&D 部における技術的な検証だけでなく経営戦略・特許戦略という観点から議論する場を設定することも有益である。

(2) 役職員に対する教育・研修

当社では、職務発明制度に関する本各規程を一応整備しているだけで、本各規程に基づく運用・管理は行われておらず、このような運用・管理の実態から明らかなとおり、当社の役職員らの間で職務発明制度に関する正しい理解が定着していなかった。

そのため、再発防止に向けた取組としては、本各規程を改訂し、本各規程に従った運用・管理体制を構築・整備するだけでなく、関係する役職員において、研究・開発から特許出願の可能性のある発明に至った場合に取りべき手続や当社における職務発明制度の内容などに関して正しい理解・知識を得られるよう、例えば、職務発明制度に関するマニュアルの配布や定期的な研修会・説明会の開催などにより、役職員に対する教育・研修を実施すべきである。

なお、本調査では、特許出願に関する管理体制だけでなく、副業申請に関しても、就業規則及び従業員の副業に関する運用細則で定められた申請手続をしていない例が散見されており、役職員に対する教育・研修にあたっては、全般的な社内ルールについても正しく履践することの重要性を周知するべきである。

2 利益相反・公私混同に関する管理体制の強化

(1) 競業取引・利益相反取引に係る承認プロセスの厳格な運用

当社においても、取締役による競業取引・利益相反取引について一定の手続は履践されていたが、その運用において若干甘い対応が見られるところであり、今後はより厳格な運用を徹底することが求められる。

特に当社グループにおいては、石田氏という創業社長を抱えており、競業取引・利益相反取引によるリスクが通常会社よりも相対的に高い状況にある。そのため、石田氏が関与する競業取引・利益相反取引に関しては、甘い解釈・運用を行うことなく、（解釈に迷ったときには取締役会に上程して決議を取るなど）より厳格な運用を心がけるべきである。

そのほか、本件においては、取締役会で承認を得た後で、軽微な修正と称して契約条項を当社に不利な内容に改めていた事実が発覚したが、取締役会において軽微な修正を業務執行取締役に一任するという決議の範囲を拡大解釈し、実質的な変更まで認めてしまうといった対応は取締役会決議を形骸化させるに等しいものであり、そのような対応は絶対に取らないようにすべきである。

(2) 業務上の必要性の検証強化

本調査では、競業取引・利益相反取引には該当しないものの、石田氏との個人的なつながりから業務上の必要性がない取引を行っているのではないかと疑われる事例が散見されている。会社から提供された補充メモのほか、アンケート・情報提供窓口寄せられた情報の中にも、石田氏による公私混同ではないかという指摘を受けた事項が複数含まれていた。これらの指摘は、石田氏の個人的な活動と当社グループの事業がどのように関連しているのか・関連していないのかという整理がされておらず、当社にとっての業務上の必要性を確認できていないことから生じていると考えられる。

そのため、当社グループにおいては、特に業務委託契約・スポンサー契約を締結する場合の稟議プロセスを明確化し、業務上の必要性について確認した上で取引を承認するというプロセスを確立することが必要である。また、ひとたび締結した契約であっても、漫然と契約更新することがないように、定期的に業務上の必要性を確認して見直しを行うことも重要である。

3 創業社長に対する牽制機能の強化

(1) 取締役会事務局の役割・職責の明確化

以上のとおり、利益相反・公私混同に関する管理体制を強化することが求められるものの、当社としても管理体制を整備していなかったわけではない。一定の管理体制を整備していたにもかかわらず、本件に至ってしまった原因の1つとして、創業社長に対する付度という組織風土を指摘できる。

しかし、当社のようなベンチャー企業にとって創業社長の社内における影響力は非

常に大きく、いかに付度しないように心掛けたとしても、どうしても過剰な配慮につながってしまう可能性は否定できない。すなわち、創業社長に対する牽制を強化するためには、社内の管理体制を整備・強化するだけでは不十分であり、社外役員による牽制機能を活用することが必要である。

本調査によれば、当社の社外役員は、本件における一連の経緯の中で適切な意見を述べており、牽制機能を発揮しようと努めており、牽制のために十分な知見を有している。しかし、社外役員がその役割を果たすためには、社外役員に適切な情報が提供されていることが必要であるところ、当社においては社外役員への説明内容が不正確であったため、適切なタイミングで牽制できなかったものである。

そのため、当社においては、社外役員による牽制機能の重要性を改めて認識した上で、取締役会やオフサイトミーティング、その他の場面において、社外役員にどのような情報を提供すべきかについて改めて検証すべきである。

例えば、取締役会における付議基準についても、決議事項・報告事項が適切に定められているかどうかを改めて検証するとともに、特に利益相反・公私混同が疑われる可能性の高い取引については付議基準（取締役会の承認が必要となるレベル）を引き下げ、社外役員の審議を経た上で実行するように見直すことが考えられる。また、取締役会への説明内容が正確かどうか、必要な情報が網羅されているかどうかについても、検証することが必要である。特に、競業取引・利益相反取引に係る議案を上程する場合には、当該取引に関する重要な事実について説明することが求められており、適切かつ十分な説明がされているかどうかに留意する必要がある。これらの検証を行うのは取締役会事務局であるところ、取締役会の事務局機能の強化は、昨今のコーポレートガバナンス・コードの改正においても求められている。当社においても、取締役会事務局の役割・職責を明確にすることで、取締役会における各議案の説明内容の正確性・十分性を確保する必要がある。

(2) 監査役会による牽制の強化

そのほか、社外役員が情報を入手するルートとしては、監査役会を通じた情報収集を強化することも有益である。

当社においては、創業社長による利益相反・公私混同のリスクが高いということを前提として、例えば、常勤監査役が創業社長による経費・交際費の使途、関連当事者取引の有無などについて念入りに確認し、必要に応じて社外監査役へ情報共有して議論することで、牽制機能を強化するといった方法も考えられる。

4 利益相反・公私混同に関する規範意識の醸成

最後に、本件を招いた最大の要因は、石田氏自身の規範意識の弱さ・甘さである。一連の石田氏の行動が個人的な利得を目的としていたとまでは認められないものの、上場企業の取締役として自らの行動が正しいのかどうかという疑念を持つべきであったと考えられ、再発防止に向けては、石田氏自身の規範意識の醸成が不可欠である。

前述したとおり、企業の取締役は、会社の利益（企業価値）の最大化に努めるべき責務を負っており、会社の利益より自己又は第三者の利益を優先するといった姿勢（いわゆる公私混同）は許されない。これが最も重要な規範であることを心に刻み、特許法や会社法の細かい解釈に基づいて許容されるかどうかを検討するのではなく、企業価値の最大化に努めていると言えるかどうかという視点を常に意識する必要がある。

また、石田氏は、当社グループにおける自らの影響力の大きさ、周囲の社員が自分に対して忖度してしまう可能性を自覚した上で、自らの行動を規律することが重要である。例えば、O社・M社との取引について、石田氏自身は、各社との間に一定の個人的な関係があることを考慮して、その契約条件等について自身は直接関与しないように留意し、通常の外部第三者との取引としての社内プロセスに委ねていたと述べている。にもかかわらず、本調査の開始前に会計監査人に対して両社に対する支払いの妥当性に関する匿名通報がされており、当社グループの従業員から公私混同の疑いを持たれている。このような実情を勘案すると、石田氏には、これまで以上に自らを律し、利益相反・公私混同の疑いを持たれかねない取引については自粛・自重する姿勢が求められる。

また、石田氏による自己規律に頼るだけでなく、当社グループの管理部門においても、創業社長の率いるベンチャー企業として、外部から疑いをもたれることがないよう、利益相反・公私混同に関する規範意識を強く持ち、必要があれば石田氏に対して厳しく意見具申して、利益相反・公私混同に関する管理体制を構築・運用していくべきである。

以上

別紙 1

ヒアリング対象者

#	実施日	対象者
1	2026 年 6 月 17 日	清水 高
2	2026 年 6 月 18 日	a 氏、b 氏
3	2026 年 7 月 3 日	b 氏（2 回目）
4	2026 年 7 月 15 日	l 氏
5	2026 年 7 月 15 日	清水 高（2 回目）
6	2026 年 7 月 16 日	a 氏（2 回目）
7	2026 年 7 月 22 日	i 氏
8	2026 年 7 月 23 日	竹田 青滋
9	2026 年 7 月 23 日	和田 育子
10	2026 年 7 月 24 日	f 氏
11	2026 年 7 月 24 日	b 氏（3 回目）
12	2026 年 7 月 24 日	田中 伸明
13	2026 年 7 月 28 日	矢田堀 浩明
14	2026 年 7 月 29 日	竹田 青滋（2 回目）
15	2026 年 7 月 29 日	■■■■
16	2026 年 7 月 30 日	清水 高（3 回目）
17	2026 年 7 月 30 日	■■■■
18	2026 年 7 月 31 日	石田 宏樹
19	2026 年 8 月 4 日	■■■■
20	2026 年 8 月 4 日	g 氏
21	2026 年 8 月 5 日	清水 高（4 回目）
22	2026 年 8 月 5 日	■■■■
23	2026 年 8 月 6 日	石田 宏樹（2 回目）
24	2026 年 8 月 6 日	j 氏
25	2026 年 8 月 12 日	米谷 信彦
26	2026 年 8 月 12 日	山口 勝之
27	2026 年 8 月 13 日	松岡 彰洋
28	2026 年 8 月 13 日	篠 秀一
29	2026 年 8 月 13 日	土岐 英秋
30	2026 年 8 月 14 日	f 氏（2 回目）
31	2026 年 8 月 14 日	b 氏（4 回目）

32	2026 年 8 月 14 日	清水 高 (5 回目)
33	2026 年 8 月 24 日	m 氏
34	2026 年 8 月 27 日	石田 宏樹 (3 回目)
35	2026 年 9 月 25 日	柴田 巧
36	2026 年 9 月 25 日	清水 高 (6 回目)

別紙 2

デジタル・フォレンジック調査概要

第 1 調査目的

当委員会は、本調査に関連する証拠データの把握・分析を目的として、デジタル・フォレンジック調査を実施した。

第 2 調査範囲

当社及び CU 社（以下「対象会社」という。）における調査対象者 7 名が使用するメール、チャット、グループウェア、クラウド上のファイル並びに PC 及びスマートフォン、外付け HDD 等（以下「対象データ」という。）を調査範囲とした。対象期間は、石田氏が「モバイルで稼働するブロックチェーン」の研究を 2017 年末に開始し、その後本格的に事業化を検討し始めた経緯を踏まえ、関連する初期段階のやり取りを含める観点から、2017 年 1 月 1 日以降とした。

第 3 調査手続及び結果

1 調査手続の全体プロセス

対象会社の IT 環境を確認し、調査対象となるデータの所在を把握した。その後、調査対象者に係る対象データの保全を実施した。さらに、保全した対象データについてドキュメントレビュー環境を構築し、キーワード検索等により抽出したドキュメントのレビューを実施した。なお、使用した検索キーワードは別表のとおりである。

2 対象会社の IT 環境と調査対象物

対象会社においては、メール機能として自社開発のメールサービス [] が使用されている。また、一部の調査対象者は、当社のメールアドレスに加え、グループ会社等のメールアドレスも保有していたため、これらの電子メールもデータ保全の対象とした。当社以外のメールアドレスのメールサービスは [] 又は [] を使用している。

チャット機能として []、スケジュールや社内メッセージ機能等としてグループウェア []、ファイルサーバー機能として自社開発の [] 及び [] が使用されている。

調査対象者に貸与された PC 及びスマートフォンに加え、調査対象者の同意を得た個人所有のスマートフォン等を調査対象物として、データ保全を実施した。

3 調査対象者とレビュー対象

本調査における調査対象者及び役職・所属等、レビュー対象者は下表のとおりである。レビュー対象者は、本件特許の開発関係者、対象会社の副社長及び社長秘書等、本件事案への関与可能性及び調査上の関連性を踏まえて選定した。他方、調査を進めるなかで本件事案への関与が限定的であると判断した者については、情報保全の観点から初期段階でのデータ保全を実施したものの、最終的なレビュー対象からは除外した。

なお、個人所有のスマートフォンについては、本件調査に関連する情報が保存されている可能性を否定できないことから、証拠保全の観点よりデータ保全を実施した。もともと、個人所有端末には調査目的と関連しない私的情報が含まれる可能性が高いことを踏まえ、調査の必要性及び相当性の観点から、最終的にはレビュー対象には含めていない。

No.	氏名	役職・所属等	レビュー対象
1	石田 宏樹	当社代表取締役社長 CEO 兼 CTQ、CU 社社長	○
2	清水 高	当社副社長	○
3	a 氏		○
4	b 氏		○
5	i 氏		○
6	l 氏		×
7	e 氏		×

(注) ○：レビュー対象、×：データ保全のみ実施（レビュー対象外）

4 レビュー環境構築とキーワード検索

保全した対象データについて、レビューに必要な前処理を実施したうえで、レビューシステム RelativityOne 上にレビュー環境を構築し、キーワード等による検索を実施してドキュメントレビューを行った。レビューシステムにアップロードしたドキュメント総数及びキーワード検索の結果、レビュー対象として抽出したドキュメント数

は、以下のとおりである。

項目	件数（件）
ドキュメント総数	5,008,559
レビュー対象ドキュメント数	40,276

5 ドキュメントレビュー結果

キーワード検索によりレビュー対象として抽出したドキュメントをレビューした結果、本調査の目的に照らし、重要性が高いと判断されたドキュメント 221 件及び関連性があると判断されたドキュメント 773 件を、当委員会の調査資料として用いた。また、調査の進捗に応じて、補完的なデータ検索及びレビューを適宜実施した。

以上

別表

検索キーワード一覧

No	検索式
1	(7575833 OR 7 5 7 5 8 3 3 OR 833 特許 OR 8 3 3 特許 OR 7575834 OR 7 5 7 5 8 3 4 OR 834 特許 OR 8 3 4 特許 OR 105620 OR 1 0 5 6 2 0 OR 107673 OR 1 0 7 6 7 3)
2	(特許 OR 発明 OR パテント OR パテン ト OR Patent OR P a t e n t) AND (共有 OR 共同開発 OR 帰属 OR 権利 OR 分担)
3	(特許 OR 発明 OR パテント OR パテン ト OR Patent OR P a t e n t) AND (石田 OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED])
4	(ブロックチェーン OR ブロックチェン OR Blockchain OR B l o c k c h a i n OR "TONE Coin" OR "TONE C o i n" OR "TONE Chain" OR " T O N E C h a i n" OR "Nano Chain" OR "N a n o C h a i n" OR "TONE Labo" OR "TONE L a b o" OR web3 OR w e b 3 OR Voter OR V o t e r OR Signer OR S i g n e r OR "Voter Ring" OR "V o t e r R i n g" OR "Offline Penalties" OR "O f f l i n e P e n a l t i e s" OR eKYC OR e K Y C OR PoA OR P o A OR "Proof of Authority" OR "P r o o f o f A u t h o r i t y") AND (CountUp OR C o u n t U p OR CU OR C U OR カウントアップ OR カウントアップ)
5	(設立 OR 将来) AND (CountUp OR C o u n t U p OR CU OR C U OR カウントアップ OR カウントアップ OR 別会社)
6	(特許 OR 発明 OR パテント OR パテン ト OR Patent OR P a t e n t) AND (CountUp OR C o u n t U p OR CU OR C U OR カウントアップ OR カウントアップ OR 別会社)
7	(ブロックチェーン OR ブロックチェン OR Blockchain OR B l o c k c h a i n OR "TONE Coin" OR "TONE C o i n" OR "TONE Chain" OR " T O N E C h a i n" OR "Nano Chain" OR "N a n o C h a i n" OR "TONE Labo" OR "TONE L a b o" OR web3 OR w e b 3) AND (石 田 OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED])

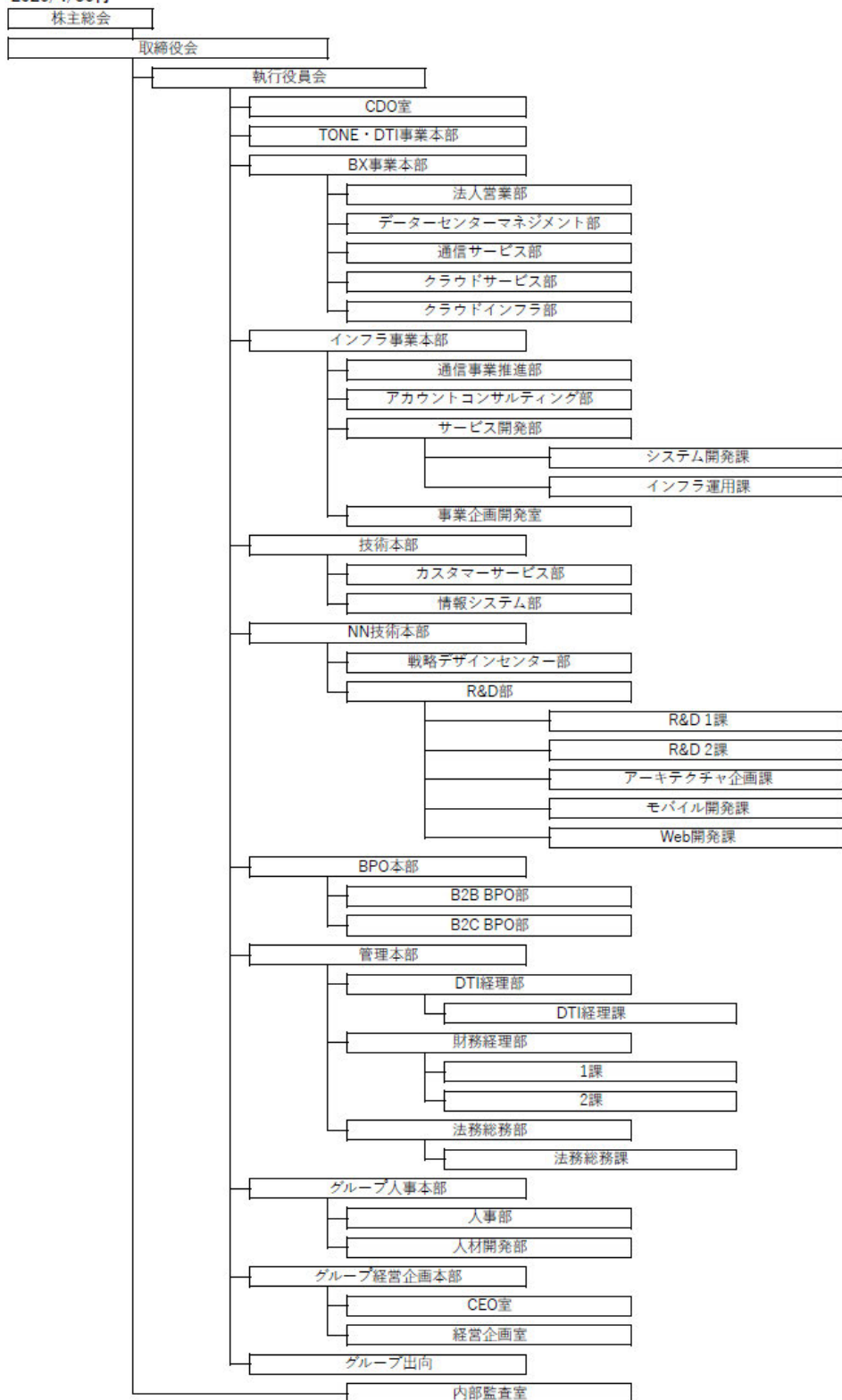
15	(買収 OR バリュエーション OR バリュエーション OR 価値算定 OR DD OR デューデリジェンス OR デューデリジェンス OR アーンアウト OR アーンアウト OR レポート OR レポート OR 報告書) AND (CountUp OR CountUp OR CU OR CU OR カウントアップ OR カウントアップ OR 特許 OR 発明 OR パテント OR パテント OR Patent OR Patent)
16	(取締役会 OR 決議 OR 特別委員会 OR 監査役 OR 竹田 OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ AND (CountUp OR CountUp OR CU OR CU OR カウントアップ OR カウントアップ OR ブロックチェーン OR ブロックチェーン OR Blockchain OR Blockchain OR "TONE Coin" OR "TONE Coin" OR "TONE Chain" OR "TONE Chain" OR "Nano Chain" OR "Nano Chain" OR "TONE Labo" OR "TONE Labo" OR web3 OR web3)
17	(取締役会 OR 決議 OR 特別委員会 OR 監査役 OR 竹田 OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ AND (Voter OR Voter OR Signer OR Signer OR "Voter Ring" OR "Voter Ring" OR "Offline Penalties" OR "Offline Penalties" OR eKYC OR eKYC OR PoA OR PoA OR "Proof of Authority" OR "Proof of Authority"))
18	(█████)
19	(石田 AND (████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████) AND (指示 OR 依頼 OR 命令 OR タスク OR タスク OR アサイン OR アサイン OR 進捗 OR 報告 OR 状況 OR 完了 OR 共有 OR ステータス OR ステータス OR 業務連絡 OR 協働 OR 開発)
20	((████ OR █████ AND (████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████) AND (指示 OR 依頼 OR 命令 OR タスク OR タスク OR アサイン OR アサイン OR 進捗 OR 報告 OR 状況 OR 完了 OR 共有 OR ステータス OR ステータス OR 業務連絡 OR 協働 OR 開発)
21	(石田 OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ OR █████ AND (給与 OR 報酬 OR 委託料)

22	([REDACTED] OR [REDACTED])
23	(奥村 OR 司法書士 OR 行政書士 OR 社労士 OR 税理士 OR 弁護士) AND (CountUp OR C o u n t U p OR CU OR C U OR カウントアップ OR カウントアップ)
24	(特許 OR 発明 OR パテント OR パテント OR Patent OR P a t e n t) AND (利益 OR 報酬 OR 収益 OR 分配)
25	(ICO OR 提案 OR モバイルブロックチェーン OR モバイルブロックチェーン OR "Trusted Internet" OR "T r u s t e d I n t e r n e t" OR wallet OR w a l l e t OR プライベートコイン OR プライベートコイン) AND (採用しな OR 採用せず OR 推進しな OR 推進せず OR 却下 OR 社外 OR プライ ベート OR プライベート OR 個人)
26	(職務発明)
27	(次世代ブロックチェーン OR 次世代ブロックチェーン OR "PoC Development" OR "P o C D e v e l o p m e n t")
28	(CountUp OR C o u n t U p OR CU OR C U OR カウントアップ OR カウントアップ OR 業務委託) AND (成果物な OR 成果物がな OR 実態な OR 実態がな OR 検収な OR 検収がな OR 架空 OR 便宜供与 OR 利益供与 OR 水増 OR 過大 OR 高額)
29	([REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED] OR [REDACTED])
30	([REDACTED] OR [REDACTED]) AND (副業 OR イベント OR イベント OR スポンサー OR スポンサー OR 報酬)
31	(利益相反 OR 関連当事者取引 OR 競業避止 OR 競業禁止 OR 競業違反)
32	(利害関係人)
33	(公私混同 OR ガバナンス OR ガバナンス OR コンプライアンス OR コンプライ アンス OR 違法) w/10 (問題 OR 指摘 OR 通報 OR 告発)
34	(まずい OR マズイ OR マズイ OR やばい OR ヤバイ OR ヤバイ)
35	(不法 OR 非合法 OR 違反 OR 違法 OR 不適切)
36	(不正 AND NOT 不正確 AND NOT 不正検知 AND NOT 不正利用防止 AND NOT 不正アクセス AND NOT アカウントが不正に使用されている 可能性 AND NOT 不正なログイン AND NOT 不正競争防止 AND NOT (カード w/10 不正))
37	(バレな OR バレる OR バレそ OR バレた OR バレち OR ばれな OR ばれそ OR ばれち)
38	(ばれる AND NOT 選ばれる AND NOT 呼ばれる AND NOT 叫ばれる

	AND NOT 喜ばれる AND NOT あばれる)
39	(ばれた AND NOT 選ばれた AND NOT 呼ばれた AND NOT 叫ばれた AND NOT 喜ばれた AND NOT あばれた)
40	(秘密に OR 秘密の OR 内密 OR 内緒 OR 内々 OR 口外 OR 黙って OR オフレコ OR オフレコ* OR ここだけの話 OR 隠す OR 隠し OR 内密に OR 内密で OR こっそり OR ひそかに OR 密かに OR 秘かに)
41	(転送不可 OR 転送は不可 OR 転送不要 OR 転送は不要 OR 転送無用 OR 転送は無用 OR 転送禁止 OR 転送は禁 OR 転送しな OR 転送せず OR 転送は控 OR 転送を控 OR 取扱注意 OR 取扱に注意 OR 取扱には 注意 OR 取扱い注意 OR 取扱いに注意 OR 取扱いには注意 OR 取り扱 い注意 OR 取り扱いに注意 OR 取り扱いには注意)
42	(説明 OR 調査 OR 監査 OR 誤解 OR 誤認 OR 回避 OR 隠蔽 OR 隠べ い OR インタビュー OR インタビュ OR ヒアリング OR ヒアリング OR フォ レンジック OR フォレンジック)AND(監査法人 OR デロイト OR デロイト OR ト ーマツ OR トーマツ OR 特別委員会 OR 調査委員会 OR 弁護士 OR 会計士)

組織体制の概要

2026/4/30付



別紙 4

CU 社の資金収支

		2023 年 9 月期 2 期	2024 年 9 月期 3 期	2025 年 9 月期 4 期	2026 年 9 月期 5 期
収入	当社からの業務委託 収入（定常分） 月額 1,000 千円。 2024 年 9 月期の 7 月 分より 1,750 千円に 増加。	0	13,250,000	21,000,000	12,250,000
	当社からの業務委託 収入（スポット分）	0	3,000,000	0	0
		0	16,250,000	21,000,000	12,250,000
支出	業務委託費				
	a 氏への業務委託				
	b 氏への業務委託				
	i 氏への業務委託				
	当社への業務委託				
	特許関連費用				
	SpinTrust 社に対する 事務所家賃	0	2,533,001	6,150,000	2,142,000
	i 氏への消耗品費の 計上				
	飲食代等の交際費				
	その他				
		2,689,261	10,662,778	22,268,149	6,050,748
営業損益金額		△2,689,261	5,587,222	△1,268,149	6,199,252
税引前当期純損益金 額		△2,689,240	6,111,752	△1,262,626	6,078,376

売上債権、仕入債務、未払費 用の増減等	△401,103	△860,698	△606,824	1,878,853
------------------------	----------	----------	----------	-----------

有形固定資産の取得	0	△250,000	△9,569,971	0
短期借入金の借入	0	2,018,891	26,298,535	0
石田氏	0	2,018,891	11,298,535	0
当社	0		15,000,000	0
短期借入金の返済	0	△1,980,000	△11,937,426	0
石田氏	0	△1,980,000	△11,937,426	0
当社	0		0	0

合計（Net の資金収支）	△3,090,343	5,039,945	2,921,688	7,957,229
---------------	------------	-----------	-----------	-----------

期首資金残高	3,402,606	312,263	5,352,208	8,273,896
期末資金残高	312,263	5,352,208	8,273,896	16,231,125

注：5 期は、2025 年 10 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日までの 7 か月間である。

注：2023 年 9 月期以前の石田氏からの借入額 600,000 円に、2024 年 9 月期及び 2025 年 9 月期の借入額合計 13,317,426 円を加えた石田氏からの借入総額は 13,917,426 円であり、2025 年 9 月期までに全額返済されている。

当社選定取引の一覧

区分	取引先	内容	再検証の結果
経費データ	CU 社	業務委託費	※1
	会食 当社-石田氏		※2
	FS 社	業務提携_実験サービスへの協力金 ()	※1
	チーフストラテジスト業務委託		※1
預金出金データ	CU 社	株式会社 CountUp 株式の譲渡代金	※1
	CU 社	Blockchain に係る業務委託	※1
	チーフストラテジスト業務委託		※1
	ファンクラブ関連業務委託		※3
	保養施設の清掃、管理の委託		※3
	ファンクラブ関連業務委託		※3
	会食 当社-石田氏 (青葉台ハウスの件)		※2
	FS 社	業務提携_実験サービスへの協力金 ()	※1
稟議書データ	チーフストラテジスト業務委託		※1
	CU 社	株式会社 CU 社向け開発委託料の変更について	※1
	CU 社	CU 社向け開発委託について	※1
	HSM 保守費用について		※1
	JASRAC	楽曲「 」著作権使用料につて	※1
	ブロックチェーンアドバイザー業務に関する業務支援契約の締結		※1
	O 社	O 社への楽曲制作発注	※1

	C 社 [REDACTED]	[REDACTED]	※3
	[REDACTED]	[REDACTED]	※3

※1：当初の本調査の対象と重なるため背景事情として活用したもの

※2：深掘り調査を行ったもの

※3：取引の規模等に照らし重要性が低いと判断し、本調査の対象として取り扱わなかったもの